

平成26年 9月第72回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 平成26年 9月10日（水）

○開会年月日 平成26年 9月10日（水）

○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 久保美博君	2番 森永和夫君
3番 菊地幸雄君	4番 泉浩壽君
5番 大木雄君	6番 山本徹君
7番 池田洋助君	8番 山上芳子君
9番 才野俊夫君	10番 下野安彦君
11番 林博君	12番 山崎正史君
13番 寺岡保君	14番 中田厚寛君
15番 宮岡徳男君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 稲本隆壽君	副町長 稲田繁君
総務課長 宮野照三君	住民課長 三根生憲一君
税務課長 山上幸久君	保健福祉課長 土居好弘君
会計管理者 三原美津夫君	建設デザイン課長 橋本健一君
町並・地域振興課長 安川徹君	産業振興課長 小野植正久君
小田支所長 正岡和猶君	環境政策室長 大森豊茂君
政策調整班長 山岡敦君	上下水道対策班長 西川安行君
危機管理班長 亀岡弘君	地域医療・健康増進センター長 曾根岡伸也君
教育委員会委員長 城戸彰君	教 育 長 亀岡忠重君
学校教育課長 片山哲也君	自治・学習課長 井上淳一君
代表監査委員 片岡安男君	農業委員会会長 上岡孝光君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 堀本増隆君	書 記 矢野昌記君
-------------	-----------

○議事日程（第7号）

平成26年 9月10日（水）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

日程第 5 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

午前10時00分 開会

○議長（下野安彦君） ただ今から、平成26年9月第72回内子町議会定例会を開会致します。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の委員長、代表監査委員及び農業委員会の会長の出席を求めています。また、説明員として、出席通知のありました者は、副町長、教育長及び各課長・班長等の18名であります。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下野安彦君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、14番中田 厚寛議員、15番宮岡 徳男議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（下野安彦君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、去る9月3日開催の議会運営委員会において協議され、本日から19日までの10日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月19日までの10日間に決定しました。なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第7号のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（下野安彦君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。

議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧頂いた事と思いますからご了承下さい。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（下野安彦君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本日、ここに平成26年9月内子町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出致します案件は、報告事項が6件、決算認定が11件、条例の制定及び一部改正等5件、補正予算が6件、人事案件1件、その他として3件の合計32件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、ご案内のように、9月3日に発足した第二次安倍改造内閣では、人口減対策や地域活性化に取り組む「地方創生」を改造内閣の最重要課題に掲げ、地方創生担当大臣を新設されるなどして、地域の活性化に向け取り組まれることになりました。地方創生は、従来の縦割り型行政を打破し、地方の雇用創出や子育て支援などの抜本対策を打ち出す司令塔として位置づけられた、首相を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」によりまして、人口減少に歯止めをかけ、活力ある社会を維持するため、出産や子育てがしやすい社会づくりや、地域の特性を生かしたベンチャーの促進など、地方での雇用創出を図ることとしており、内子町においても、今後の取り組みに対する支援が期待されるところでございます。また、地元愛媛1区選出の塩崎恭久氏が、厚生労働大臣で2度目の入閣を果たされました。増大する社会保障経費への対応など、国民に身近な政策課題を担当されることとなりますが、塩崎大臣の手腕にも大きな期待を寄せるところでございます。いずれにしても、経済再生や社会保障、エネルギー、TPPなど一方では1,000兆円を超える債務などの課題は山積しており、その行方を日本再生への期待をもって注視しているところでございます。

さて、今年の夏は台風や梅雨前線などの影響によりまして、特に西日本では統計史上最多の雨量を観測しました。各地で集中豪雨による土砂災害や浸水など、多くの甚大な被害をもたらしました。特に、広島市における土砂災害につきましては、今もなお災害復旧や行方不明者の捜索が続けられております。尊い命を落とされた方々に対して心からお悔やみを申し上げますとともに、被災され、苦しい避難生活を強いられている方々に対し、お見舞いを申し上げる次第であります。内子町におきましても、8月9日から10日にかけて台風11号の影響によりまして、24時間の雨量が130ミリという激しい豪雨となり、災害本部を立ち上げ、厳重な警戒にあたったところでございます。幸いにも人的被害や大きな被害はなかったものの、小田の中田渡、上川、中川地区で、15世帯、22人が自主避難。さらに避難勧告発令によりまして、上川地区では48人、中川、本川地区では12人、合計60人が避難を致しました。また、大瀬自治センターにおいても避難所を開設し、いつでも地域の皆さんが避難できるように準備致しました。広島市のような大規模な災害は、今やいつ、どこで起きてもおかしくない状況にあります。内子町では、雨量観測所の増設や、避難勧告、避難指示を出すタイミング、豪雨により防災行政無線放送が聞き取りにくい状況下での伝達方法等について、もう一度、点検等をする必要性を考えているところです。議員各位におかれましても、今後とも、内子町の防災行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

さて、それでは、早速当面致しております事務事業等についてご報告申し上げ、ご理解をいた

だきたいと思います。ご報告致します内容は、1つ、地域おこし協力隊についてでございます。2つ目に台風による災害状況について。3つ目に合併10周年記念式典についての3件でございます。

まず、地域おこし協力隊についてご報告を申し上げます。今年の4月1日より、内子町では3名の協力隊員を採用致しました。早速、8月には、県内の大学生をボランティアスタッフとして招き、住民との交流を図りながら地域活性化を図ろうと「御祓夏祭り」が開催されました。また11月には、各地で開催される文化祭を巡回バスでつなぐ「うちこ「わ」まつり」を企画するなど、それぞれの地域で、精力的に活動して頂いておるところでございます。そして、今年の10月1日より、新たに1名、道の駅小田の郷せせらぎのマネージャーとして採用することと致しました。着任頂く方は、東京都西東京市出身の納堂邦弘さん40歳男性で、納堂さんには、今後せせらぎの販売戦略の提案や施設独自の商品開発、情報発信などを行って頂きます。これまで、数多くの企業において、CSR（企業の社会的責任）に関するコンサルタント業務や、マーケティング業務のサポートを行うなど、豊富な経験を積み重ねておられまして、せせらぎの経営改善等について成果を上げて頂けるものと大いに期待をしているところでございます。

2つ目の台風による災害状況についてでございますが、8月1日から10日にかけて発生した台風による災害状況についてご報告致します。台風第12号及び11号の2つの台風の影響を受け、町内各地で多くの被害が発生しました。幸いにも、人的被害や家屋被害は発生しませんでした。公共土木施設や農林土木施設、農地などで多大な被害が発生しました。被害状況につきましては、公共土木施設で9箇所、1,300万円。農地・農業用施設で8箇所、2,000万円。林業施設、林道でございますが、19箇所、1億1,620万円の被害が発生し、総計で被害箇所数36箇所、被害総額は約1億4,920万円となっております。このうち、補助対象となりうる災害は、公共土木施設3箇所、農林土木施設19箇所の計22箇所、被害額1億4,400万円であり、現在、測量・調査等の業務を行っており、災害査定の採択準備を進めているところでございます。また、復旧に向けて必要となる予算措置は、本定例会に計上致しておりますので、ご理解を賜りご決定いただきますようお願いを申し上げます。今後は、年末まで国の災害査定を、事業決定を受け、本格的な復旧は年明け以降となる見込みでございますが、準備の整ったものから順次発注を行い、早期復旧に努めたいと考えています。

最後に、合併10周年記念式典についてご報告致します。内子町は、平成17年1月1日に3町が合併し、新内子町が誕生して以来、平成27年1月1日で合併10周年を迎えます。合併以来、新内子町建設計画に沿い、地域間の融和を図りつつ、住民と行政の協働により、着々と事業を進めて参りました。特に、デマンドバスなどのきめの細かいコミュニティバスの運行、健康増進施設や温浴・宿泊施設を整備した龍王再開発、病院の誘致、教育施設の充実及び耐震化、自治会制度と地域づくり事業を全町に広げた地域自治システムの構築に取り組んできたところでございます。また、市街地整備やうちこツーリズム、小田深山の保全、地域経営型行政の推進など、その他のシンボルプロジェクトについても、少しずつではありますが内子らしい取り組みが進んでいると考えているところでございます。そこで、平成27年2月7日土曜日に、合併10周年記念式典を内子座で挙行することと致しました。また、式典に続いて、落語家の立川志の輔師匠をお招きし、落語スタイルでの記念講演も予定しております。内子のまちを見て頂いた上で、「将

来のまちづくり」についてお話を頂く予定としており、ご来賓の他、一般の方々も、限定的になるかもしれませんが、無料で聞いて頂けるようにしたいと考えているところでございます。その後、場所を共生館ホールに移し、ささやかではありますが、祝宴を行うこととしておりますので、議員各位のご臨席を賜りますようお願いを致します。以上、3件の事柄についてご報告申し上げましたが、今後の活力ある内子町を創造するために、引き続き議員各位のご指導とご協力を重ねてお願い申し上げまして、招集のご挨拶と致します。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） 以上で、「招集あいさつ及び行政報告」を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（下野安彦君） 「日程第5 一般質問」に入ります。

質問は、通告により一括質問、一括答弁を行い、再質問から一問一答と致します。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願い致します。発言時間が35分を経過した段階でお知らせ致します。また、理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。

議事整理の都合もありますので、通告者以外の関連質問はご遠慮願います。質問通告者は、3名であります。受付順に、質問を許します。

それでは最初に、森永和夫議員の発言を許します。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○2番（森永和夫君） すがすがしい秋晴れの中、開催されます9月議会にあたり質問を致します。2040年までに自治体の半分が消滅する。これは、増田寛也元総務相が座長を務める日本創成会議の人口減少問題検討分科会が発表をした推計です。地方から大都市圏への人口流入や少子化が止まらなければ、約1800の市区町村のうち896が将来なくなってしまうとの内容です。5月8日にこの推計が発表されますと、全国の自治体に大きな衝撃が走りました。もちろん、人口の減少は今後相当の確度で起こりますが、全国均一に起こる訳ではありません。若者、特に若い女性をつなぎ止めることが出来ない地域は、人口が減少し、自治体が維持出来ないレベルに追い込まれていくというものです。自治体消滅というと、ゴーストタウンになるのかと感じますが、日本創成会議の発表資料は消滅を明確に定義していません。20歳から39歳の女性人口が50%以上減少した場合、合計特殊出生率が現状の1.41のままなら人口減少が続くと言及をただけです。そして、結論的に末尾では自治体の語句を使わず、「こうした地域は最終的には消滅する可能性がある」と記されています。我が国は、先進国の中でも突出したスピードで少子高齢化が進み、国・地方を通じて少子化対策は焦眉の急となっています。国や地方自治体では様々な少子化対策を講じて来ましたが、残念ながら少子化に歯止めを掛けるには至っていません。その結果が、今回の日本創成会議の報告に繋がったものと言えます。人口規模が小さくなるという事は、経済活動が縮小し、財政規模も小さくなるというだけではなく、地域のコミュニティの維持すら困難になります。さらに、増田寛也元総務大臣は、「人口急減の緩和には出生率1.8の

実現がまず必要であり、そのために20歳代後半の婚姻率を現在の40%から60%に高めるとともに、働く場、子育て、教育の環境を整備する事が欠かせない」とし、そのためにも「産業政策として働く場を地域にどれだけ作れるかが重要」と述べています。私達は、まず現実から目を逸らさず、将来に向けた対策をしっかりと議論すべきだと考えます。全国知事会においても、人口減少問題を「国家の基盤を危うくする重大な岐路」と位置付けた非常事態宣言がまとめられました。この宣言では、少子化や人口流出によって「近い将来、地方はその多くが消滅しかねず、その流れは確実に都市部にも波及する」と指摘し、「国と地方が総力をあげて思い切った政策を展開すべきだ」としております。一方、国においては、日本創成会議による発表に衝撃を受け、「人口急減、超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対し、今こそ正面から取り組んでいかなくてはならない。これは地方でより緊急かつ深刻だ」として、人口減少対策や地域経済活性化に取り組むため、安倍首相を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」を発足させ、「アベノミクス」の効果を全国津々浦々に普及させる「ローカル・アベノミクス」を策定することとなっております。また、愛媛県でも深刻化する少子高齢化問題を受け、部局横断の人口問題プロジェクトチームを設置し、就労や結婚・子育て支援、定住対策・集落対策といった事業を検証し、総合的な対策を検討し、地方創生を目指す国に現場視点で政策提言をしていくことを発表されました。そこで中村知事は、「人口減少問題は少子化など幅広い問題が絡み合う。課題を把握し政策をリンクさせ、相乗効果をもたらす必要がある」と強調されています。これまでも内子町の人口減少問題は、本会議においても何度も議論がなされました。人口減少問題は、日本の将来を左右する重要課題であると同時に、我が内子町にとっても切実な最重要課題であります。合併当時2万646人の人口が現在1万7,879人です。先ほどの、創生会議の推計を見ますと、2040年には9,794人になり、20歳から39歳の女性は2010年の1,400人から542人になると予想されています。ということは、内子町も将来的には「消滅する可能性があるかもしれない」ということになります。町長と私は年が同じですから、2040年には88歳、米寿を迎えています。我々もいつまでも現役ではありません。このままですと、引退してから今以上に人口の減り続けるふるさとの姿を目の当たりにして年を重ねることになります。そうなった時、私は必ず後悔すると思っています。あの時、もっとすることがあったのではなかったのか、何のために議員になったのかと地団駄を踏み、自責の念にかられることになるでしょう。そうならないためには、今こそ、わが町の最重要課題として人口減少問題に取り組み、結果を出すことが大切と考えます。それが我々世代の責任ではないでしょうか。町長は1万7,879人の乗客を乗せた「内子丸」の船長です。内子町消滅へ向かってこのまま航海していくのか。夢と希望のある未来へと舵を切るのか。重大な局面を迎えています。人口減少問題については、同僚議員も何回か質問をされ、私も昨年6月議会では「人口減少の危機に対し、定住人口を増やすための取組み、問題点」について質問をしました。それに対し「移住施策は県内一である。人口減少への対策として移住政策、企業誘致、デマンドバスなど小規模高齢化集落対策、自治会活動の活性化にさらに力を入れ自治体の存続を図っていく。」と答弁されています。また、私の3月議会での「新年度にあたり人口減少への具体的な施策はないのか」という一般質問に対し、「なかなか特効薬はない。基本は産業を活性化させ売上を伸ばすこと、再生産に結び付けて行くこと。こういう仕組みが基本である」と答弁されています。子育て支援、定住・移住促進、雇用創出など、取り組むべき課

題は多岐にわたります。国や県頼みではない、内子独自の人口減少問題対策を講ずべきと考えます。例えば、子育て支援についてもカンフル剤が必要なのです。2040年に後悔しないためにも、具体的な方策をきちんと出していくべきだと思います。私は、今こそ内子町の行政・議会・町民が三位一体となって、内子の未来のための知恵の出どころと考えています。

そこで町長に質問を致します。来年度予算編成に反映させるという「地方版アベノミクス」に何を期待されるか伺います。また、過去にも、福田内閣において「地方再生モデルプロジェクト」が実施されました。その時にも、地域が知恵を絞った事業を国が後押しをした例がありました。

「まち・ひと・しごと創生本部」でも、地方版戦略の策定に積極的な自治体に、地方交付税を手厚く配分する仕組みなども検討されているようです。また、自民党においても、ふるさとに人口と活力を取り戻すプロジェクトチームを立ち上げ、先駆的な少子化対策を支援する交付金の拡充なども提言されています。減少問題は、地域によって必要な対策が異なります。私は、今、地方自治体の姿勢が問われると思っていますが、町長のご所見を伺います。私は、今から直ちに取り組めば、未来を変えることはできると思っています。これまでにない思い切った政策を展開し、先ほど言いました行政・議会・町民が総力を結集して取り組むべきと考えます。来年度からスタートする総合計画の策定が進められています。人口減少に歯止めをかけるために、これまでとは違う何か具体的な取り組みは盛り込まれているのでしょうか、お尋ねを致します。

次に、中村愛媛県知事のトップセールスによる愛媛県産品の県外・海外への販路拡大が積極的に進められています。商談会やフェアは前年同期から倍増の計136件で、参加企業は316社増の1031社。成約件数は県が把握しているものだけでも498件増の613件、成約金額を見てみますと、24年度は1年間で約8億4,000万円、25年度は9カ月で19億7,000万、このうち66件は海外で、成約金額は約2億9,000万ということで、営業成績が順調に伸び、中村知事はしっかりと結果を出されています。愛のくにえひめ営業本部では、今年度の成果が飛躍していることについて「昨年度の営業が実り始めている」と分析。また、昨年6月に大阪市のダイキなんば店にて開催された「愛媛のふるさと愛味（うまい）ものフェア」でも、県内の20市町と加工食品などの販売を1週間ずつ4回開催し、1回約500万円の売り上げがあったそうです。内子町においても、販売戦略担当を設置され、巣鴨での内子フェアを始め、各種商談会やフェアへの参加など首都圏での販路拡大を推進しています。昨年の巣鴨でのフェアは台風のため中止となりましたが、昨年6月議会での答弁で、「過去3ヶ年の売り上げは約370万円。これからは、イベントで産品を売るばかりでなく、首都圏の小売業者や百貨店・スーパーなどと取引ができるように販売戦略を行っていきたいと考えている」ということでしたが、すでに1年以上が経過しました。その後、具体的に売り上げにつながったものはあったでしょうか、費用対効果はどうであったのか成果を伺います。併せて、今年も内子フェアを開催する予定と聞いていますが、成果を上げるためには、毎年、毎年同じような取り組みをしていたのでは戦略とは言えないはずです。巣鴨でやる意味、目標値などは設定されているのか。そして、今年の実績、戦略を伺います。また、昨年ダイキなんば店にて開催されました「愛媛のふるさと愛味（うまい）ものフェア」には内子からも数社参加されていたようですが、成果はどうであったか伺います。私は、前にも言いましたが、内子の産品を町外、県外に売り込むことは大切と考えています。ただ、民間感覚からしますと、やはり、結果を出すということが何よりも求められます。そして、結果

を出すためには、消費者のライフスタイルやニーズなど情報収集をし、何が売れるのか、どうすれば売れるのか、また他社との競合に勝てる商品をいかにつくるのか、ブランド化をどう進めるのかなど、しっかりとした販売戦略を立てることが大切と考えます。愛媛県では、香港、台湾、シンガポール、タイなどを県産品輸出拡大の重点市場と位置づけ、今後も積極的に海外に向け営業を継続していくことになっています。内子町でも、県内9町と連携してそれぞれの町産品を台湾へ売り込もうとされているようですが、海外での販売となると輸送コストなど経費の面もあり慎重な取り組みが必要だと思います。台湾で内子産品を売るためにどのような販売戦略を立て、何を売り込もうとしているのか、お聞きします。また、今後、県が開催する台湾フェアなどに内子町として参加されるのか伺います。最後に、町長としてトップセールスをされるにあたり、くいようですが、数字で結果を出すことが必要です。町長の意気込みをお聞きして、最初の一括質問を終わります。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 森永議員にお答えを致します。私の方からは、まず第1点目の地方版アベノミクスに何を期待されるのかということにつきまして、まず最初にお答えをしたいと思います。ご案内のように「まち・ひと・しごと創生本部」は、安倍首相が提唱される地方創生実現のために、従来の縦割り型行政を打破して、地方の雇用創出や子育て支援などの人口減少対策や地域経済活性化について抜本的対策を打ち出そうと。その司令塔として位置づけられておりまして、今年の秋の臨時国会において、関連法案の提出を目指すということをお聞きしております。年明けくらいを目処に、結婚や出産に希望がもてるような地方の環境整備などを掲げられて、国と自治体がそれぞれ具体策や目標を盛り込んだ2020年までの総合戦略や、60年時点で人口1億人程度を維持するなど将来展望を示す長期ビジョンを策定予定とする一方で、県の方に政府戦略を参考に都道府県版をつくるよう努力義務を。また、市町村では任意で作成することができるようにする。そんなことを国は、現在検討されておるようでございます。この人口減少の克服に向けた地方創生を推進するためには、森永議員もおっしゃいましたように、地方で自由に使うことができるような交付金、これも検討されておられるようでございますけれども、こういう一連の国の動きを見ておりますと、国も地域の再生に向けて、いよいよ本腰を入れてきたなというふうには私は受け止めているところでございますし、一方では期待もしているというところでございます。現段階では、今申し上げましたようにまだ法律がこれから審議されるというところですから、その中身がよく分かりませんので、具体的に国の方向が具体的な所で、現場でどういうふうなものになって現れるのかということは、もう少しこの動きを注視しておかななくてはならないなというふうには思っていますが、いずれにしても森永議員のご指摘にありましたように内子町にとって人口問題というのは大きな課題でございますので、特に出産をどういうふうにして維持して行くのか。あるいは、拡大していくのか。20代から40代の若い人たちをIターンや町内の皆さん方が起業をしやすいような環境をどうつくっていくのか、要するに稼ぐような環境をどういうふうにつくっていくのか。もろもろいろんな問題がこの人口問題には絡んでいると思いますから、各

課横断、きちっと横に連携をとってですね、真摯に向き合っていかななくてはならないというふうに私は受け止めたところでございます。次にそういうふうなものと重なるわけでございますけれども、具体的なところを少し申し上げますと、内子町ではご案内のようにこれまで総合計画のシンボルプロジェクトとして位置付けておりまして、「うちこんかいプロジェクト」というのを具体的に展開しているところです。これは、県内自治体の中でも特に内子町は非常にトップクラスの移住者になっているというふうに私たちは捉えておりまして、県としてもいろんなことで内子町の方法というものを、私の所にもどういう方法でやっているんですか。あるいはどういうふうなアイデアがあるんですか、という公式・非公式な問い合わせ等も参っているところでございますけれども、平成19年度から今現在までで51組115人の移住者を受け入れて参りました。また、先ほど申し上げましたように今年の4月から地域おこし協力隊を3名採用致しまして、10月からも更に1名採用することなど、地域の皆さん方と一緒に汗をかいて場合によっては、そういう人たちが起業をしていくような方向、環境をつくっていけばさらに良くなるのではないかなというふうに思っているところです。ですが、人口減少を食い止めるということについては、先ほど申し上げましたように移住支援だけでは不十分でございます。例えば新しい企業をどういうふうにして誘致して行くのか、どんな企業があったらいいのか、また地場産業の振興をもっともっと稼ぐものにするためにはどうしていったらいいのか。情報通信網の強化をどういうふうにして図っていったらいいのか。先程申しましたようにいろんな分野が絡み合った問題でございます。今度の総合計画の中でそういうこともしっかりと意識しながら、今までのようにふるさとを愛し、ふるさとの発展を願う町民の皆さん方と一緒に汗をかくという姿勢がとても大事だというふうに思っているところです。これは、1番目のご質問と2番目のご質問が若干重なっている所があると思いますけれども、もし不足な所がありましたら、再質問でご質問いただければというふうに思っているところです。あと総合計画の中で具体的にどうかということにつきましては、総務課長の方で答弁をさせていただきます。また、販売の方につきましては、小野植産業振興課長に答弁を致させます。

その次の、海外の販売戦略につきまして私の方からお答えを致します。愛媛県は県・市町連携推進プランに基づきまして、ご案内のように平成26年度から、新たな連携の枠組みが決定した台湾等との交流拡大に向けて物産を売り込もうということで、もうすでにフェア等々も開催され、今後の計画等々も検討されているようでございます。可能であれば、内子のさまざまな物産も輸出に向けて検討して行きたいというふうに思っておりますが、なにぶんにも海外へ出すということについては国内で販売するのと若干違いますから、何が求められているのか。求められている物が本当に内子町で供給可能なのか、どうなのか。また特に農産物等々につきましては、使用する栽培の農薬の基準というものも違いますから、そういったものもきちんとクリアしないといけない。さまざまな課題があろうと思いますから、そういうものを一つ一つ点検する必要があるな。可能であれば前向きに検討していきたいというふうに思ってます。と同時に、私は内子町の観光に台湾の皆さん方がもっともっと来ていただけるようなことにならないかな、というふうに思ってます。特に、小田深山のあのスキー場、西日本でもトップクラスのスキー場と言われておりますから、ああいうところに台湾の皆様方が来られて、満足していただけるようなそういうプランはできないだろうか。そんなこともチャンスがあれば向こうの皆さん方と相談出来る機会があれ

ば協議してみたいなというふうにも思っている所です。それから今後、そういう開催する台湾フェア等に内子町として参加されるのか、ということでございますけれども、今申し上げましたようにさまざまな課題はありますけれども、可能であればぜひ調整もしてみる必要があるというふうに思っております。もしそうなれば、町内のいろんな企業の皆さん方とまたご相談をしながら進めていかないといけないなというふうに思ってます。

最後の販売戦略についての基本的な考え方についてのご質問でございますが、私は販売戦略を置いてるということは、その場所でどれだけ売れたかということはもちろん大切なことなんです、その場だけでという判断はしておりません。これは、内子町における、この中山間地域の町が元気になるためには、もちろん作ったものが付加価値を上げて大勢の皆さん方に食べていただく、使っていただくということがまず大事です。そのためには販売をするっていうことが大事です。2つ目は、内子を訪ねてきて下さるような、そういう観光への誘客ということも合わせてやっていかないといけないというふうに思ってます。そして、大勢の人との人脈を広げていく。内子町の応援をしてもらう人をより多く作るということも大事だというふうに思ってます。そして、全体的に内子町のブランド力を上げるということにもなると思いますから、最終的にそういうふうにトータル的に考えて、この販売戦略というものを実施しているつもりでございます。数字で結果を出すということはとても大事です。私はこのことについては否定はしません。しかし、結果が数字になりにくい分野もあるわけでございます。だいたい巣鴨で1回あたり販売で150万前後くらいでございますけれども、数字的にはこれを上回るようにやろうよということで示しておるところでございます。また、これ以外でも県の食の大使館、愛媛の食を扱うたくさん飲食の、食の大使館が指定されておられますから、そこでも内子町の商品、物産等々が今使われ出したというふうに考えているところでございます。それからグリーンツーリズムへの誘客というものへも現在増えておりまして、1年間でだいたい8,000人を超える人達が民宿等に泊られるようになりました。現在だいたい年商6,000万くらいですけども、これは1億にしようよということで今呼びかけているところでございます。先般行いました内子座文楽もだいたい4回講演で1,600名くらいの皆さん方が来られましたが、そのうちの約200名は東京圏域からのお客様でございます。この数字をずっと現在のところ、キープしております。ちなみに、観光客数は関東から8万4,000人、去年から比べましたら1万2,000人、東京からお客さんが増えているという状況でございます。そういう意味では巣鴨だけではないんですけど、さまざまなPR、東京等でのPR等々が、ある面では間接的にもこういう形で表れてきているんじゃないかなというふうに私は思っています。この数字をさらに上げるようにですね、努力していかないとかなというふうに思ってます。以上でございます。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

〔宮野総務課長登壇〕

○総務課長（宮野照三君） 人口減少問題にどう対応して行くのか、総合計画の中で何か具体的な対策は盛り込まれているのか、という点についてお答えを致します。第2期内子町総合計画は、昨年度より策定作業を進めており、先の議会全員協議会でも若干説明をさせて頂きました。さて、議員ご質問の、人口減少に歯止めをかけるこれまでとは違う取り組みであります、内子町の現

状と問題点をふまえた上で、現行計画の取り組みを継続させながら、新たな視点からの施策も交えつつ、最終的には、基本計画で具体的に明記する考えでございます。基本計画は、現在基本構想の見直し作業と併せて、各課において「私たちの課の仕事」として作成中であり、今月末を目処に事務局でとりまとめることとしております。基本構想の部分で申し上げますと、現行計画では、人口減少は内子町が直面している第一の危機であると位置づけており、その課題を解決するためには、地域の魅力を高め、人口減を食い止めることが重要であるとし、①生活基盤・情報基盤の整備、適切な住宅供給、U I J ターン促進等により、急激な人口減を緩和し定住人口を増やすことを目指す。②自然と共生するエコロジータウンをつくる。③景観まちづくりに取り組み、地域の魅力を増進する戦略の柱とし、「うちこんかいプロジェクト」として取り組んで参りました。第2期計画では、人口減少に対する対応は更に最重要課題として位置づけており、「うちこんかいプロジェクト」を継続させつつ、財政状況が厳しくなる中で、町民の暮らしを守り、地域の元気を維持していくために「稼ぐ力をつける」ということを新たな戦略として考えております。すなわち、農業の衰退を食い止める攻めの農業の推進、多様な森林資源を活用した新たな林業振興策、賑わいのある商店街の創造、持続可能な着地型観光の推進など、経済力を高めることにより、福祉・教育・文化等の面で、よりよい町民の暮らしを支えることを目指すものであります。そのことが人口減に歯止めをかけることになると考えております。また、日々進歩が著しい情報通信技術を、企業誘致や観光客の誘致、更には教育や保育、医療や福祉の分野、更には防災対策などでうまく活用を図りながら、人口流出を食い止め、移住人口を増やしていくことなども強く盛り込んでいます。更に、庁内の若い子育て世代の職員で組織した「子育て応援プロジェクトチーム」の提案による子育て支援に対する提案も、シンボルプロジェクトとして位置づけ、現在担当課において検討し、基本計画にまとめている所でございます。議員ご指摘のように、人口減少対策は町が一体となり、行政・議会・町民が総力を結集して取り組んでこそ成果を上げられるものと考えます。また現在、五十崎・小田地区では、7年後を見据えた地域づくり計画書が策定されつつあり、町の総合計画とも相互にリンクした計画書づくりが進行中です。町も自治会の計画書づくりを支援しながら、人口減少に歯止めをかける、協働した取り組みを行って参りたいと考えておりますので、議員各位の皆様のご理解・ご支援をお願い申し上げます。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

〔小野植正久産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（小野植正久君） 私の方からは、販売戦略の首都圏での小売業者や百貨店等での販売の状況、費用対効果、今年の取り組みや戦略についてお答えを致します。平成22年10月、巢鴨での「内子フェア」を皮切りに、主に豊島区を中心に内子ファンの拡大や町産品の販路開拓のためのPR活動として、豊島区内でのイベントである7月の「東京フラフェスタ」、10月の「ふくろまつり」と巢鴨での「内子フェア」、3月の「としまものづくりメッセ」を通して観光物産展等を継続的に行ってきております。これらの活動の目的は、内子町のPRと知名度アップですが、その手段として観光物産展等を行っており、その費用対効果ですが、過去4年間の販売額は約650万円。経費は1,660万円であり、そのうち県単の補助金、新ふるさとづくり総合支援事業費補助金826万4,000円をいただいで実施を致しました。また、町産品等

の新たな販路開拓を目指し、首都圏等の小売業者や百貨店等へ販売活動を行っておりますが、この活動の中で、東武百貨店等での地酒の販売や飲食店での干しシイタケの販売、ホームセンターでの森林組合の薪の試験販売など、実績も少しずつ出てきております。また、現在、ある大手企業と商談をしており、この件が成約に結びつけばと期待をしているところでございます。今年の取り組みと致しましては、7月に「東京フラフェスタ」に参加したところでありますが、10月11日、12日の「ふくろまつり」、10月25日、26日には「内子フェスタ in 豊島区巢鴨」に出展・参加することにしております。新たな取り組みとして、愛媛たいき農協とは町産品等の販路開拓等をお互い連携することが必要であることを確認しており、その一環として、今年から愛媛たいき農協からも内子フェアに参加いただき、内子の柿を主に販売していただくことになっております。また、県・市町連携物産展として、12月には大阪ダイキなんば店、2月には愛媛県大阪事務所で愛媛物産フェアに出店・参加致します。さらに3月には、「としまものづくりメッセ」に参加する予定にしており、豊島区4会場、大阪2会場でのイベントになります。このうち愛媛県大阪事務所での「愛媛物産フェア」については、今年初めてになりますが、関西圏域での町産品のPRも必要であると感じましたので、新たに参加することにしております。このような活動を進める中で、内子を知っていただく方が増えてきており、豊島区等の首都圏から観光や内子座文案に来ていただいたり、内子の産品をお買い求めいただく事例も出てきており、また豊島区からは平成24年4月に観光物産交流都市の認定を受け、さらには昨年12月に防災協力協定を、豊島区にとりましては、西日本最初の自治体として締結することができました。先般の内子座文案には高野豊島区長も初めて鑑賞に訪れるなど交流も盛んに行われております。今後も継続して、愛媛県や伊予銀行、関係機関とも連携を図るとともに、愛媛県が進める市町との連携事業の物産展などに積極的に参加し、時には一緒に訪問活動を行うなど引き続きPR活動や販売促進の活動を行って行きたいと考えております。

次に内子フェアを巢鴨でやる意味、内子町の販売戦略、目標値、いつまで続けるのかについてお答えを致します。巢鴨での「内子フェア」ですが、この場所は「おばあちゃん原宿」として名高く、「とげぬき地蔵尊」がまつられており、往来される方の多くは高度成長期を支えられたご年配の方々が多く、古き良き町並みや、今に原風景が残る村並み、山並みをきっと好んで頂けるものと思っております。PR活動の場は多々考えられると思いますが、これまでの取り組みを豊島区と巢鴨地蔵通り商店街振興組合には高く評価されており、相互の協力体制も強くなってきておりますので、内子町を大いにPRするには最適の場所と考えております。販売戦略の面でございますが、このようなイベントを通して、例えば首都圏域の学校給食へ干しシイタケが使えないとか、町産品をPRした販路につながればと考えており、少しずつ活動を広めていければと考えております。また、目標値でございますが、ご存じのように屋外のイベントなので、天候等にも左右され、具体的数値としたものは出すことはできませんが、前回よりは売り上げを上げられるよう、努力していきたいと思っております。いつまで続けるのかとのご質問ですが、会場は道路拡張のため、立ち退きされたスペースを巢鴨商店街が東京都から借りてイベントなどの利活用を図っており、いつ工事が再開されるのか未定とのことではありますが、巢鴨は、内子町にとって首都圏で初めてのPR活動の場であり、この場所を皮切りに知名度アップを図りたいと考えております。知名度を上げるためには、やはりある一定の期間が必要であると考えます。内子の知名

度もアップしてきていますので、継続してフェアを開催していく必要があると考えております。

次に昨年、ダイキなんば店にて開催された「愛媛のふるさとうまいものふるさとフェア」についてお答えを致します。ダイキなんば店の催事は、愛媛県が進める市町との連携事業のひとつとして行われましたが、愛媛県愛のくにえひめ営業本部が中心になり、このようなイベントが首都圏の様々な場所で開催され県産品のPRに大きな役割を果たしております。内子町は、12月開催期の5日から11日までの1週間、商工会との連携を図り出店者を募り4社が手を挙げられました。これまでの物産展は、主に道の駅との連携でありましたが、町内商工会企業と連携し取り組みました。同時期に出店された県内の自治体は8つで、総売上げは、約380万円でしたが、そのうち内子町の売上は約38万円でした。参加者の意見では、「お客さんと直接対面販売することによって、味や容量・パッケージなど工夫しなければならないことがわかって良かった。」など参加したことの意義を話しておられました。このように、商品を販売する上での様々な参考になる情報収集の場として、また、新たな販路の開拓にもつながっていきますので、この取り組みは、意義深いものと考えております。以上でございます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 最初ですね、人口減少問題についてなんですが、3項目ほど質問しましたが、共通している部分が多いので、そういったことで再質問に入ります。

私、町長言われるのは十分理解できるんですが、私が言いたいというか、お聞きしたかったのは今回の地方創生の戦略等はですね、やはり私は率先して、先ほどの総合戦略、都道府県に対しては努力義務を課されておりますが、市町村も任意ではありますが、作成することができることになっておるわけですから、私は率先してですね、具体策や数値目標を盛り込み、作成をするべきと考えております。そういったことで、町長そういった取り組みはされるのかどうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） すでに担当部署の方にはですね、指示をしておりますですね、内部で今、検討しておりますが、内子町としてはぜひ手を上げたいというふうに考えておる所でございます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 少子化対策というのは、本当に難しい問題だと私も思うんです。今回、国もそういったことで政策的に地方にも目を配った取り組みをされるわけですが、これまでもですね、全国的に見るとやはり独自の政策というものを掲げられて、例えば出生率2.07を達成しているところもあります。そこの首長さんが言われるのはですね、出生率を上げるには若い夫婦を呼び寄せればいい。そして、彼らが安心して子どもを育てられる環境を提供すればいいと言われている。私この言葉を見た時にですね、なるほどなと感心をしました。よそにできて内子に出来ないことは私ないと思いますし、今回特に全国的に少子化対策ということが言われているということは、私は逆に捉えてですね、安心して出産子育てができる制度の確立をつくるチャンスだと思っています。これからもやっぱり内子が内子であり続けるためにはですね、

そのことを他に先駆けて独自の政策というものも必要ですし、今回は地方のそういった熱意と自主性が問われているんだろうと思います。国頼みではない、内子を持つ強みや特徴を積極的に掘り起こしてですね、アイデアと意欲で自治体間格差を勝ち抜いて行きたい、勝ち抜くための内子を作っていただきたいと思うわけですが、町長どう思われますでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 私はこの人口問題はですね、基本的に文明のシステムだというふうに捉えているんです。かつては1974年でしたか、日本の人口会議がですね、これ以上人口が増えると地球の資源は枯渇してしまう、大変なことになる。だから、子どもは二人にしようじゃないかとかですね、どうやって人口を抑制するかという、その当時は静止人口という言葉を使っておりましたが、静止人口策をずっと1974年以降続けてきたわけなんですね。団塊の世代ひとつ取りましても、人口がその地域の大きな変動を与えてくるというのは、やっぱり100年くらいのスパンでリズムとして現れてくると思うんですね。ですから今やっても即現れるということではない。仮に現れたとしても、それが本当に中長期的にその町の存続あるいは維持発展につながっていくのかということも考えて、その結果は長い時間がかかってしか見えないというところもあると思うんです。ですから、たしかに森永議員おっしゃるように正面からしっかり向きあっていくということは大事ですけども、やっぱり奇抜なアイデア等々ですね、私は決して出来る話ではないというふうに思っておりますから、内子町の、言われますように、持っている武器は何なのかということをしかりとわきまえてですね、訴えていく環境を整えていくしかないというふうに私は思っているところです。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 町長の言われることも分かるんですが、たちまちこの人口が2040年には1万人を割ってしまう。これは内子だけじゃないもちろん日本の問題なんですけど、私は今内子の議員として内子の将来をですね、愁いてこの質問に入ったわけですけども、やはり私達の世代で、将来にしっかりとしたですね人口減少の波、少子高齢化の波を受け止めるための防波堤を作る、基礎を作るというような責任感というものを持ってですね、今後取り組んで行く必要があるかと思います。その事を申し上げてですね、次の質問に入りますが、今回、私販売戦略について質問をさせて頂いております。たしかに県外でどこでもですけど、県外で販売フェア等をして、いろんなPR効果とかいろんなことがあるのはもちろん重々承知をしております。ただ、今回の質問は販売戦略についての質問なんで、やはりものを売るとなったら、やはり売り上げをいかに上げるか。毎年、毎年ですね、同じことをやっても販売戦略とは言えないわけです。販売戦略というのは何を誰にどういう形で売っていくのかということですね、売するための戦略ですよ。そのことを今回私問うておるんで、その波及効果ももちろんあります。そのことは今問うてないわけですから、やはりやる以上は、例えば豊島区の巣鴨でのフェアにしても3回やっても売上げ上がってないんですよ。ということは、普通1回目やって2回目やって売上げ上がらない。じゃあ3回目にはもっと工夫をする。それが戦略だと私は思うんですが、そういうですね、やったことに対しての検証というものをしっかりと、そして次に取り組むということが必要と思

うんですが、その点についてはどうでしょう。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） 今のご質問ですけれども、確かにですね、そんなに変わっておりません。そういうふうなことからですね、今年につきましては、先ほど申し上げましたように新たにですね、JAの方も一緒に行っていて、そこで積極的にそういう農産物をですね、PRもしていただく、あるいは後々の商談につながるようなですね、そういうことも思いながらですね、一緒に行っていていただくということで取り組むようにしたところでございますのでよろしくお願い致します。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） ぜひ、1回目よりかは2回目、2回目よりは3回目、3回目よりは4回目というような、売り上げの上がる方法を皆さんでですね一緒になって、できれば一緒に私も売りに行きたいくらいに思ってるんです。そのくらい内子の売上をあげるということは、大切なことだと思いますので、今後もそういったことで取り組んでいただきたいと思います。それと大阪でのフェアですが、先ほど課長の答弁のことも私書いておるんですが、広報に出てた出展者からの言葉なんですよね。それで私はそれはそれでいいんですけど、その出展者も大変自分で独自で物産展に参加していたけれども、こういう行政が取り組んで支援していただくことに関しては大変感謝をされておりますし、課長言われましたように行っているんな消費者ニーズといったものも分かってくるということで、例えばパッケージにしてももっと工夫がいるんじゃないかとみたいな現場の声もですね、理解をして帰ったということで大変効果はあったと思うんです。ただ、あとのですね、例えばパッケージを変える、商品についてのブラッシュアップするにしてもやはり経費もかかりますし、そういった後のフォローを行政として今後どうされるのか。その点について伺いをしたいと思います。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） この件につきましてはですね、今議員さん言われましたようにですね、行っていただいた方、それぞれ収穫を持って参加いただいて今年もですね、続けてやろうと思っております。今言われましたことなんですけれども、確かにですね、いろんな工夫点があったし、そういうのが参考になっているわけですので、何かそのあたり、ただ会社で運営してやっておられますので、どこまでですね、そこにお助けできるかというところがあるんですけれども、ちょっとそのあたり検討はしてみたいなとは思っております。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） それとあと台湾のフェアについての質問を致しました。私が耳にしたのはこの前、台風で中止にはなりましたが、町長、台湾へ9町の町長さんらと行かれると。それにあたっては、県から紹介していただいたバイヤーさんに何か送られたということを聞いておるんですが、じゃばらのサイダーと石けんを送られたということでしょうか。そうだとすると

ですね、なぜ、じゃばらのサイダーと石けんなのか。私、いろいろと町民の方にもお聞きするんですが、なかなか町内においても、じゃばらのサイダーにしても石けんにしても、まだまだ認知度が低い商品です。これを台湾へ送ったというのは、いろんな勝算があつてのことなのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 今回の場合は、台風でちょっと中止になったということでございますけど、また仕切り直しということなのですが。まだそういうところのですね、見通しをもってという段階では決してありません。内子町として商品供給の可能性が、持続的に可能性ができる品物は何なのか。あるいはどうしても主力をあげて、やっぱり認知してもらわなくちゃならないような商品は何なのか。持って行ってもそれが本当に台湾の人の目に留まるようなものなのかどうか、まだまだ手探りでございます。合わせて申し上げましたけれども、観光についても内子町としても少し説明をさせていただきたいということで資料を作つてですね、もうすでに送っているんですけども、これからそういうところは詰めて行かないといけない。まだまだ、もしかしたら、じゃばらうまいかないかもわかりません。向こうにとっては、あまり魅力のないものかもわかりません。これから詰めて行かないといけないというふうに思ってます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 台湾はですね、私も何回か訪問したこともありますし、友人もおります。そして博報堂が行った世界のメイド・イン・ジャパン思考の強さを調査した結果があるんですけども、その中で世界一メイド・イン・ジャパン思考が強い都市は、タイペイという結果が出ております。そういった意味でもですね、私は愛媛県が、そして内子が台湾で物を売ろうという試みというのは大変いいんだろうと思うんですが、ぜひやるにしても今、町長言われましたようにしっかりと販売戦略を立て、やはり結果の出るような形のようなものを実行していただきたいというふうなことをお願いして質問を終わります。

○議長（下野安彦君） ここで10分間休憩をします。午前11時20分より再開します。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、山上芳子議員の発言を許します。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上芳子議員。

〔山上芳子議員登壇〕

○8番（山上芳子君） 今夏の豪雨によります土砂災害には大変心痛む思いであります。心からお悔やみ申し上げます。

それでは9月議会通告に従いまして、防災対策について女性の視点で2点質問させていただきます。初めに防災頭巾の取り組みについて質問致します。

9月1日は防災の日でありました。この日は、1923年の関東大震災の教訓を後世に伝えるとともに、本格的な台風シーズンを前にして自然災害に対する認識を深め、防災体制の充実と強化を期するために制定をされました。この夏、豪雨による大きな被害が生じました。気候の変化により思いもよらない雨量に不安が募るばかりです。しかし、身近に迫る災害に対し、地震の防災力を高めていくことが大事になります。日頃の備え、訓練が命を守ると言えます。いつ起こるか分からない災害に対し、自らの命は自らが守る思いで常に点検が必要であると強く感じております。そういう思いから以前にも学校における防災訓練、防災教育について質問致しましたが、本町におきましてもしっかり取り組んでいただいているようです。防災意識の向上は、繰り返し取り組む中で培われると思います。子ども達を災害から守る身近な対策の一つとして、私は防災頭巾の配備を提案致します。しかも子ども達自身が作る防災頭巾です。これは、日頃の防災訓練など常にヘルメットや防災頭巾をつけることを体で覚える事で、いざという時に子ども達が自身を守れるようになります。基本行動で頭を守ることが大事であります。学校などでヘルメットの準備ができていればよいのですが、子ども達の人数を考えると場所もとります。そこで、手作りの防災頭巾の取り組みをぜひ提案したいと思います。自らが作ることで防災意識を高めることにもつながります。材料はフェイスタオル3枚と1mの紐で出来ます。災害時には頭を守る防災頭巾として活用し、日常では学校での自分のイスの座布団や背もたれもとして使えます。手縫いですから、糸をほどけば元のタオルとなり、避難場所ではタオルとして利用できます。この防災頭巾の作成は、家庭科などの時間を利用して生徒自らが作ることで防災教育にもなります。低学年では、親子で作ってみるのもいいと思います。防災教育の一環としてぜひ手作りの防災頭巾の実施を提案致します。ご所見をお伺い致します。

次に、防災行政無線のフリーダイヤルについてご質問致します。防災情報など重要な情報を多くの町民の方にできるだけ早く伝達するための手段として、防災行政無線があります。以前にも設置状況や見直しなど質問させていただきましたが、家の中にいる時など、また地形や気象状況によっては依然聞き取りづらいのも事実であります。そこで対応策として、このような時に放送を聞けなかった方や聞き取りにくかった方の為に、情報についてフリーダイヤルで聞くことができるようになっていきます。しかしながらこのフリーダイヤルの番号がどれだけ町民の方に知られているかということです。近隣の大洲市ではこのフリーダイヤルの番号をシールに印刷し、各戸へ配布されております。シールを電話やその近くに貼っておくことによって放送が聞こえなかった場合には、すぐに対応できますし、そういう努力をされている自治体も全国にはたくさんあります。やはりすぐに分かるというのが必要でないかと思います。本町におきましても重要な情報を的確かつ迅速に知るためにも、フリーダイヤルの番号をシールに印刷し、町民の皆様に配布されることを提案致しますが、お考えをお聞かせ下さい。以上、2問質問と致します。よろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） 山上芳子議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

〔宮野総務課長登壇〕

○総務課長（宮野照三君） 山上議員のご質問にお答え致します。1番及び2番は関連しておりますので、私の方で一括して答弁させていただきます。まず、1の防災頭巾についてでございますが、今年度、天神小学校において、地域の自治会、気象台、内子町の総務課危機管理班、関係機関を構成員として、学校防災教育実践モデル地域研究事業を実施し、学校防災に関する調査研究を行っております。その中で身の安全確保として防災頭巾も使用をしておりますので、今後、その結果を検証していきたいと考えております。

次に、防災行政無線のフリーダイヤルについてお答えを致します。現在、内子町では、防災無線が聞き取れなかったり、もう一度確認する場合などに、フリーダイヤルを設けております。通話料は無料で、フリーダイヤル番号はですね、0120-44-2130でございます。この電話番号は、NTT西日本タウンページにも掲載をしておりますし、町内全世帯配布の広報うちこの最後のページ、これが広報うちこ9月号でございますが、この最後のページのこの部分ですね、ここに町内無線放送が聞き取れなかった場合はお電話下さい。通話料無料のフリーダイヤル0120-44-2130というふうに毎号発行しております広報うちこに掲載をさせていただいておりますので、現在のところ、シール作成というところまでは考えてはおりません。以上でございます。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上議員。

○8番（山上芳子君） 今、答弁いただきましたが、防災頭巾を使用されているということなんですけど、私の認識不足で知りませんでした。それは全校にあるのでしょうか。今、言われたように国からの補助で、学校防災教育実践モデル地域研究推進事業で、今、天神小学校がされてるということ聞きましたが、8月の広報うちこに模様が載っておるんですね。写っております。あれ見ますと、頭巾はかぶってないような気がしたんですけど、どんなんですかね。それでですね、その補助において学校教育課に聞きましたら、ヘルメットは一つしかないというような。そしたらただの見本的なものかなというふうに私は思いましたのでね、この防災頭巾を手作りで防災教育の一環として提案致しましたが、ちょっとその点、いつからそのような防災頭巾を使用されているか、お聞き致します。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 先ほど天神小学校で防災頭巾を使っているということですが、これは実証的にやっている段階でして、防災頭巾としては1つ購入してやっているという状況です。ですから防災頭巾を全校でやっているわけではございません。今後そういったことで災害が起きる前にどのようなものを備えておかなければならないか、そのような目的でどの様に活用し、どのような効果があるのかについて、児童の探求活動を行うというふうになってますので、そういった形の中で、今後どういうふうに波及していくかというようなことを実証をしている段階でございます。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上議員。

○8番（山上芳子君） 実証している段階ということですので、今の答弁の中でですね、私は防災教育で培われた子ども達の防災意識ですよ。災害に強いまちづくりの大きな財産に子ども達にそういう意識をつけることで大きな財産になると思うんですね。ですから、これは是非とも取り組んでいただきたいと思っております。まず、今、モデル校として天神小学校がやっているわけですから、なんとか保護者の協力も得ながら防災頭巾をなんとか作っていただきたらと思います。見本を持って参りました。本当にこれ簡単なものです。タオルですのでね、タオル3枚で。私かぶってもいいんですけど。かぶりましょうか。こういうふうな感じですね。これ子ども用ですからちょっとあれですけど。これをほどけば、避難所ではタオルとして使えるということですので、是非とも実施をしていただきたいと思っております。ちょっと再度その点、よろしくお願いします。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 防災頭巾の最大のメリットは、大きな地震等の発生時に、天井などに取り付けた蛍光灯の破損とか破壊とか、そういったものの落下物に対して、ガラスの破片を肌や衣服に直接触れないようにするというような目的もあると言われてます。こういったことを実施をするとか、そういったことが必要だということで低学年とかですね、そういった形で推進していくのがいいんじゃないかなというふうに感じておりますので、そういったことの中身を実証しながら推進をしていきたいと思っております。

○8番（山上芳子君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上議員。

○8番（山上芳子君） よろしくお願い致します。しっかりと取り組んでいただきますよう、お願い致します。

次にですね、防災行政無線のフリーダイヤルについてですが、これはシール化を考えてないということであります。先程も言いましたように、なかなか広報の裏にあるようなのはこれ知っている方も知らない方もあるかもしれません。いざ、そういうふうに関心するということで、まあもういいか、ということにもなりかねないわけですね。やっぱしそういうことに対して重要な情報を的確に伝えるというのもやっぱ行政の仕事じゃないかなと思います。これは町民の皆さんの声なんです。すぐにやっぱ仕掛けられるような、なんとか対策をしてもらえないかなということで、隣の大洲はシールを種類4つかそこくらい作っておりますね。それを貼っておられます。是非ともですね、町民がすぐに対応できるってということで、そういう心配りもしていただきたいと思っております。すぐに出来ませんというのではなくてですね、せひともこれはそんなにお金もですね、かかるものではないと私は思っております。1つでもいいです。町民の声に是非ともお答え願えたらと思います。再度お願いします。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

○総務課長（宮野照三君） 作成する考えはないというふうに先ほど答弁をさせていただきましたけれども、昔はですね、防災無線が聞こえにくい、それから大雨の時にさうとう強い雨で降ったり、風が吹いたり、そういう場合に屋外の方で鳴っている放送が聞こえにくいということが多々

ございました。それで最近はですね、その聞こえにくいというようなことも、それほど町民の皆さんから聞こえなかったからというのは、なかなか件数が減ってきておりまして、何件くらい放送が聞こえなかったからという件数までは把握はしておらんですけれども、最近は災害時にはですね、消防団員あたりや役場の職員あたりには、メールで職員とか団員の招集をかける時の発信をするような仕組みが整って参りまして、一般の住民の方にはそこまでの所までは出来ておりませんけれども、ゆくゆくは現在の防災行政無線もだいたい年が経ちまして非常に古くなっておりますので、デジタル無線での取り組みも視野に入れて今検討中でございますので、そうするとデジタル無線でやると一方的にお知らせするぎりじゃなしに、問い合わせできるような双方向のことができる可能性があります。そういったことも視野に入れて広報うちこは、毎月1回発行されて各全世帯に配らせておるわけでございますから、ここであえてシールを作成して貼りつけるという所まではちょっと考えてないというふうなお答えをさしていただいたわけでございます。

○議長（下野安彦君） 午前中の一般質問はここまでとし、午後1時より再開します。

午前11時37分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、宮岡徳男議員の発言を許します。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

〔宮岡徳男議員登壇〕

○15番（宮岡徳男君） 9月議会にあたりまして、まず、最初に子どもの貧困対策についてお伺いを致します。子どもが生まれ育った環境で将来が左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが、健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する。こういう目的で作られました貧困対策法、これに基づきまして先般、国の大綱が閣議決定をされたようであります。しかしながら新聞報道なども見ておきますと、国の大綱では、子どもの貧困率解消の数値目標の設定や返済不要の給付型奨学金の創設を見送るなど、当初の計画から大きく後退したものとして、関係者に失望を広げる中での出発となっているようであります。こういう中でも子どもの貧困化は進んでおりますので、今後自治体の取り組みの中で、財源の要求も含めた独自の取り組みが現場サイドに求められていると考えるわけであります。子どもの貧困は、これは大人の貧困からくるものでありまして、この連鎖を断ち切るためにも働く環境の整備や教育、生活、就労などの支援が重要ではないかと思うわけあります。ここでこのような改善を図る上で、当町がどのような経済状況にあるのか、子育て世代の就労がどのようになっているのかについて、お互いに見て置く必要があるのではないのでしょうか。この春、申告をされました平成25年の所得申告の結果から出されております、税務課で作成してもらっております、収入と所得の推移という表を見てみますと、給与、営業、農業、年金からの収入総額はこの数年間減り続けております。この5年間で7.5%も減少しており、給与

収入においても7.1%の減少であります。所得分布をみてみますと、給与所得者の20%の方が所得なし層でありまして、所得100万以下が実に45.3%にものぼっております。この中に多くの子育て世代が入っているのではないかと推測をするわけではありますが、このような数字について、町長はどのように受け止めておられるのか。その所見をお伺いをまず致します。この数字を見ますと、内子町でも現実には子育て世代の貧困化が進んでいると考えます。最近の報道によりますと、親などが貧困状態で育っている18歳未満の割合、全国で16.3%と報告をされております。内子町ではどのような実態になっているかについて、まずお伺いを致します。今回の貧困対策法では、教育支援も大きな柱として取り上げられておりますが、学校現場においては子どもの貧困がどのような形で表れているのか、この問題に対しまして、どのような対応を考えておられるかについて、教育委員長にお伺いを致します。また、貧困化の大きな要因として、労働法制の改悪による低賃金、不安定雇用等からきているとも言われております。内子町においても行政改革の名のもとに、公務労働の現場では非正規雇用が増やされておりますが、この実態とこれの見直しを考えられる時期にきているのではないかと思います。町長はこの件についてのお考えがどのようなものであるのか、ご所見をお伺いを致します。

さて、今春、消費税の引き上げが行われまして、全国では個人消費が4月以降連続して落ち込んでいるとの報道もあります。これはアベノミクスによる物価の引き上げの一方で、公的負担の引き上げや社会保障関係の個人負担の増加等によるものと考えられますが、来年、10月にはいよいよ消費税の再引き上げが決められておりますが、これが実施をされますと、この内子町でもさらなる貧困化が進むのではないかと考えるわけではありますが、この消費税の再引き上げについて町長はどのようなお考えをもっておられるか、ご所見をお伺いを致します。

次に、防災問題についてお伺いを致します。この質問をする前に、土砂災害に見舞われた広島市の皆さんにお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げ、この防災問題について質問に入らせていただきます。気候変動による降雨規模が大きくなったことによる土砂災害問題についてであります。昨年の伊豆大島での災害や先月起きました広島県における豪雨による土砂災害は、全国どこでおきても不思議ではないと考えるわけですが、当町におきましても、近年毎年のように降雨災害が起きております。幸いにも雨が短時間で終息をしたり、雨量が少なくて大災害にはなりませんでした。土砂災害に対する対策は、町民の命と財産を守る上でも町政の重要な課題ではなかろうかと考えます。そこで伺いを致します。内子町における土砂災害危険箇所と土石流危険渓流は町内にどれだけあるのでしょうか。また、この危険箇所のうち土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域や土砂災害特別区域の規定値はどのようなになっているのかについてまずお伺いを致します。広島市の場合、危険箇所であっても警戒区域や特別区域の指定がなされていなかったとの報道もあるわけではありますが、当町における実態はどのようなになっているのか。今後の土砂災害に対する対策等への取り組みなどについて、まずお伺いを致します。次に、実際に災害が起きた時の住民の避難場所の見直しに関して伺います。最近の災害の実態から避難所が災害にあっていることがたびたび見受けられるわけではありますが、当町においても見直しを必要とする避難所があるのではないかと考えるわけではありますが、この見直しについてどのようなお考えをもっておられるか。実際にその避難所の実態について調査などされているのかどうか。避難所の安全性については場所等について、これはそこに住んでおられる地域住民が一番

よく知っておられると考えるわけではありますが、住民への聞き取りなど行われるお考えはないか。その再点検へのお考えなどについて伺いを致します。また、防災対策を作る上で将来の災害を予測する方法として、被害想定調査と災害危険区域と診断地図の作成が一般的に使われているとお聞きを致しておりますが、内子町ではこのような取り組みがなされているのかどうか、その実態について伺いを致します。地域住民に分かり易いハザードマップで、土砂災害から町民一人一人が自分の命を守る対応を考えてもらう取り組みが大切ではないかと思うわけではありますが、町の取り組みについて伺いを致します。

最後に、農業問題について伺いを致します。内子町が3町合併して10年、合併前は3町それぞれが地域に根差した農業形態の中で農地が守られ、農業が発展してきておりましたが、今、内子町の農業は担い手の減少や高齢化により耕作放棄地が拡大をしております。国の農産物の貿易自由化等による農業の減退がより一層強まっていくと思うんであります。この様な農業情勢のもとで、内子町の将来のまちづくりの指針となる第2期内子町総合計画が作成をされつつあります。先に議会に示されました計画案を見せていただきますと、私は内子町の基幹産業であります農業の位置付けについて何を目標しているのか、大きな疑問をもったわけであります。農業収入は町全体の収入の7%に落ち込んでおりますが、内子町の自然環境を守る上で重要な役割を担い、農業、林業の果たしている価値をどの様にみておられるのか。また地域農業を守る上で農業協同組合が果たしてきた役割をどうみておられるのか。組織としての問題は抱えながらも農協、森林組合などの果たしている役割を抜きにして、内子の農林業の発展や集落の維持は出来ないと考えるわけであります。残念ながら内子町では、農協が大洲市に拠点を置く愛媛たいきと松山市に拠点を置く愛媛中央の2農協に分断をされておまして、内子町の農政との関係がどうしても希薄になる弱点はあろうかと思えます。しかし、この団体との関係を抜きにして内子町の農政はありえないと考えるわけであります。国の政策の動きと合わせて、町内の農業の実態を正確に捉えてこの総合計画が作られる事を私は強く希望するものであります。総合計画では、内子町が目指す将来の姿として町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまちを目指すと言われておりますけれども、これは集落に人が住み、生活が営まれる事なくして、この将来像の実現はないと考えるわけではありますが、町長のご所見を伺いまして私の質問を終わります。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 私の方からは、まず貧困の件につきましてご質問がありましたので、概要だけお答えをさせていただきたいと思えます。たしかに議員がおっしゃるように、その子ども達が育ってきた環境によって、子ども達の将来が大きく影響するということについては、これはやっぱり考えないといけない。どういう社会が一番望ましいのか、どういう環境が望ましいのか。子ども達は将来の、その地域の日本の国の宝でございますから、しっかりとですね、厳しい中にもすくすくと育って行くような環境を整えることは、絶対に大事だというふうに私は思っています。そういう意味で内子町の実態がどの程度どういうふうに掴めるのかというのは、私もちょっと今すぐ答えは出ませんけれども、可能な限り現状はどうなっているのかということとは、やっ

ぱしっかりと捉えられる範囲で捉えて、対策がもし町単独でやれるとすれば、何かその方法というものをですね、模索してみる必要もあるのかなというふうに思っている所です。詳細につきましては、担当課長の方で答弁をさせていただきます。

それから消費税の問題につきましてご質問がございました。来年の10月1日の10%をどう思うかというご質問でございますけれども、一つは先般国が発表しておりました今年4月から6月期の日本のGDPが6.8%くらいでしたか、下がっております。そして、その内の60%が個人消費ということですから、これが伸びていないということが一つあります。それからご承知のように電気料金も引き上げがされました。いろんなもろもろの物価が今上がっております。そういう状況がひとつ、あまりいい状況ではない状況がひとつあります。それからもう一つは日本の国の国家の借金が1,000兆円を超えておると。この国の財政の穴埋めをどうしていくのか。どうやって健全な国家財政にもっていくのかということも一方ではあるというふうに思います。先の8%に引き上げた消費税は社会保障費に使うんだということですが、まだじゃあ具体的にどこでどういうふうに使われているのかというのは見えないところがあります。もろもろトータル的にプラス面もありましょうし、マイナス面もありましょうし、国民のどういうところで合意形成ができるのかという非常に政治的な判断もあると思います。この問題につきましては、国会です、国民の皆さん方の声を聞かれて議論をして、ひとつの方向性が見いだせたらいいんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。国家の動き等注視していきたいというふうに思います。あと、それぞれの質問につきましては担当課長の方で答えさせていただきます。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

〔土居好弘保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（土居好弘君） 私の方からは、貧困対策等についてお答えをさせていただきますと思います。議員ご指摘の通り、内子町の所得につきましては、低所得状態が続いているな、というふうに捉えております。特に給与所得につきましては減額が、若い人たちへの影響をしている部分もあるかと思いますが、所得につきましては、農業所得と給与または年金等それぞれ個人については、合算をしながら考えないといけない部分や家族全体での合計所得で考慮することも必要かなというふうに思っております。ただ、いずれにしても内子町におきましては、今後も町民の所得向上のために、官民一体で産業振興、雇用の拡大等を図っていかなくてはならないと考えております。福祉の業務におきましては、生活困窮者に対して就労支援、生活相談、各種制度の紹介、手続き等で個別の支援を行いながら、個人にとって最も適正なサービス業務がなんであるかを考えながら提供し、安心して安定した生活につながる支援強化を行っていきたいというふうに考えております。議員ご質問のもう一つの子どもの貧困率のことですが、議員もおっしゃっていましたが、16.3%という数字が先ほど発表されました。これは厚生労働省が昭和61年から行っております国民生活基礎調査に基づくものでございます。今回の調査は全国の世帯から抽出しました2万6,387世帯を、回答率は72%ほどだったそうですけれども、そのデータを元に算出されたものでございます。この数値というのは、平均値や絶対値ではございませんで、相対的な数値ということですので、そのまま内子町にあてはまるとい

うものではございませんし、また内子町で同様な調査をしておるところではございませんので、単純な比較は出来ないかなというふうに思っておるところでございます。ですから、現在の内子町におきます生活困窮世帯等の数についてご報告をさせていただきたいというふうに思っております。本年4月現在の生活保護世帯95世帯、その内、子どもがおられる世帯が5世帯で小中学生は8人でございます。25年度保護申請、生活保護の申請は11件ありまして、その内5件が認定となっております。全国的な生活保護世帯の世帯割合ですけれども、全国平均が2.8%。内子町におきましては、1.3%という数字になっております。次に、ひとり親世帯、母子家庭、父子家庭のことでございますが、内子町で現在、153世帯、251人となっております。この現状も全国が2.6%、内子町は2.1%ということで全国数字よりは内子町の方が少し少ない数値になっております。次にその対応についてであります。各人がそれぞれ抱えられております悩みや不安、また支援ニーズにつきましては個人差が多くありますので、日頃から個別相談に重点を置き、細かな相談、迅速な対応を基本に「町民みんなにやさしい福祉」を推進しているところでございます。なお本年、介護保険・保育料の見直し等も法改正によりまして、今、検討をしておるところでございますが、介護保険につきましては保険料の段階を増設するなど低所得段階の大きな負担にならないよう、現在試算をしているところでございます。また、子ども子育て支援法に基づきまして、保育料等の改正も現在検討しておりますけれども、料金区分の見直しを行い、高所得世帯には多少の増額になりますが、低所得世帯につきましては、減額になるよう試算をしており、さらなる負担にならないよう、検討を加えているところでございます。さらに保育園の標準保育時間を11時間に延長をし、また土曜日の一日保育も内子町全部の保育園で実施することとしておりますので、保護者が安心して働く時間の確保をするなど、より充実した子育て支援を行うことで、貧困世帯への配慮をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

〔片山哲也学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（片山哲也君） 私の方からは、学校現場での問題についてお答えを申し上げます。各学校におきましては、給食費などが遅れがちになるといった問題も少しは出てきております。その場合は、保護者との相談を行い、準要保護等を勧める場合も出てきております。準要保護につきましては、年度途中からも順次受け付けておりますので、状況に応じて対応を行っている状況でございます。学校での子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらい状況でございますが、各学校では、民生児童委員との連携も取っておりますので、実態把握に努め、支援が必要な家庭につきましては、制度による援助を行っていききたいと考えております。また、経済的な問題だけではございませんが、放課後の居場所づくりなどの支援、あるいは放課後補充学習などによる学習支援も拡充して参りたいと考えております。以上でございます。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

〔宮野総務課長登壇〕

○総務課長（宮野照三君） 私の方からはですね、1の貧困対策についての（4）非正規労働が増えているが、この現実を見直す考えはないかという点についてのお答えを致します。御承知の

ように県内市町を対象に正規・非正規の職員数について、愛媛新聞社が調査、平成大合併や厳しい財政状況を受け、各市町とも大幅に職員を削減する一方、サービスの低下を招かないために非正規職員が増えているとの結果が掲載をされました。内子町におきましては、「定員適正化二次計画」や行政改革の一環として、職員の採用を抑制、合併時、平成17年1月1日に比べ86名が減少をしております。一方、非正規職員についても、業務の移管などから総数で34名の減となっております。今後、交付税の算定方式の見直しなど、依然として地方公共団体を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想され、限られた財源で健全な財政運営を維持するためには、引き続き、定員管理を適正に行う必要がございます。恒常的に不足する部署については、職員の採用を検討してまいり所存でございますが、このような状況をご理解賜りますようよろしくお願いを致します。

続きまして、2の防災対策の中の避難場所についてお答えを致します。内子町の避難所は現在、町内の各自治会館や学校体育館、自治センターなどですが、建設現場は川の近くであったり、地滑り危険地域や土石流危険地域、崖崩れ危険地域などにも多くの避難所があるのが実情でございます。今後、見直しをしていきたいと考えておりますが、確実に100%安全な避難所のみを指定することは、現実的には物理的にも財政的にも難しい現状がございます。地域の自主防災組織や自治会などで町の指定避難所はあるけれど、その避難所への避難が、危険性が高いと判断される場合は近くの集会所、お寺や御堂、神社など安全な代替避難所はないか日頃からご確認をいただき、非常時の状況判断では、そういう安全な場所へ避難していただきたいと考えております。

最後に私の方からの最後ですが、3番の農業問題についてお答えを致します。次期総合計画では、基本的には現行の総合計画を継承し、基本計画である「私たちの課の仕事」の中で位置付けをしていくこととしております。8月の議員全員協議会で説明させて頂きました基本構想案については、時代の潮流や、内子町が抱える問題点や課題とともに、まちづくり戦略の部分では、特に新たな取り組みについて記述をさせて頂いておりましたが、議員各位のご意見や各課長との政策会議の意見を踏まえ、現在、事務局にて修正作業を進めております。農業が内子町の基幹産業であり、今後においてもその振興を図っていくことは町の重要施策の一つであり、現行計画において、まちづくり戦略に位置付けている、農林業の多面的機能を踏まえた幅広い振興をはかる取り組みについては、今後も農村支援センターを軸に、農協等とも連携した取り組みを図って行くべく、努力を致しております。議員ご質問の「農協に対するヒアリングが無かったことから、内子町の施策から農業が取り残されるのでは」とのご質問ですが、今回のヒアリングについては、今の内子町での、新たな視点での取り組みや考え方を中心に、主にこれまで話を聞くことがなかった方や団体に対してヒアリングを行ったものであり、決して農業を置き去りにするものではなく、また農協をはじめ、多くの農家の方々の声は、担当課である産業振興課で、十分に連携を図り把握しておりますので、産業振興課の方で「私たちの課の仕事」の中にしっかりと記述したいと考えております。なお、農村支援センターは、農業技術から経営や農地等に関するワンストップの相談窓口として平成18年4月に設置し、愛媛たいき農協とえひめ中央農協から1名ずつ職員を派遣していただき、系統出荷による共販事業は農家の家計を支えるものになっておりますので、農家に対し専門的な技術指導を行ったり、支援センターの運営にあたっては、両農協と町で協議会を設け、地域農業振興に沿った支援活動が遂行できるよう、連携しながら農業振興に取り

組んでおります。また、「人・農地プラン」等の農業振興計画の策定にあたっては、両農協においてご審議いただき、農協の営農振興計画等に反映させる内容とするなどともに、連携しながら、基幹産業である農業振興を図るため取り組んでいるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） 私どもからは防災対策についてお答えを致します。まず、土砂災害の危険箇所及び土石流危険渓流の箇所数また、土砂災害防止法に基づく災害区域等の実態その特徴、対策等についてお答えを致します。内子町には土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等の土砂災害危険箇所が691箇所ございます。このうち、土石流危険渓流は236渓流となっております。土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域につきましては、第1次指定として、土石流危険渓流並びに急傾斜地崩壊危険箇所のランク1、これは保全対象戸数が5戸以上ということになっておりますけれども、これにつきまして重要な施設がある箇所や保全人家戸数が概ね10戸以上等、優先度の高い箇所から順次、住民説明会を行いまして、平成19年8月に内子・五十崎地区、それから平成21年2月に小田地区で、それぞれ住民同意のもと区域指定を行っております。現在の指定箇所数は、土石流危険渓流61渓流、急傾斜地崩壊危険箇所37箇所の合計98箇所となっており、このうち住民に大きな被害の生じる恐れがあります土砂災害特別警戒区域は、94箇所となっております。また現在、県当局におきまして、第2次指定と致しましてランク1の土石流危険渓流19箇所、急傾斜地崩壊危険箇所55箇所の74箇所におきまして、現地の基礎調査を行っており、早ければ来年度にも住民説明会を行う予定で作業を進めているところでございます。内子町の特徴や実態につきましては、地形が急峻であるとともに、御荷鉾構造線など3本の断層に挟まれているため、地質は非常に脆弱で、土砂災害危険箇所数は愛媛県で第7位の多さとなっております。このような地質条件に加え、近年多発する異常な集中豪雨によりまして、今後、土砂災害の発生する頻度は更に高まると考えられ、土砂災害から生命・財産を守る、取り組みは極めて重要と考えております。そのような中で抜本的な対策となるハード事業と共に、ソフト対策を並行して進めて行く必要があると考えております。このような背景から、今後も県と連携し、土砂災害警戒区域指定を順次進め、住民に危険箇所をお知らせし、避難活動に役立てて頂くとともに、法に基づき、適正な情報伝達など警戒避難体勢の整備、区域指定箇所での開発行為の制限、建築物の構造規制等を行うなど、人命の安全確保のため、取り組みを進めて行きたいと考えております。

次に、住民への危険区域への取り組み、住民への周知についてでございますが、円滑な避難、人命の安全確保には、行政側の「危険を知らせる努力」と住民側の「危険を知る努力」があり、より効果が発揮され则认为しております。町では住民周知の強化を図るため、平成21年度に防災マップを作成して住民へ配布しておりますけれども、土砂災害危険箇所の周知を更に強化する必要性から、昨年度に土砂災害警戒区域を明示したマップを改訂致しまして、町のホームページに掲載しているところです。また、この情報を確実に住民の目に届けるため、本年度はこのマップを自治会別に区分して作成し、各自治会に配布する予定で作業を進めております。また、毎年、

土砂災害危険箇所や対象地の災害時要援護者施設等について、県また警察、消防署と合同パトロールを実施致しまして、情報共有を図ると共に、県当局へのハード事業要望や、災害時要援護者施設職員への周知・避難態勢整備の要請など、減災に向けた取り組みを行っているところです。そして、緊急時には、町の防災行政無線放送をはじめまして、携帯電話によるエリアメール通報や公共コモンズによるテレビなどでの通報を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 数点について再質問、一問一答で行わせていただきます。まず、内子町の経済状況といいますか、実際に子育て中の世代の経済状態というのは、私も収入と所得の推移からの推測でありまして、それが正確かどうかはなかなか自信ありませんけれども、実際に非常に所得が落ち込んでいるのは、実際ではないかと思うわけであります。特に給与所得者や農業、営業の所得が特にこの5年間で大幅に落ち込んでいる実態。やはりこれへの改善といいますか、それは実際に今、働いておられる子育て中のご婦人あたりの仕事は、ほとんどパートタイムの仕事が多いんじゃないかと思います。これは1カ月5万円前後の収入ではないかと思うわけですが、そういう実態をどう、やっぱ改善をしていくかと。これは、私は行政改革の中でいろいろ国の指導やそれはあるかもしれませんが、一番やはり改善をしていかなければならない部分で、公務労働あたりの改善をすることから、やはりひとつには、民間の労務関係の改善にももっていきけるんじゃないかと思います。それともう一点、以前私も質問致しました、公共事業あたりの下請け単価。特に、下請けで働いておられる労務者への、実際に社会保険にもはまれないような状況の中で働いておられる労働者の皆さん、だいたい子育て中の人結構これには多いと思うんですが、これあたりの改善もやはり当面必要ではないかと。特に、あれは国交省の方からそういう使われ方といいますか、下請け労働者に対する聞きとりなどもやるようにという要請がきておると思うんですが、この辺についてやはり私は以前のご答弁では、県とも連携しながらということでありましたが、私はまず、やはり内子町での調査といいますか、これは私は県待ちでなしに、内子町として独自の取り組みもやられるのがやはりこの問題解決へ向けての一つの方策ではないかと思うわけですが、この辺についてはどの様に考えておられるか。これをまずお聞きを致します。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

○総務課長（宮野照三君） それでは私の方からですね、公務労働の関係でございますけれども、賃金対策と致しましては昇給の関係でございますが、これは保育士等の有資格者については、契約を更新する場合にですね、月に2,000円程度上げていこうというふうなことにしております。今回は人事委員勧告出まして、それはこれから検討して行くわけでございますが、正規の職員については人勧で、若年層については若干上がります。その分も非正規労働の方についても月でだいたい2,000円程度これも検討事項でございますが、そういった賃金策をしていきたいというふうに考えております。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 私の方からはですね、公共事業の下請け単価ということで、調査については県と連携じゃなくて先に独自で、やったらどうかというようなご質問だったと思うんですけども、この賃金の単価についてですね、先般の議会でも申し上げたんですけども、内子町の建設業者の団体さんについては、こういうことについて確実に支払っていただくような方向でですね、お願いしますということで要請を致しておるところでございます。それに合わせてですね、町での調査ということも考えればするんですけども、公共事業は県とか町とかそういうものもございしますので、やはり足並みを揃えてやるのが一番いいのではないかというふうに考えておりますので、またそういう方向で進めさせていただいたらというふうに思っているところでございます。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 適切な取り組みを求めておきます。

次に学校での問題であります、今回の法律でも、スクールソーシャルワーカーについて増やしていく方向がどうも取られているようでありますが、内子町では何人かおられると思うんですが、実態と今後への取り組みなどの考え方、お聞かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） スクールソーシャルワーカーは臨床発達心理士の資格を有している元養護教諭を1名選任しております。あと、補助としてですね、民生児童員さんとか補助の方を今年度1名増やしております。それで年間活動時間は360時間ということで不登校、いじめ、発達障害等に関する問題とかそういった問題に当たっております。今後もそういった問題は増えてくるというような状況もありますので、今後とも強化して行きたいというふうに考えております。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） その担当者と他の教員との関係で、大阪の方の経験として新聞報道など見てみますと、ここでは担任の先生が実際に子どもが宿題を忘れたり、提出物を出せない子ども達、これを単なるだらしのない子と見るのではなくて、やはりスクールワーカーにつないで、そこから子どもの貧困についての貧困化についての実態を見ていくと、そういうような経験が報告をされているようでありますが、そういう形での学校での教員同士での相互関係といいますか、それと合わせて、もう一点は、先ほども報告がありましたけれども、民生員や福祉関連の部署との連携というようなことはどのような形で内子町ではやっておられるのか。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 学校への訪問等も年間何回とかそういった形でやっておりますので、その中で、相談とかそういったいろんな問題に対しても対応しているという状況でございます。それと福祉の関係との連携でございますが、そういった場合はですね、子どもだけの問題じゃなくして家庭環境に問題があるとかそういった問題に関しましては、ケース会議というのを

開いております。福祉関係部門で児童相談所、あと警察関係ですね、あといろんな関係機関と協力してケース会議を開くようにしております。それについて昨年度は年に2回開催したという状況でございます。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） この問題は法律が出来ただけでありまして、特に政府の大綱が先般作られたというようなことで、これからの取り組みになろうかと思いますが、ぜひ内子町では先取りをする形で、やはり子どもの貧困対策については、大きな力を発揮をしていただくことを求めてこの問題については終わります。

次に防災対策であります。内子町には結構危険箇所や警戒区域、特別区域というのが指定をされておるようであります。お聞きしますと県内で7番目に多いということですが、それだけやはり危険地域に住民が住んでいるということですが、今後やはりこの問題については取組みを強化をして行く必要があるろうかと思えます。そういう点でハザードマップあたり、危険地域の地図が、いわば自治会単位に置くというような話でありましたが、私はこれもうちょっと細かくみて、やはり各行政区の集会所あたりに、それが貼り出されるというようなことも必要ではないかと思うわけですが、これについてはどのように考えておられるか。自治会単位でいいと考えておられるのか。ただ、自治会の規模についてもいろいろ多種多様でありますから、私の住んでおります立川みたいに結構広い区域もありますし、ある自治会では小部落もあるようでありますから、そういうことも勘案しながら、この問題をどうみておられるか。

○危機管理班長（亀岡弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡危機管理班長。

○危機管理班長（亀岡弘君） それではお答え致します。行政区単位くらいにしたらいいと思うんですけど、今のところは、先ほど申し上げましたように、自治会ごとのベースで一応配布を考えているということなんですけど、一番危険なですね、土砂災害警戒地域につきましては、先ほど橋本建設課長が申し上げましたように、平成19年度と21年度において、区域指定の時に地権者及び自治会長と全て集めて、それでそこに地図とか含めて全部ですね、お渡ししておりますので、まずとりあえずですね、非常に危険であるというところの地域においては、全戸配布しているという判断でいいのではないかとこのように思っております。以上です。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） この問題についても内子町ではそういう調査もされておるようでありますし、県の指定も結構受けておられますので、よりきめ細かな調査と対応を求めておきたいと思えます。

最後に農業問題であります。今朝からのいろんなご報告聞いておりますと、農協との関係について言えば、今年の豊島区への出店についても農協が参加をするというようなことをお聞きしました。やはり、この計画を作る上で私はコンサルタント会社のCSKさんも、内子町の農業の実態、農家のそういう息づかいといいますか、今どのような現実のもとで暮らしているのかと。私はそのことは知っておいていただくことがこの計画を作る上では非常に大事ではないかなと。

これは私も聞きがたりですので、それがどういう形で述べられたのかは分かりませんが、農業後継者の方々とお話をされる中で、最後にあなた達は楽しめればいいんでしょう、というようなことを言われたということをお話を聞きましたし、また若い職員との皆さんとの話の中で、私は30年間内子へ通っているのだからあなた方よりは内子の事よく知っていますよ、というような発言があったように聞いておるわけであります。私は、このことは確かに内子の上っ面の部分というのはよく知っておられると思うんです。しかし実際に一人一人が地域で暮らしていく、その息づかい、それというのは、私はあまりご存じではないんじゃないかと思うんです。そういう意味からもCSKさんとの関係は、もっとやっぱ地域住民の現実の暮らし、ここからやっぱ計画の練り上げをやっていただきたい。このことを私は強く希望するものでありますが、町長、このような問題についてはどのようなご所見をもっておられるか。CSKさんに対するそういう町民の気持ちやそれについてどう伝えていただけるか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） もうCSKさんは旧内子から始まってですね、よく内子の町をご存じでございます。そして今の農協が置かれている立場がどういう立場なのか、そして農林産物の物流なり価値の付け方っていうのが、消費者の皆さん方の目線っていうのがどこにあるのかっていうのが、よくご存じでございます。その上の前提に立っての話なんでございまして、実際に議員が言われるように、今回のヒアリングっていうのはやってないわけなんでございしますが、しかしそういう大局間に基づいて、これから実施計画あるいは基本計画っていうのを作らないといけないわけなんです。内子町農業振興計画あるいは林業振興計画、地域計画っていうのをたくさん、いろんな国等々の関係の中においてもそういう計画をたくさん作らないといけないです。それに基づいて実施していくわけですから、当然先ほど総務課長が申し上げましたように、たいき農協さんとも、あるいは中央農協さんとも詰めさしてもらわなくちゃいけないものたくさん出てきます。そういうところでお互い知恵を出してですね、作り上げれば私は何も問題ないんじゃないかなというふうに思っているところです。以上です。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 確かに町長言われるように計画そのものは、そういう方向で専門でありますから、CSKに関わっておられる方々、これは作られると思うんですが、それはやはりそこに住んでおられる住民の息づかいや、のそれをやっぱし知っておっていただいて作られるのと、やはりそういう大きな流れ、国の流れやそういう部分をみて、それに合わせてどうするか。これはやはり消費者のニーズやそれも大事だと思うんですが、そこに住んでおる住民のやっぱし息づかいをやはり十分に留意していただいて、そういうニーズにどう答えていくかという部分は必要ではないかと思うわけでありまして、これは今後特にそれに関わっておられる職員の皆さんがそれをどう補強していくか。これにかかってくるのかなというふうにも思うわけでありまして、そのことを是非今後の計画の中に取り入れていただきたい。この事を求めて私の質問を終わります。

○議長（下野安彦君） 以上で、一般質問を終結しました。本日の議事日程は、すべて終了致し

ました。明日11日は、午前10時から本会議を開きます。日程は全議案に対する審議であります。

引き続き、委員会室で議員全員協議会を行います。10分後の2時10分から開始したいと思います。

本日は、これをもって散会致します。

午後 2時01分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

平成26年 9月第72回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 平成26年 9月10日（水）

○開会年月日 平成26年 9月11日（木）

○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 久保美博君	2番 森永和夫君
3番 菊地幸雄君	4番 泉浩壽君
5番 大木雄君	6番 山本徹君
7番 池田洋助君	8番 山上芳子君
9番 才野俊夫君	10番 下野安彦君
11番 林博君	12番 山崎正史君
13番 寺岡保君	14番 中田厚寛君
15番 宮岡徳男君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 稲本隆壽君	副町長 稲田繁君
総務課長 宮野照三君	住民課長 三根生憲一君
税務課長 山上幸久君	保健福祉課長 土居好弘君
会計管理者 三原美津夫君	建設デザイン課長 橋本健一君
町並・地域振興課長 安川徹君	産業振興課長 小野植正久君
小田支所長 正岡和猶君	環境政策室長 大森豊茂君
政策調整班長 山岡敦君	上下水道対策班長 西川安行君
地域医療・健康増進センター長 曾根岡伸也君	危機管理班長 亀岡弘君
教育委員会委員長 城戸彰君	教 育 長 亀岡忠重君
学校教育課長 片山哲也君	自治・学習課長 井上淳一君
代表監査委員 片岡安男君	農業委員会会長 上岡孝光君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 堀本増隆君 書 記 矢野昌記君

○議事日程（第8号）

平成26年 9月11日（木）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議事日程通告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 3 | 報告第 3号 | 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について |
| 日程第 4 | 報告第 4号 | 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について |
| 日程第 5 | 報告第 5号 | 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について |
| 日程第 6 | 報告第 6号 | 健全化判断比率の報告について |
| 日程第 7 | 報告第 7号 | 資金不足比率の報告について |
| 日程第 8 | 報告第 8号 | 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について |
| 日程第 9 | 議認第 4号 | 平成25年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議認第 5号 | 平成25年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議認第 6号 | 平成25年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議認第 7号 | 平成25年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議認第 8号 | 平成25年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議認第 9号 | 平成25年度内子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 議認第10号 | 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 議認第11号 | 平成25年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第17 | 議認第12号 | 平成25年度内山衛生事務組合会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 議認第13号 | 平成25年度内山リサイクルセンター会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 議案第68号 | 平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分について |
| 日程第20 | 議認第14号 | 平成25年度内子町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第21 | 議案第69号 | 内子町総合計画策定条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第70号 | 内子町税条例等の一部改正について |
| 日程第23 | 議案第71号 | 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第72号 | 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第73号 | 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第74号 | 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について |
| 日程第27 | 議案第75号 | 五十崎特産センターの指定管理者の指定について |
| 日程第28 | 議案第76号 | 平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）について |

- 日程第29 議案第77号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第78号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 議案第79号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第80号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第33 議案第81号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34

午前10時00分 開会

○議長（下野安彦君） ただ今から、昨日の本会議に続きまして、平成26年9月内子町議会定例会第2日目の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下野安彦君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、1番久保 美博議員、2番森永 和夫議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（下野安彦君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております、議事日程第8号のとおりであります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 報告第 3号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（下野安彦君） 「日程第3 報告第3号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 2日目でございますが、どうぞひとつよろしくお願い致します。

それでは報告第3号、株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出についてご説明を申し上げます。本書類の提出につきましては、その内容を産業振興課長に説明致しますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

〔小野植正久産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（小野植正久君） それでは、株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況について説明をさせていただきます。

資料ナンバー2の1ページをお開き下さい。会社全体の所から説明をさせていただきます。まず、総売上げでございますけれども、対前年度比4.6%減の6億8,893万円でしたが、目標達成率92.4%と目標を越えることができませんでした。しかしながら各部門の売上を見るとシャーベット、燻製工房、パン工房においては、対前年比1から8%の伸び率を確保しており、コスト削減意識も強化され、経営状況は顕著に推移をしております。最終的な経常利益は332万円となっております。具体的な内容につきましては、2ページから10ページにかけてそれぞれ部門ごとに載せておりますので、お目通しいただいて、決算内容について説明をさせていただきます。

15ページをお開きいただきたいと思います。15ページの貸借対照表でございますが、左側の資産の部から説明をさせていただきます。まず、流動資産ですが、現金・預金の計が6,741万203円。棚卸資産の計が2,908万8,165円。その他流動資産を合わせまして、流動資産の合計が1億2,216万2,835円でございます。その下の段、固定資産でございますが、建物、機械及び装置、工具、器具、備品などの固定資産の合計が2,073万3,264円。繰延資産合わせまして資産の部合計、1億4,316万4,205円でございます。次に右側の負債の部について説明をさせていただきます。流動負債でございますが、買掛金、預かり金などの負債の部合計が5,078万5,595円でございます。次に、資本金などの純資産の部合計が9,237万8,610円。負債・純資産の部の合計は資産の部合計と同じでございます。1億4,316万4,205円となっております。

続きまして、次のページ、損益計算書について説明をさせていただきます。16ページの売上高でございますが、上の方から主なものとしてレストラン売上、直売所手数料、シャーベット売上、燻製工房、パン工房などそれぞれの売り上げを含めました売上高の計が中段にございます、3億9,277万3,577円でございます。次に売上原価等でございますが、中段から下でございますが、期首商品棚卸高が2,413万3,146円。レストランの原材料、シャーベットの材料仕入れ、燻製工房の仕入れ、パン工房仕入れ、あぐり仕入れなどの当期商品仕入高が1億6,586万2,724円でございます。合計が1億8,999万5,870円でございます。これから期末商品棚卸高を差引き、売上原価の計が1億6,090万7,705円でありまして、売り上げの最終の総利益が2億3,186万5,872円でございます。その中からさらに下の

方の販売費一般管理、2億2,970万9,446円を差し引きました営業利益215万6,426円に営業外収益等を加え、最終の経常収益が次のページ17ページの右の方でございます332万7,737円ということで、さらにそこから法人税、住民税などを差し引きました最終の当期の利益が237万3,937円となっております。また、先ほど申し上げました販売費及び、一般管理費の内訳につきましては、18ページを見ていただいて、その他の計算書等を19、20ページにそれぞれ載せておりますので、お目通しをお願い致します。以上で説明を終わらせていただきますが、今期の最終の売上額は、7億2,700万円をかけた、今売り上げ増に鋭意努力をしているところでございます。議員各位におかれましても、からの営業や売上にぜひともご協力をいただきますことをお願い申し上げまして、決算報告とさせていただきます。

○議長（下野安彦君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

○7番（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田洋助議員。

○7番（池田洋助君） からの決算については前年比を割ったというようなことでございまして、株主総会等でもこれは承認されたということで、報告事項でございまして、大まかな点だけお聞きしたいと思うんですが、1ページ目にですね、株式会社からりがですね、7行目にですね、今後も日本一のじゃばら生産を目指し、商品開発と販路開拓を進めていきたいというのがございます。現在、和歌山県が年間100トン程生産しておりますが、現在内子町の生産量とですね、これに、じゃばら生産に関わっている農家の戸数等について教えていただきたいなというふうに思います。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） じゃばらの生産量でございまして、約10トン、平成25年度でですね。生産者につきましては27戸なんですけれども、全員が25年度に全部出されているわけではないんですが、一応27戸でございまして。

○7番（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田洋助議員。

○7番（池田洋助君） 私もですね、じゃばらについていろいろ調べさせていただきました、香酸柑橘じゃばらというのはですね、1979年に商標登録された、原産がですね、和歌山県北山村というところにしか生息しなかったということで、これが1997年ですか、商標登録期間が失効して全国に広がっていったというふうに聞いておりますが、じゃばらの最近、生産がですね、北山村でもちょうど頭打ちになっている。北山村はですね、楽天市場というインターネットの市場で2億2,000万ほど売り上げて、じゃばら関連商品30品ほどありますが、これを売っているんですが、内子町はですね、内子らしさを追求するためにこの北山村を参考に、どれほど今まで参考にされて、こういった農産物の生産に取り組まれようとしているのか。そこらあたり、もし町長のご所見があればまた合わせて教えていただきたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） じゃばらについてはまだ正直言いますと、手探りの域を出ないというの

が正直なところですよ。ただ、農林水産省等の補助も受けましてですね、からりの方が事業主体になって、それを付加価値を高めるという六次化の事業として大きな位置づけをしておりますですね、いろんなサンプルを今作って、東京等でもですね、試験販売あるいは本格的な販売というものをやっております。今現在、アサヒ飲料さんの方でどういうふうな価値をつけて、それに新たな商品ができるのかということについて研究しようということですね、どの程度のものがどうなるかというのはこれからなんですけれども、一応アサヒ飲料の方でですね、手がけてみましょうという状況になっているということでございます。それを今みているという状況でございます。ただ、他のところはですね、ピールにしましてもよく売れておるところでございますね、もうちょっとアイテム数なんかを増やすということも必要なのかなというふうにも思っているところです。精力的に取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っております。

○7番（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田洋助議員。

○7番（池田洋助君） じゃばら日本一を町長としても目指していくのであれば、たぶん内子という小田も五十崎も含めて、全町的に栽培面積も増やしていく必要があるかというふうに思うんですが、そこらあたりはですね、町としては、例えばじゃばらの一大産地として北山村の知名度を抜いてやろうというようにお考えなのかどうか、そこらはどうなんでしょうかね。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） これはですね、非常に大事な所は、やっぱり出口と入口の問題だと思うんです。それでこれは倍々ゲームで出来あがりますから生産量はですね、樹勢が大きくなってくるわけですから。それに伴って出口も広がっていかないとですね、ストックばっかし増えてですね、どうにもならないということになりますから、これは、意気込みは意気込みとして持っておきながらもですね、新たな商品開発なり消費の拡大なり、そういうバランスを見ながらしかですね、これは出来ないというふうに私は思っています。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 池田議員の質問に関連するんですが、非常に町長、今説明されたように出口と入口の問題というのは大事だと思うんですが、そういう中で実際に販売戦略はどのような戦略目標があるのか。からりだけでそういう部分がやれるのかどうなのか。今、アサヒ飲料の方の話も出ましたが、そこらとの連携とか、そこらも含めてどういう方向性をとろうとしておられるのか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） ご承知のようにじゃばらっていうのは、あのまま口にするととてもじゃないですけど食べられないわけでございますね、やっぱりこれは付加価値を高める加工というものを考えて行かないといかん。特にこれは一部では花粉症にいいということも言われておりますから、花粉症にいいだけではそれは北山村の二番煎じにしかないというところもあり

ます。ですから今、町内の企業さんと連携しまして、石けんに使えないかということでサンプルが出来あがってですね、それの方の販路拡大も一緒にやっていこうということにしております。また、場合によっては松山大学の薬学部あたりとも連携してですね、これは新たな薬効みたいなものが発見出来れば、開発出来ればですね、新たな商品としても出来るんじゃないかなと。要は健康産業みたいなものの切り口商品として研究するということは大事だということを考えている所です。また、アサヒ飲料さんは大手ですから、本格的にこれが動き出すと、先ほど池田議員が言われましたように生産量は追いつかないということになりますけど、そうなればそれはいいんであってですね、まだそこのところは手探りかなというところでございます。いずれにしても健康産業の商品として、切り口としてはそういうことで攻めていきたいなということでは思っているところです。

○14番（中田厚寛君） 議長。

○議長（下野安彦君） 中田厚寛議員。

○14番（中田厚寛君） 私の妻が3日も行かない日はないくらい「からり、からり。」と言って、今は大変、果樹類が出て、親類とか子ども達のところへ果物を送るのが趣味のようにしております。そういう意味で、「お父さん、もうからりもいけんわい。」と言ってもんてきて、「どしていかんのぞ。」と言うたら、「荷物を送って下さいや。」と言うたら「自分でやって下さい。」と言って、腰が痛くてようよう歩きよるのに「もう自分でやって下さいや。」とおいるんで、「前はやってもらいよったのに、いかんのですか。」と言ったら「自分でやって下さい。」とおいるけん、「ああそうですか。」と言うて、その日は「ようようだいぶ買うて送ろうと思っておったけど、少ししかよう送らんなんだよ。」と言うて帰ってきましたけど、「愛たい菜に行ったら、愛たい菜はすぐに早速、さっささっさやってもらって大変良かった。」と言うので、「からりでも人によったら「奥さんそれ重たそうなけん、車まで持っていきましょうわい。」言うてさっささっさ車までもって行ってもらう人も中にはあるんよ。」と言ひよりましたけど、中には車も置いてあって、車に積んで自分が運ぶようにして、車まで持って行ったりも出来るようにはなっておるらしいんですけど、その心遣いですがけれども、これから高齢化もするし、内子の果物というのは大変おいしいし、みんな子どもや親類に送ってやろうと思って送る人がたくさんおるわけですがけれども、それを聞いた時に「それはちょっといかんの。社長にも言うとかないけんの。」と僕も言うたんですけども、総会にたまたま行かれなかったんで、この場で言うんですけども、ちょっとした思いやりですがけれども、そういうことをこれからも特に気をつけていただいて、やっていかなかったら、愛たい菜の方に行ってしまうようなことになってもつまらんと思って、僕もいろいろ心配しよるんですけども。「今日は誰やろの買うてあげたんよ。誰やろさんの今日は買うわい。」じゃの言うて、いつも言いますけれども、そういう意味で、そういった社員教育といいますけれども、そういうことを特に気をつけていただいたら、まだいぶん違うんじゃないかなという気がしましたんで、申し上げます。そういうことで質問するわけですがけれども、改革をしていただけるようによろしく願いしたらと思います。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） からりの場合、たしかに果物は非常に豊富に出ておるんでありますが、

葉物野菜が非常に弱いんじゃないかと思うわけです。これはやはり葉物野菜を十分に対応していくことなくして、直売所の機能が果たされんんじゃないかと思うんですが、この点についてはどのような対応を考えておられるのか。その点。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） 25年度についてはですね、特にこの3ページにもちょっと書いておるんですけども、積雪や寒波の影響でですね、特に少なかったという事情はあるんですけども、全般的にですね、少ないということもありまして、今、小田の方からなんですけれども、職員が二人がですね、小田の地域で集めたやつをですね、朝出勤の時に持ってくるというようなこともされております。また全般的に施設ハウス等を使いながらですね、部会としてですね、もっと出してもらえるような、そういうことはこれからですね、呼びかけていきなり、指導もしていきたいなというふうに思っております。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） そういう葉物野菜の生産拡大に関連するんですが、以前それに関連してビニールハウスに対する補助をされたことがあったと思うんですが、あの補助して作られた施設が、今どのように活用されておるのかなということを。これはどのようになっているんでしょうかね。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） 今、言われましたのがですね、平成の23年なんですけれども、県の補助を受けてですね、六次産業化の産地ステップアップ事業というのがありましたので、それを受けてですね、ハウス関係20戸の方28棟、事業をもらって設置をしております。これは当然ですね、加工用の農産物生産ですとか、端境期の野菜出荷をしようというようなことでの取り組みではありました。ただですね、半分は個人がハウスとしてお金は出されているんですけども、そういうところでですね、実態はからりだけに出されているという状況にはないと思います。なので、そこら辺りがですね、ちょっと部会の方とも今までも指導はしてきているんですけども、そのあたりを先ほど言いましたように、もういっぺん確認するという作業が必要であろうと思っております。以上でございます。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） ただ今の中田議員、宮岡議員に関連するんですが、からりは直売所として愛媛県下でも先駆的にいち早く取り組まれて、本当に素晴らしい施設だと思うんですが、その後、県下各地で直売所がたくさん出来てきて、今の報告にもありますように、直売所部門では目標の90%というようなことで、物が集まらないというような状況が出来ておると思うんですが、からり一つの目玉として認定した農産物の販売と、これにこだわってやられておる。しかしながら出す方から見ますと、なかなか出しにくいというような声があるのも事実じゃなかろうかと思うわけですが、出荷組合との関係もあろうと思うんですが、こちら、そのまま今まで通りの方針で

物を農家に出荷を継続をしていただくのか。物を集める為にそこらの見直しをされる考えがあるのか。それをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） からりがやっておりますトレーサビリティの問題はですね、これはからりとしての命なんです。核なんです。これを崩しますとどこにでもある直売所になってしまう。私は、それはからりとして命取りになるというふうに思っているんです。この柱だけはしっかりと守らないといけない。東京のお客様もですね、からりの商品は安心して食べれるというのは、ちゃんと栽培履歴がはっきりしている、こういう農薬はこういうふうに使っている、あるいは使ってはいけないものは使わない。いうこのことを徹底しているからですね、やっぱり大勢のお客様に喜んでもらっているというふうに思っているんです。これはきちんと旗は降ろさないようにしないといけない。ただ、今、議員が言われましたようになかなか難しい問題も現実起こっております。ですから、そういうふうなものについてはまた別のコーナーで、こういうふうな、例えば訳ありとか、そういうふうなものは考えてもいいかなというふうに思っておりますけれども、これはからりの中で議論しないといけない。だけれども、トレーサビリティの問題は、これは降ろすというわけにはいかないというふうに思っているところです。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） 今までの方針を貫いていくという町長からの答弁があったように思うんですが、もう今、農家に対応されていることは、トレーサビリティは最低条件です。どこに出すにしてもトレーサビリティは確立をされて、どの直売所にも出てきておろうと思います。もう一つその上に内子町独自のトレーサビリティを貫いていくというお考えですが、農家の状況を見ましても、なかなか厳しい基準の中での出荷というのも難しいような状況にあると思います。県下のどの直売所の農産物もトレーサビリティが明確になった農産物ばかりだと思いますので、そこからは今後十分、あのからりの直売所に物が並ぶような努力をする必要があろうと思います。そこら担当として、課長どういう考えをもっておるのか、聞かせてほしいと思います。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） 今、方針につきましては、町長の申し上げた通りでございますが、先ほどから申し上げておりますようにですね、スタートはからりでございます。ですので、そのあたりをですね、もう一度確認すると同時に、やっぱり先ほどの施設、ハウスとかの施設ですね、そういったものも使いながら利用しながらですね、ここに出してくる。また収集の方法なんかもあろうと思うんですけれども、そういった所も工夫をしながらですね、より多くのものが集まるようなですね、そういう努力をからりと一緒にですね、やっていきたいというふうに思っております。

○13番（寺岡保君） 議長。

○議長（下野安彦君） 寺岡保議員

○13番（寺岡保君） 課長の話聞きよったら、私も出しよるんですけど、からりに。以前に

も野菜が少ないと、一番最初に愛たい菜に出すことをどうして止められなかったんですかという質問をしたら、あれは農協との関係もあって、出荷者の考え次第でやりよるという答弁だったんですけど、出荷者協議会の会合が年に2回かな、あるんですけど、できるだけ葉物類、野菜類を出して下さいという話が一つもないんですよ。からりの社長からも役員の方からも。私は、あの野菜が少ないというのは、愛たい菜に皆さん持って行かれよる、私も毎日行きよるんですけど、愛たい菜に。私はにんにくを出しよるんで、からりぎりでは処分がつかないので、愛たい菜にも出しよるんですけど。そしたら、たいがいの方が、野菜をからりにちょこっとだけ置いて、愛たい菜の方が量が多いし、品物がええのを出しよいでる。また、売れる量が違うと言って、最近なお多なっておると思うんですけど。からりの出荷者協議会の会合の時にでも、野菜類は出来るだけ出して下さいというお願い等をして、できるだけ。止められないのであれば、個人の方からの意思でからりで出せるような方法を考えていただいた方が私はいんじゃないかと。今は、果物が出よりますけど、果物もだいぶ愛たい菜に出よります。内子の方が持っていくより。野菜類については、からりよりかは、愛たい菜の方に持って行かれよる方が多いと思うんですが、そこらあたり出荷者協議会の会合の時にでも話は出来ないんでしょうかね。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 役員会の方でもですね、それはよく議論をしている話であって、生産者協議会に対しても、生産者協議会の代表が取締役にも入っているわけですから、当然部会の中においても、どの時点でどういう物が不足しているのかっていうのは野菜だけではないんですけど、分かるわけですね、一年間見ていれば。ですから、逆算していつてこの時期にこういう対応をすればこの時に照準として合うかな、そのとおりなかなかうまくいかないということもあるんですけども、やっぱりみんなで協力しあって、からりへ出そうよ。からりを盛り上げようよという気持ちをですね、もう一度生産農家にも持ってもらえるように、会長としても積極的に呼び掛けていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 先日他の用事があって農産物加工所の近くへ行っただけですから、見てみたんですけども、動いてないような、人がほとんどいないような状態かなという気がしたんです。それで、この販売実績見ましても農産加工というのが一番金額的にも少ないし、目標達成率も88.7%ということで一番低い状態になっておるようです。先程から言われておるじゃばらのことも言われましたが、私がずっといろいろ見ておりますと、最初カット野菜の話もあったり、一時はトマト、トマトと言った話もあったり、で今、もち麦ですか。そして今度じゃばらと。なんかこう、私たちが思うのは、トマトで大成功したから次は何をしようかということになるんだろうと思うんですが、何もかもが中途半端なことで推移してきとるんかなと思うんですが、今後そういうこれまで取り組んできたトマトにしても、もち麦にしても、これから取り組もうとしておるじゃばらにしてもですけども、ぜひですね、本当に戦略を言われとるんであれば、しっかりと戦略をもって、取り組むべきと思うんですが、これまでのトマトなんかの状態はどうなっておるんですかね、加工品とか。お聞きします。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） トマトについてもですね、パスタソースとかいうようなことで中心に販売をしております。額につきましてはですね、700万程度でございますけれども、他の物についてもですね、鋭意、販売促進というようなことでですね、取り組んでおります。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○1番（久保美博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保美博議員

○1番（久保美博君） からりへ向けてのそれぞれの生産者が一生懸命野菜を作ると、果樹も作るというような中で、先ほどもちょっと出ておりましたトレーサビリティの関係で、それぞれの生産者がそれに反した、いうようなことでペナルティを科しているような事実はあるんでしょうかね。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） ペナルティを科すというよりもですね、同じように、そういうふうな指示に従ってもらわないということがあれば、出荷はちょっと控えて下さいよというようなことは現にやっております。それは先程言いましたように、トレーサビリティというのは会社としての旗ですから、これをやっぱ守ってもらいたいという思いでございます。以上でございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。

よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 4 報告第 4号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（下野安彦君） 「日程第4 報告第4号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出につきましては、その内容を小田支所長に説明致させますので、よろしくご審議の程、お願い致します。

○小田支所長（正岡和猶君） 議長。

○議長（下野安彦君） 正岡小田支所長。

〔正岡和猶小田支所長登壇〕

○小田支所長（正岡和猶君） それでは、小田まちづくり株式会社の経営状況についてご報告致します。表紙2の黄色い表紙からになります。この小田まちづくり株式会社の第13期経営状況につきましては、去る8月28日に定時株主総会が開かれ承認されたところでございます。

それでは1ページをお開き下さい。第13期の営業報告でございますが、小田の郷せせらぎの管理運営業務と致しまして、特産品販売施設せせらぎの利用客数8万347人。対前年度比105%。売上額6,272万808円で対前年度比103%となっています。また、特産品加工施設かじか亭の来客数1万3,410人。売上額947万1,795円で対前年度比121%と増加しております。売上別出荷者数につきましては、表のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に2ページをお開き下さい。事業報告でございますが、内子町が東京巢鴨でおこなっております内子フェアは、台風のため中止となりましたが、せせらぎデーの開催、また県内のイベントや小田深山のイベント等に参加致しまして、商品販売と同時に小田の郷せせらぎのPR活動を行って参りました。

次に4ページをお開き下さい。貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、流動資産が現金及び預金、売掛金、棚卸資産等を合わせまして、1,958万4,181円でございます。次に固定資産の合計が1,133万3,105円。その内訳でございますが、有形固定資産1,099万3,755円。無形固定資産33万9,150円。投資その他資産200円でございます。資産の部の合計が3,091万7,286円となっております。次に負債の部ですが、流動負債は買掛金、未払い金などを合わせまして458万6,356円となっております。固定負債はございません。次に純資産の部につきましては、資本金3,535万円に利益剰余金のマイナス901万9,070円を加えた純資産の部の合計は2,633万930円となっております。負債純資産の部の合計は3,091万7,286円となっております。

続きまして5ページ、損益計算書でございます。売上高の合計が2,537万1,783円。売上原価の合計1,045万6,171円を差し引きまして、売上総利益は、1,491万5,612円でございます。販売費及び管理費が1,471万3,731円でございます。これは6ページに詳細を載せてございます。売上総利益からこの販売費、一般管理費を差し引いた20万1,881円が今期の営業利益でございます。この営業利益に営業外収益1万5,037円を加えまして、税額18万3,333円を差し引きしました3万3,585円が当期の利益となっております。

次の6ページにつきましては、先ほど申し上げた販売費及び一般管理費の内訳を。それから8ページから10ページにつきましては、第14期の事業計画及び収支予算となっておりますので、内容につきましてはお目通しいただいたらいきたいと思います。なお、株主総会後の取締役会におきまして代表取締役の変更がございました。第14期は新たな体制により、この道の駅小田の郷せせらぎの健全経営に向けて取締役会、生産組合、職員が連携し、より一層の努力をすることを確認しております。また、本年10月から地域おこし協力隊を配置していただく予定となっております。都市部より新しい人を迎え、現状の経営や運営形態の課題について、新しい目線や感覚で分析しながら、これらの経営改善に取り組んでいただくことを期待しております。以上、簡単ではございますが、小田まちづくり株式会社の経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（下野安彦君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎正史議員。

○12番（山崎正史君） 一点だけ、町長の行政報告にもありましたように、10月から納堂邦弘さんが、せせらぎの運営にあたって尽力されるというふうな話でしたが、その中で商品開発、情報発信等々についてであります。今の小田支所長の正岡支所長からもありましたように、そういう部分で期待している。それとは逆に商品開発とか情報発信した時に町長がよく言われる、作る方と買う方と。やはり常々言われている販売戦略っていう部分が会社としては大変重要な部分になろうかと思いますが、その辺については、まちづくり株式会社としては、どのような方向性をもって今後の会社運営に取り組んでいくのか。その辺をちょっと聞かせていただきたい。

○小田支所長（正岡和猶君） 議長。

○議長（下野安彦君） 正岡小田支所長。

○小田支所長（正岡和猶君） 次期の14期の事業計画の中にもありますように、基本的には売上額を伸ばしていこうということでございまして、小田の生産者の中でもいろんなところあたりに出荷されよということもありますが、基本的には、PR等を進めながら、売り上げを伸ばすということでございまして、地域づくり協力隊の方におかれましては、そういうノウハウとか、先ほど議員の言われました特産品開発とかいうことをやっていきたいというふうに考えております。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎正史議員。

○12番（山崎正史君） 協力隊員には商品開発とかそれぞれの付加価値を高めるための努力をしていただく。私が聞きたいのはそうやって素晴らしいものができあがった時にどうやって売っていくのか、どういう販売をしていくのか。ただ、お客さんが来るだけというのは、それはむちゃくちゃいいものができれば、からりに寄って、小田のせせらぎに寄ってっていうふうな動きも出てこようとは思いますが、現状、なかなかからりだけをみても難しいような状況の中で、やはり町長が言われる販売戦略をどうするか。ここが大事だというふうに常々こういう会議では言われておりますので、私が聞きたいのは、その販売戦略をどうやっていくのかという所まできちっと抑えてないと、物は出来たが売れはしないぞという話では、協力隊員を、せせらぎに優秀な人材を入れたとしても、収益が上がってくるのかどうか。その辺を聞きたいので、もう一度答弁をお願い致します。

○小田支所長（正岡和猶君） 議長。

○議長（下野安彦君） 正岡小田支所長。

○小田支所長（正岡和猶君） 販売戦略につきましては、議員のご指摘のとおりでございまして、株主総会の中でもそのあたりまでの議論がなかったということもございまして、なお今後ですね、地域づくり協力隊員も交えながら取締役会等で検討して参りたいと思います。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 十二分に優秀な人材を入れたわけでございますので、来年度の決算に

は、好決算というか新たな方向が出る、少しでも兆しが見えるというふうな決算書を見たいと思いますので、ご努力をいただきたいと思います。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡議員。

○15番（宮岡徳男君） 私も月に最低1回はせせらぎの方へ寄せてもらっておるんですが、ここに来ておられるお客さん達の層が、どういう地域から来ておられるのかなというのをいつも感じております。やはりそういう層を調査されて、どういう地域から来ておられる人が多いのかというのをまず一点お聞きするのと、ただ小田の場合、非常に野菜、葉物はけっこうあるように感じておりますので、小田へ行ったら葉物野菜を買って帰るんですが、そこらの生産者の育成というか、そういう関係はどのような取り組みをしておられるのか。その2点、お聞き致します。

○小田支所長（正岡和猶君） 議長。

○議長（下野安彦君） 正岡小田支所長。

○小田支所長（正岡和猶君） お客様の地域の動向でございますが、7割程は町内、小田地区でございます。あと3割につきましては、町外と言いますか、小田地域外の方となっております。それから野菜部門につきましては、売上総額の中の占める割合で、野菜については2番ということでございまして、これは各出荷組合さんの野菜部会の中で、年に2回くらい研修を行いながら出荷をしていただくように努力をさせていただいているところでございます。

○7番（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田議員。

○7番（池田洋助君） せせらぎとですね、からの距離が22、3キロしか離れてございせん。同じ町内に2つあるということで、以前からですね、私、小田の地域の皆さんにはご提案を申し上げるんですが、先ほど宮岡議員も言われたけど、小田の特性を活かして、その商品開発をするべきじゃないですかというような、以前町長は、わさびをやれやれという話があったんですが、せっかく小田深山という高い山があつて温度差があるんだから、本州では長野県の信州のようなところのイメージがあるので、そういうところで葉物野菜なんかも高原野菜みたいなのを、農村支援センターとかと協力してですね、地域収益向上協議会なんかあるみたいですけど、そういうところとも協力していただいてですね、そういったからりに無い物を、結局高さの違うものっていうものを、商品開発とかをせせらぎはぜひ進めるべきじゃないかなというふうに以前から申し上げておるんですが、いっこうに何も変わったものもないし、ちょっと宮岡議員からもありましたけど、商品構成で、せせらぎがうどんを売るとかというようなイメージがあるんですけど、やっぱり野菜類をですね、充実さしてもらってですね、夏場の大根とかですね、そういったことができないのかどうか。ちょっと所感でよろしいので、正岡支所長にお聞きしたいと思います。

○小田支所長（正岡和猶君） 議長。

○議長（下野安彦君） 正岡小田支所長。

○小田支所長（正岡和猶君） 標高差を利用した付加価値を付けた野菜というのは、当然小田地区は、深山は特別ではございますが、野村地区とか上川地区についてはございますので、そこらあたりをですね、有効利活用した野菜等は今後考えて行きたいなというふうに考えております。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。

よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 5 報告第 5号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（下野安彦君） 「日程第5 報告第5号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出につきましては、その内容を自治・学習課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の程、お願い致します。

○自治・学習課長（井上淳一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 井上自治・学習課長。

〔井上淳一自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（井上淳一君） 報告第5号、公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出についてご報告致します。ナンバー2のオレンジ色の次をお開けいただいたらと思います。まず、平成25年度事業報告ですが、昨年4月1日に公益財団法人として新たなスタートを切ったことによりまして、国際理解・友好親善の実施主体として、姉妹都市交流を中心とした様々な国との交流を行いながら、人材育成や活力ある地域社会の形成に寄与する事業を実施して参りました。また、今年は法人設立20年という節目を向けるにあたり、記念事業等を検討することなどを基本方針として取り組んで参りました。事業は大きく公益目的事業と法人管理部門の2種類に分かれます。

まず、大きいⅠの公益目的事業からご説明申し上げます。1の促進・交流事業についてでございますが、1ページから3ページにあるような事業を行って参りました。お目通しの方、お願い致します。

続きまして3ページ、2の助成事業についてご説明申し上げます。稲田副町長を団長とする第19回、青少年海外派遣事業を11月12日から10日間の日程で、12名の中学生をローテンブルク市とスペインのバルセロナへ派遣をさせました。

次4ページ、(2)のローテンブルク市等との文化交流助成事業につきまして、5月の14日から23日にかけて、内子手しごとの会が、内子町の伝統工芸品などをローテンブルク市で販売するという新たな文化交流事業に助成支援を致しました。次に大きなⅡの法人管理部門についてでございますが、(1)の表の通り、理事会と評議員会を開催し、(2)に掲載している研修・

会議等へ出席をしております。次の（３）特定資産活用の見直しについてでございますが、平成25年度より内子町からの補助金がなくなり、新たな特定資産の運用につきまして、昨年秋から理事及び町関係、会計顧問等を交えました学習会を重ね、平成25年12月16日に、国債1億8,000万円を売却致しました。その売却した資金を活用するため、今年の3月19日に特定資産運用管理委員会を設立し運用方針を決定致しまして、3月の25日に5ページ上段にあります表のような投資信託を購入致しました。参考までに、年間の配当金額を631万5,000円ほど見込んでおりますが、今年の4月から8月の5カ月間で310万7,677円の配当金をいただいております。あとはお目通しの方、よろしくお願い致します。

次に、収支決算書類についてご報告申し上げます。まず6ページの貸借対照表、真ん中どころの当年度の欄をご覧くださいと思います。科目の大きいⅠの資産の部で1の流動資産が普通預金と未収金を合わせた計が331万9,035円で、2の固定資産の特定資産計が2億3,821万3,421円。流動資産と固定資産を合わせた資産合計が2億4,153万2,456円となっております。大きいⅡの負債の部でございますが、1の流動負債は未払い金で、負債合計18万565円。大きいⅢの正味財産の部で1の指定正味財産は、寄付金を含めました指定正味財産合計が2億3,821万3,421円。2の正味財産の合計が2億4,135万1,891円で、一番下の負債及び正味財産合計が2億4,153万2,456円となっております。

次に7ページの正味財産増減計算書、会社で申します損益計算書となっておりますが、真ん中どころの平成25年度決算額Aの欄をご説明申し上げます。まず大きいⅠの一般正味財産増減の部の1の経常増減の部、（１）の経常収益の特定資産運用益302万9,728円で、事業収益の外国語講座及び各種事業会費等の合計が71万5,500円。受取補助金等が7万円。受取寄付金が196万2,400円で、経常収益合計が577万9,298円となっております。次に（２）の経常費用の主なものとして、給与手当に132万3,945円。青少年海外派遣助成金176万4,000円。姉妹都市文化交流事業への助成金92万1,400円。旅費交通費75万270円。広報への掲載料と印刷製本費15万4,392円で、事業費合計が613万2,673円となっております。次に法人管理運営のための管理費の合計が117万8,630円となっております。経常費用の合計が731万1,303円となって、経常収益と経常費用の差引、当期経常増減額が153万2,005円のマイナスになっております。前年度繰越金に該当する一般正味財産期首残高が467万475円となっており、一般正味財産期末残高313万8,470円となっております。次に大きなⅡの指定財産増減の部の受取寄付金及び特定資産売却益、特定資産評価損益の合計の当期指定正味財産増減額が961万7,376円となっております。次に大きなⅢの一番下の表の正味財産期末残高が2億4,135万1,891円となっております。

次に8ページ、財産目録を掲載しております。これは貸借対照表にあります財産資産及び負債の内容について掲載しておりますのでお目通しの方、よろしくお願い致します。

最後に9ページから12ページにかけまして26年度の事業計画。13ページ、14ページに収支予算内訳表を掲載しておりますので、ご参照までにお目通しの方、よろしくお願い致します。以上、ご報告とさせていただきますが、この件につきましては、評議委員会で承認をいただいておりますことを申し添えまして、報告第5号のご報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林博議員。

○11番（林博君） 勉強不足でわかりませんので教えてください。先程、報告があったように投資信託の運用を始められたということなんですが、5ページにその内訳の報告をいただいたんですが、8ページの財産目録にある数字と5ページの数字がちょっと一致しないんですが、これをどう理解したらいいのか。運用益は公益事業に使っておるということなんですが、数字の一致がないのがどういうことなのかを教えてください。一点と、評議員さんの中で、町外に転出された方がおられると思うんですが、そこらの対応をどうされておるのか、2点教えてください。

○自治・学習課長（井上淳一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 井上自治・学習課長。

○自治・学習課長（井上淳一君） 5ページのファンドの件というか投資信託の件でございますが、この分につきましては収益につきましては、今年度の13ページのところの、26年度の先ほど申しました631万5,000円をあてこんでおるというお話をさせていただきましたけど、予算の部分で入れさしていただいておりますので、ご了解をいただいたらと思います。失礼しました。財産目録と5ページのここに書いておる数字が違うということだと。失礼しました。申し訳ありません。財産目録につきましては、平成26年3月31日現在で書かせていただいておりますので、購入した時と簿価とかの関係で違ってきておるということでございます。ご了解をいただいたらと思います。あともう一つのご質問の評議員さんが町外に出られている方があるというようなご質問だったと思うんですが、これにつきましては、それぞれ役職ですとか、そういうところを参考にさせていただいて指名をさせていただいております。場合によっては、例えば内子高校の校長先生ですとか、小田高の校長先生等は町外の方が入ってきておりますので、その辺りで。すみません、説明が申し訳なくて。出られている方、例えば学校の先生等が出られていると思いますが、これにつきましては3月31日現在で締めてますので、4月以降出られた方はいらっしゃると思いますが、この報告につきましては、3月31日で報告をさせていただいておりますので、ご了解をいただいたらと思います。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員。

○11番（林博君） 今の評議員さんですが、今の課長の説明でわかるんですが、その後対応をどうされておるのか。この前任者の肩書の方が後に対応していただいておりますのか。そこら含めて再度質問したいと思います。

○自治・学習課長（井上淳一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 井上自治・学習課長。

○自治・学習課長（井上淳一君） 後任につきましては、理事会等にお諮りをさせていただいてその充て職の方を委嘱させていただいておりますので、ご了解をしてもらったらと思います。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○5番（大木雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木雄議員。

○5番（大木雄君） 4ページに平成25年5月14日から23日にかけて、内子手しごとの会がローテンプルクの交流事業で行かれたとあるんですけど、この事業は継続してずっと続けられる予定があるのかどうか。

○自治・学習課長（井上淳一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 井上自治・学習課長。

○自治・学習課長（井上淳一君） 3ページ、(2)の所にローテンプル市等との文化交流助成事業というのが新たに25年度から設けた事業なんですけど、そこに手をあげられた方が内子手しごとの会という方ですので、今後申請があがってきてからに、そこら来判断さしていただいて、その基準に達していたら、補助対象になろうかと思っております。あと、手しごとの会が継続されていくかというのは、ちょっと私どもの方ではなくて、まだ別な分野かなというふうに考えております。

○議長（下野安彦君） よろしいでしょうか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） 他にありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。

よって、報告のとおり受理することとします。

○議長（下野安彦君） ここで10分間休憩をします。午前11時15分から再開します。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 6 報告第 6号 健全化判断比率の報告について

日程第 7 報告第 7号 資金不足比率の報告について

○議長（下野安彦君） 「日程第6 報告第6号 健全化判断比率の報告について」及び「日程第7 報告第7号 資金不足比率の報告について」以上の2件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第6号、健全化判断比率の報告について、報告第7号、資金不足比率の報告について。この2つの報告案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により議会に報告するものでございます。内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

〔宮野総務課長登壇〕

○総務課長（宮野照三君） それでは報告第6号、健全化判断比率の報告と、報告第7号、資金不足比率の報告について説明をさせていただきます。議案書1の6ページ及び7ページでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律により財政の健全化判断、財政の早期健全化判断、財政の再生判断の3つの指標につき、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会へ報告、公表が義務づけられている所でございます。その指標というのは、報告第6号の一覧表で示しております。実質赤字比率と連結実質赤字比率、実質公債費比率のフロー指標と将来負担比率のストック比率でございます。企業会計につきましては、報告第7号の一覧表に示しておりますように資金不足の比率を示す指標ということになります。これらの5つの指標によって財政運営の健全化等を示していることになっているものでございます。報告第6号、健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定する、平成25年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字となっているため該当なしで、実質公債費比率については、10.3%、前年度は11.6%。18%を超えますと新たな税制計画や起債発行にあたって県との協議が必要となってきます。将来負担比率は、内子町の債務は発生していないため該当はありません。前年度は1.3%で基準内となっております。またそれぞれの項目にありますカッコの数字は、イエローカードにあたります早期健全化基準の数字となっております。報告第7号、資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する平成25年度の資金不足比率については、3つの事業会計において資金不足は発生しておりません。参考数値、イエローカードにあたる経営健全化基準の数字が入っております。以上、報告第6号及び第7号につきましては、7月31日、役場本庁の会議室において片岡代表監査委員、林監査委員の審査を終えましたので、議案説明資料ナンバー12の4ページから8ページに掲載しております8月28日付け審査意見を付して、本日、内子町議会9月定例議会に報告するものでございます。よろしくご審議の程、お願いを致します。

○議長（下野安彦君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。

よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 8 報告第 8号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について

○議長（下野安彦君） 「日程第8 報告第8号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出につきましては、その内容を学校教育課長に説明致さめますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

〔片山哲也学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（片山哲也君） それでは、報告第8号、内子町教育委員会の点検・評価についてご報告申し上げます。資料3をお願い致します。第1ページ、趣旨でございますが、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月1日施行ですが、各教育委員会は、毎年その教育行政の管理執行状況について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することとされました。そのカッコ書きについては第27条の規定でございます。2、点検評価の対象でございますが、点検評価の対象は教育委員会で定めております学校教育と方針と施策、社会教育の方針と目標、人権・同和教育基本方針に位置付け実施した平成25年度の主な施策事業としております。3の点検評価の方法でございますが、点検評価にあたっては、施策・事業の進捗状況を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の対応方法を示しますとしております。4の点検評価結果の構成ですが、（1）の主要施策、点検評価の対象は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。（3）の自己評価と課題・問題点でございますが、自己評価につきまして、平成25年度の取り組みの進捗状況などを踏まえて、教育委員会内の自己評価を行っております。評価基準についてはご覧のとおりAからDまででございます。4の外部評価委員の意見でございますが、外部評価委員会委員の意見を掲載しております。外部評価委員はその下に山竹氏から大程氏まで5名でございます。外部評価委員会の状況でございますが、平成26年7月4日に第1回の外部評価委員会を開催しております。この時は内容の説明、諮問、検討事項を行いまして、外部評価委員の各自検討をしていただいております。第2回目が26年の7月24日に開催しております。これで各施策事業別に評価を行っております。

次に3ページをお開き下さい。3ページから4ページにかけて教育委員会の組織の状況でございます。ご覧をいただいたらと思います。次に施策事業別評価でございます。学校教育課が5ページから23ページ。6施策19事業。自治学習課が24ページから41ページ10施策18事業となっております。内容につきましては、8月22日全員協議会でご説明したとおりでございますので、省略をさせていただきます。なお、当日ご指摘、ご意見のありました件につきましては、本年度の自己評価、外部評価委員の説明に反映させていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。以上で報告とさせていただきます。

○議長（下野安彦君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。

よって、報告のとおり受理することとします。

-
- 日程第 9 議認第 4号 平成25年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第10 議認第 5号 平成25年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定
について
日程第11 議認第 6号 平成25年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
日程第12 議認第 7号 平成25年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
日程第13 議認第 8号 平成25年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
日程第14 議認第 9号 平成25年度内子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
日程第15 議認第10号 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
日程第16 議認第11号 平成25年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

○議長（下野安彦君） 「日程第9 議認第4号 平成25年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」「日程第10 議認第5号 平成25年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第11 議認第6号 平成25年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第12 議認第7号 平成25年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第13 議認第8号 平成25年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第14 議認第9号 平成25年度内子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第15 議認第10号 平成25年度内子町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第16 議認第11号 平成25年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」以上の8議案を一括議題とします。

各提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） ただ今、一括上程をしております平成25年度内子町一般会計歳入歳出他7件の会計決算の認定についてでございますが、まず、一般会計が歳入額で11億4,476万1,454円。歳出額が10億3,455万3,008円となっておりますが、特別会計を含めると全会計では歳入総額が16億7,109万9,244円。歳出総額が16億5,166万1,050円となっております。その内容を会計管理者に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（三原美津夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三原会計管理者。

〔三原美津夫会計管理者登壇〕

○会計管理者（三原美津夫君） それでは、まず議認第4号の一般会計について説明致します。ナンバー4の資料、平成25年度内子町一般会計歳入歳出決算書をご覧くださいと思います。

まず、2ページ、3ページをお願い致します。歳入です。1款、町税の収入済み額、14億2,355万8,152円です。この金額の歳入総額に占める割合は、12.8%、前年度比607万円余りの増となっております。税目ごとに見ますと、町民税・軽自動車税・町たばこ税は増えておりますが、固定資産税は減少致しております。その右側に不納欠損額が317万円余りございますが、144件を処理したものです。次に、収入未済額の3,664万円余りは、1,079人分の滞納額で、前年度と比較し34万円余り増加しております。また、町税の調定額に対する収入率は、97.3%で前年度より0.1%高くなっています。これらの詳細につきましては、ナンバー9の決算資料の6ページから8ページに載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。2款から7款につきましては、収入済額記載のとおりです。8款の地方交付税の収入済額は、55億5,294万4,000円で、前年度と比較しますと3,984万1,000円の減となっております。また、その歳入に占める割合は、49.8%です。10款の分担金及び負担金の1項分担金の収入未済額1,065万8,000円は、災害復旧費分担金の事業繰越によるもので、2項負担金の収入未済額の509万3,240円は、保育料等の未納額です。11款の使用料及び手数料の収入未済額1,097万6,820円は、町営住宅使用料等の未納額です。その詳細は、決算資料の10ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、4ページ、5ページをお願い致します。12款、国庫支出金の収入未済額8,232万4,000円は、公共土木施設災害復旧費負担金、社会資本整備総合交付金事業に関する事業繰越等によるものです。13款、県支出金の収入未済額2億3,929万5,000円は、民生費、農林水産業費、土木費、災害復旧費に係る事業繰越によるものです。15款寄附金、収入済額、3,285万6,161円につきましては、教育に対する寄附及び37人から寄附をいただいた、ふるさと納税寄附金によるものでございます。18款諸収入の3項、貸付金元利収入の収入未済額1,830万3,188円につきましては、住宅貸付金と奨学金の未収分です。その詳細は決算資料の10ページの2から11ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。19款、町債ですが、収入済額は5億8,389万6,000円で、前年度比6億4,988万円余りの減となっております。収入未済額4,610万円につきましては、農林水産業債、土木債事業等の事業繰越によるものです。歳入の合計ですが、収入済額が111億4,476万1,453円で、前年度比1億2,414万円余り、率にして1.1%の減になっています。

次に6ページ、7ページをお開きください。歳出に移ります。その主なものを説明させていただきます。まず、1款の議会費、支出済額は、8,720万6,438円で前年度と比較し604万円余りの減となっております。2款の総務費、支出済額は、12億509万4,794円で前年度と比較し、1億268万円余りの減となっております。3款の民生費、支出済額は、25億9,773万527円で前年度と比較し、1億4,907万円余りの増となっております。民生費の翌年度繰越額につきましては、児童福祉総務費の委託料の事業繰越によるものです。4款の衛生費、支出済額は、7億6,955万8,912円で前年度と比較し、1,198万円余り

の増となっております。6款、農林水産業費ですが、支出済額は10億7,926万7,728円で前年度と比較し、3億1,349万円余りの増となっております。翌年度繰越額の主なものは、農地費及び林業施設費の工事請負費等の事業繰越しによるものでございます。7款の商工費、支出済額は8,822万6,618円で前年度と比較し、1,388万円余りの増となっております。翌年度繰越額は、商工総務費の負担金、補助金及び交付金です。8款、土木費、支出済額は6億6,886万3,402円で前年度と比較し、4億2,405万円余りの減となっております。また、繰越額につきましては、道路橋梁新設改良費、河川及び防災費関連事業等の事業繰越しによるものです。9款、消防費、支出済額は、4億5,217万5,771円で前年度と比較し、508万円余りの増となっております。

次に、8,9ページをお願い致します。10款、教育費、支出済額は16億6,083万6,707円で、前年度と比較し、1億976万円余りの増となっております。11款、災害復旧費、支出済額は1億2,158万851円で前年度と比較し、1億9,939万円余りの減となっております。また、翌年度繰越額につきましては、農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業にかかるものです。12款、公債費、支出済額は、13億9,479万9,086円で、前年度と比較し、9,863万円余りの減となっております。なお、歳出総額に占める割合は13.1%です。13款、諸支出金の基金費は、5億921万円余りで、公共施設整備基金・快適環境整備基金等に積み立てを行っております。14款予備費の支出はございません。そして一番下の歳出合計の支出済額ですが、106億3,455万3,008円で、前年度比5,911万円余り、率にして0.6%の減となっております。なお、各款の委託料、工事請負費、補助金等の主なものにつきましては、決算資料の24ページ以降に記載致しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以下、11ページ以降の事項別明細につきましては、説明を省略させていただきます、この資料の最後の方になります162ページをお願い致します。実質収支に関する調書です。平成25年度の一般会計、歳入歳出差引額は、5億1,020万8,445円、翌年度への繰り越すべき財源は、5,505万6,000円で、実質収支額は、4億5,515万2,445円になりました。

次のページの公有財産ですが、これにつきましては、別の資料で説明しますので、後ほどにさせていただきます、167ページをお願いします。出資による権利ですが、異動があったところのみを説明させていただきます。3番の久万広域森林組合出資金に2万2,000円を追加出資しています。以上、異動により決算年度末の差引残高は、2億4,879万1,495円となっております。

次に169ページをお願い致します。物品の異動ですが、普通乗用車から軽貨物自動車までの車両の増減は、総体では前年度より2台の減、一番下のパーソナルコンピューターも2台の減となっております。

次に171ページをお願い致します。奨学資金の貸付による債権です。返済の状況につきましては、枠外の備考欄にありますように、25年度中の貸付額は555万6,000円、返済は716万3,000円で、年度末の貸付現在高は5,779万3,000円となっております。

次に173ページをお願いします。基金の決算です。利息以外に異動があったものを主に説明

させていただきます。表中左側の番号2番、減債基金に土地売却分と債権分合わせ3,249万4,912円を、将来の起債返済財源に積み立てております。6番、まちづくり基金は、350万円を伝統工芸等振興拠点施設整備事業の財源に充てております。7番、公共施設整備基金は、債権分と合わせ4億1,947万8,654円を積み立てております。12番、環境基金は、20万8,000円を環境自治体会議ひおき会議に充てております。13番、農村体験宿泊施設基金は、164万8,000円を積み立て、150万円を石畳の宿の浴室等改修費に充てております。14番、小田まちづくり基金は、200万2,856円を小田深山観光施設の管理に関する協定書に基づく積み立てと債権分を合せて積み立てております。15番、快適環境整備基金は、3億5,104万7,654円を積み立てております。

次に174ページをお願い致します。18番、国民健康保険特別会計財政調整基金は、5,000万円を運営費に充てております。19番、介護給付費準備基金は、1,000万円を運営費に充てております。21番、「エコロジータウン内子」ふるさと応援基金は、ふるさと納税の寄附金を基金として管理運用するもので、420万6,809円を積み立て、100万円は各幼稚園、小中学校の上杉文庫図書購入費に充てております。22番、農山漁村地域マネジメント支援事業基金は、愛媛大学農学部農山漁村地域マネジメント特別コースに進学する町内学生への奨学金として管理運用するもので、18万6,000円を積み立て、2名分48万円を充てております。23番、文化創造基金は、平成23年度に創設されたもので、350万4,406円を内子座100周年事業に活用するため積み立てております。最後に、24番、教育振興基金は、平成25年度に創設されたもので、寄附金を基金として2,865万2,361円の寄附を受け、基金と致しております。以上、24の基金の平成25年度末現在高は4億4,280万円余り増加し、52億7,216万8,108円になっております。なお、この基金の利息合計は346万円余りです。

それでは先ほどの公有財産の異動につきましては、資料ナンバー9の決算資料、122ページをお願いしたいと思います。公有財産異動一覧表がございます。異動のある主なものを説明させていただきます。まず、左半分の土地の異動ですが、上から、公共用財産では、公園用地売払いで351㎡が減少し、その他の施設でクリーンセンター組合解散及び集会所用地寄附で6,636㎡が増加。宅地につきましては、売払いにより469㎡が減少しました。山林につきましては、土地開発公社の解散やクリーンセンター組合解散により3,984㎡が増加、雑種地では、公社解散により1万3,141㎡が増加致しました。合計致しますと、2万2,941㎡の増です。次に、右側の建物ですが、増加したものは、消防詰所、小田幼稚園、小田小・中学校と体育館及び内山施設事務組合の解散によりリサイクルセンター、不燃物処理施設、クリーンセンターが増加し、減少したものが五城保育園、水戸森団地、成田医院で、合計致しますと5,106㎡の増となっております。以上で一般会計の決算についての説明を終わります。

次に議認第5号から第11号までの特別会計に移りますので、資料ナンバー5をお願い致します。

まず2ページ、3ページをお願い致します。小田高校寄宿舍特別会計です。まず、歳入です。1款の寄宿舍事業収入の収入済額、665万4,248円は、寄宿舍使用料収入です。その使用料は、1部屋が月2万6,000円で、利用者は23名であります。3款の諸収入155万1,

314円は利用者から徴収した各部屋の光熱水費を受け入れたものです。歳入の合計は、一般会計からの繰入314万2,744円を含めて1,134万8,306円です。

次に4ページ、5ページをお願い致します。歳出ですが、1款の寄宿舍事業費のみで、1,134万8,306円になっております。その内訳は、寮長ほかの人件費等252万円余りと、寮生の給食費577万円余り、施設の管理費304万円余りでございます。

次に12ページをお願い致します。実質収支に関する調書です。ご覧のように0となっております。

次に、14ページ、15ページをお願い致します。内子町国民健康保険事業特別会計です。まず、歳入です。1款、国民健康保険税収入済額が4億785万3,736円で、前年度比1,906万円余りの減となっております。また、調定額に対する収入率は、86.9%で、前年度と比較し0.2%下がっております。不納欠損額は、75人分の487万1,310円です。収入未済額は、5,655万1,382円ですが、その内容につきましては決算資料55ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。次の3款、国庫支出金以下は、保険給付費に対するそれぞれの負担率による支出金、交付金の収入ですのでお目通しをいただきたいと思います。歳入合計は、24億9,197万3,445円で、前年度比では523万円余り、率にして0.2%の減です。

次に16ページ、17ページをお願い致します。歳出ですが、2款、保険給付費15億7,244万7,591円が主なもので、前年度比3,852万円余りの増となっております。項の欄に明細がございしますが、4項の出産育児諸費504万円は、出産育児一時金12人分です。5項の葬祭諸費62万円は葬祭費で1人当たり2万円の31人分です。また、次の3款、後期高齢者支援金等と4款、前期高齢者納付金等につきましては、後期高齢者医療保険制度の創設に伴うものですが、それに代わって、5款の老人保健拠出金は大幅に減額となっております。歳出合計ですが、23億3,524万2,714円で、前年度比で1,878万円余り、率にして0.8%の増となりました。

次に42ページをお願い致します。実質収支に関する調書ですが、ご覧のように1億5,673万731円です。実質単年度収支は、約7,392万円のマイナスとなりました。

次に44ページ、45ページをお開きください。内子町介護保険事業特別会計です。まず、歳入です。1款の保険料収入済額は、3億5,521万7,490円で、その保険料を納めておられる第1号被保険者の数は、25年度末現在で6,387人です。また、不納欠損額が31万4,000円。収入未済額は、1,045万4,210円になっております。その詳細は、決算資料の67ページに載せておりますので、ご覧いただきたいと思います。以下、4款からはそれぞれの負担率による収入で、金額は記載のとおりです。10款の繰入金金は町からの繰り入れで、3億4,347万円余りとなっております。歳入の合計が、23億6,216万8,808円で、前年度比8,432万円余り、率にして3.7%の増です。

次に46ページ、47ページをお願いします。歳出の主なものは、2款の保険給付費で22億1,761万7,335円になっております。なお、25年度末の要支援・要介護者数は1,312人、そのうち居宅サービスの利用者が723人、施設入所者が291人、地域密着126人です。認定を受けたがサービスを受けてない方が172人となっております。歳出の合計は、2

3億2,339万6,070円で、前年度比1億1,262万円余り。率にして5.1%の増です。

次に80ページをお願いします。実質収支に関する調書ですが、ご覧のように3,877万2,738円です。

次に82ページ、83ページをお願いします。内子町介護保険サービス事業特別会計です。まず歳入の1款サービス収入は、309人、2,521件のケアプラン作成にかかる収入1,068万6,840円。2款の繰入金は、記載の通り一般会計からの繰入金552万6,000円で、歳入合計は1,621万3,797円です。

次に84ページ、85ページをお願い致します。歳出です。1款総務費の支出済額は760万7,625円で、ほとんどが人件費です。2款事業費は、ケアプランの外部委託の経費で記載の通り860万5,840円で、歳出合計は1,621万3,465円です。

次に92ページをお願い致します。実質収支に関する調書です。ご覧のように332円となっております。

次に94ページ、95ページをお願い致します。内子町簡易水道事業特別会計です。まず、歳入ですが、2款の使用料及び手数料の1項使用料、5,403万3,482円は、各簡易水道施設の水道使用料で、その徴収率は99.8%、収入未済額は23件の10万1,213円です。その詳細につきましては、決算資料の87ページに記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。その他、5款繰越金が3,057万766円、6款繰入金が1億3,584万2,000円となっております。そして、歳入合計は、2億2,162万9,057円になっております。

次に、96、97ページをお願い致します。歳出ですが1款の簡易水道費は6,841万78円です。2款公債費は、1億1,658万892円で、歳出合計は1億8,499万970円です。

次に124ページをお願い致します。実質収支に関する調書です。ご覧のように3,663万8,087円となっております。

次に126、127ページをお願い致します。内子町公共下水道事業特別会計です。平成25年度の公共下水道事業の状況ですが、普及率は2,115戸、5,180人の28.9%。水洗化率は、1,721戸、4,268人で82.4%となっております。それでは、まず歳入ですが、1款の分担金及び負担金の133万6,720円は受益者の負担分です。次に、2款の使用料及び手数料は、6,359万5,466円で、収入未済額の19万721円は、25人分です。4款、繰入金の2億776万7,000円は、一般会計からの繰入金で、歳入に占める割合は71.8%、歳入合計は、2億8,921万54円です。

次に128、129ページをお願い致します。歳出です。主なものは、1款、管理費の7,260万8,054円で、維持管理委託料です。3款の公債費は、1億8,433万6,259円で支出に占める割合は、63.7%となっております。そして、歳出合計は、2億8,920万9,513円です。

次に144ページをお願いします。実質収支に関する調書です。ご覧のように541円となっております。

次に、146ページ、147ページをお願いします。内子町後期高齢者医療保険特別会計です。この特別会計は、75歳以上の方々を対象とした医療保険制度の創設によるもので、その事務は県下で統一した広域連合で行われ、町としては、保険料の徴収が主な業務であります。まず歳入ですが、1款の後期高齢者医療保険料ですが、収入済額は、1億2,706万1,960円で、年度末の被保険者数は3,908人です。収入未済額は、56万7,830円です。3款の繰入金8,280万1,434円は、一般会計からの繰入で、歳入の合計は2億1,379万4,324円となっております。

次に148ページ、149ページをお願いします。歳出です。その主なものは、2款、後期高齢者医療広域連合納付金で、2億868万9,388円で、歳出の合計は、2億1,020万7,004円です。

では、最後に160ページをお願いします。実質収支に関する調書ですが、ご覧のように358万7,320円となりました。以上で、平成25年度の一般会計及び特別会計決算の説明を終わらせていただきます。ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、お手元の資料の中に、「わが町の家計簿」という資料があると思います。これは、ナンバー9の決算資料に加え、より具体的に説明する資料として、作成したものでございます。こちらもご覧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） 監査委員から、各会計決算審査意見書が、提出されておりますので、その説明を求めます。

○代表監査員（片岡安男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片岡安男代表監査委員。

〔片岡安男代表監査員登壇〕

○代表監査員（片岡安男君） それでは、平成25年度における一般会計・特別会計の歳入・歳出決算についてご報告申し上げます。審査は、会計課が作成した決算資料、今日説明時にもありましたが、こういうナンバー9ですね、これを主に行政監査の考えを加味しまして、行いました。結論を申しますと、各会計の決算書及び関係調書は予算並びに関係法令に準拠し作成されており、誤りのないものと認められました。また、本町の財政の健全化でございますが、先ほど総務課長からもお話がありましたが、例年新聞報道されている実質公債費比率は10.3%で早期健全化基準25%を下回った健全な水準となっております。ただ、住民サービスや地域振興との兼ね合いで、どうしても慎重になる、財政の肥大化がございますが、これがやや懸念はされます。でもこの点につきましてはですね、内子町は補助制度などを利用されておりますので、今後検討していただけるんじゃないかなと思っております。それでは、私なりに所見を申し上げたいと思いますので、ナンバー12ですけれどもこれを見ていただきたいと思います。ナンバー12、ピンクの表紙のページ37ページ、よろしいでしょうか。ここに裏表2ページとしてですね、監査委員の総括意見を述べております。

それではまず、1の一般会計予算額に対する収支増減額と不用額についてであります。金額の多寡はあるとしても、どうしてもこれは生じると思うわけでございます。例えば、国からの交付が繰越を前提としたもの、それから実績交付のために補正で対処できないものなどなど、いろいろあります。ここで大切なことは、貴重で厳しい予算であることを認識され、過大・過小見積

が原因とならないように努めていただきたいということでございます。それからこの件につきましては、節約とか競争原理によって入札減少金など、評価できるものも数多く見受けられました。

次に2の決算資料の委託料及び工事請負でございますが、多くの業務が委託や請負費として外注されております。原資が税金でありますので、自治法による競争原理を取り入れた競争入札、比較見積による適切な事務執行が行われております。競争性のない随意契約につきましても随意契約の根拠ですね、これを理解された事務処理が定着をして、改善されております。

次に3でございますが、町税をはじめとした貸付金、負担金、使用料等の滞納ですが、先ほどもちょっと説明がありましたけれども、総括意見の下のところにアンダーラインを引いた所がありますが、25年度の対前年度比で約300万円の滞納額が減少しております。滞納額そのものは大きいんですけども、減少はしております。昨今ですね、厳しい経済状況と町民の高齢化を考えますと、これは職員の皆様方が日々頑張られた成果であると思うわけであります。私は、この徴収事務は自主財源の確保となる。公平な負担となる。行政への信頼につながる。この3点を認識し、取り組むことがとても大切で、結果は自ずとついてくると思っております。ただ、この審査を通じて強く感じましたことは、現年度分の徴収を最優先に取り組むことが滞納減少につながると感じました。今後とも徴収のノウハウ、滞納整理の手順など幅広い知識に熟知している税務課の他部署への指導を期待したいと思っております。

それから次に4としてですね、どうしても報告したいことがございまして、1つはですね、以前申し上げましたが、契約事務は、建設デザイン課で多くが処理され、事務の迅速・正確性を考えるとこれは評価出来ると思います。ただ、担当部署においても、やはり担当課ですから概要を理解し、概略の説明が出来るようになれば双方間の意思疎通と連携につながり、より良い事務処理と問題などの未然防止にもなるのではないかなと思うわけでございます。

2つ目はですね、どの決算審査にも言えることですが、備品等の検収、それから業務委託や工事の完成検査であります。これは担当者が自ら行うことは検収・検査したことにはならないので、留意をしていただきたいと思いますと思っております。あつたわけではございません。

3つ目は、条例化した長期継続契約は部署によって事務の効率化だけではなく、契約の割引とされているケースもあり、とても評価出来ます。従いまして、契約による双方のメリットは有効に活用すべきであると思っております。先日、愛媛新聞で報道されました市町の橋点検一括発注もスケールメリット、つまり規模の経済性を活かした考えで、同じことであると思うわけでございます。

終わりに、今後とも多くの地域課題に取り組みながら、多様な町民ニーズにも迅速かつ適切に対応され、内子の良さと個性が生かされた内子町形成のために、なお一層努められることを望み、監査報告と致します。

○議長（下野安彦君） 議認第4号から議認第11号までの「平成25年度各会計歳入歳出決算認定について」の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

それでは、お諮りします。ただ今、一括議題となっております、議認第4号から議認第11号までの8件は、予算決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議認第4号から議認第11号の8件は、予算決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに、決定しました。

○議長（下野安彦君） 午前中の審議はここまでとし、午後1時20分より再開します。

午後0時16分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

ただ今、報告第6号内子町健全化判断比率の報告についての資料12、審査意見書の訂正の申し出がありました。資料12の4ページ、内子町健全化判断比率の第1表、実質公債比率の平成24年度の欄が11.7となっておりますが、11.6の誤りであります。訂正をお願いします。報告事項でありますので、訂正し、受理するものと致します。

日程第17 議認第12号 平成25年度内山衛生事務組合会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 議認第13号 平成25年度内山リサイクルセンター会計歳入歳出決算の認定について

○議長（下野安彦君） 「日程第17 議認第12号 平成25年度内山衛生事務組合会計歳入歳出決算の認定について」及び「日程第18 議認第13号 平成25年度内山リサイクルセンター会計歳入歳出決算の認定について」以上の2議案を一括議題とします。

各提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） ただ今、一括上程をしております平成25年度内山衛生事務組合会計歳入歳出決算の認定について、及び平成25年度内山リサイクルセンター会計歳入歳出決算の認定について、につきましては、その内容を環境政策室長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○環境政策室長（大森豊茂君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大森環境政策室長。

〔大森豊茂環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（大森豊茂君） それでは、議認第12号、平成25年度内山衛生事務組合会計歳入歳出決算の認定について及び、議認第13号、平成25年度内山リサイクルセンター会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括説明させていただきます。内山衛生事務組合につきましては、平成26年3月31日をもって解散しておりまして、平成25年度の歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法施行令第5条第3項の基準に準じまして、事務を継承した各市町の議会に付することとなっております。今回、議会の認定に付するものでございます。資料番号6と7の決算書及び10、11の決算資料にて内容の説明を致します。

まず、資料番号ナンバー6の平成25年度内山衛生事務組合会計歳入歳出決算書の8ページ、9ページをお開きいただけたらと思います。歳入の事項別明細書となっております。こちらの方で説明をさせていただきます。1款の地方交付税の収入済み額は、3,991万5,000円で前年度より30.2%、1,724万2,000円減少していますが、これは算定に基づく予定された減額でございます。2款の分担金・負担金ですが、組合理約に定められております構成自治体の負担割合に基づきまして、組合の構成市町であります2市2町からの負担金として収入済み額が2億4,888万4,000円となっており、前年度より13.1%、2,888万4,000円増加致しております。これは、焼却炉基幹施設の改良に伴います償却費負担金の増が大きな要因となっております。3款の使用料及び手数料の収入済み額は、2,696万7,640円で前年度より15.2%、484万9,000円程減少致しております。これは、組合の解散を控えていたため1月から3月の間、組合の指定ごみ袋の購入が減ったためによるものでございます。5款の財産収入につきましては、基金の預金利子、1万2,119円で、基金の中途解約もありまして前年度より7,516円減少致しております。

10、11ページをお願いします。6款の繰入金につきましては、収入済み額1,372万円となっています。これは組合の解散に伴いまして、愛媛県市町総合事務組合からの脱退となるため、そこにあった退職手当事務、累積収支の精算を行い、1,371万4,077円の累積赤字分を支払うため、組合の財政調整基金を取り崩し、繰り入れを行ったものでございます。7款の繰越金につきましては、2,439万8,823円で前年度からの繰越額となっております。前年度より29.7%、725万8,465円減少致しております。8款の諸収入ですが、収入済み額は5,800円。これは四国電力からの電柱敷地料として受け入れを行ったものでございます。以上、収入済み額の合計が3億4,664万4,917円で前年度より4%、1,321万1,920円増加致しております。

次に12、13ページをお願いします。歳出ですが、1款の組合運営費、支出済み額の13万9,800円につきましては、議員、監査委員報酬及び消耗品や公平事務の県への委託料となっております。2款の衛生費の支出済み額は、2億8,089万8,389円で前年度と比べまして33.4%、7,031万6,000円ほどの増となっております。これは、3節の職員手当等におきまして、先ほど言いました退職手当事務組合の、累積収支の精算を行ったため、1,372万円増加しております。

それから14、15ページにございます11節の光熱水費においては、電気料の料金の値上げに伴いまして、198万1,000円増えております。また、15節の工事請負費において2号炉焼却炉の基幹設備の改良に伴いまして工事請負費5,544万円が増えたことが主な要因とな

っております。その他、衛生費の主なものにつきましては、職員の給与1名の人件費、それから消耗品費、光熱水費、ゴミ収集焼却施設の運転管理等の委託料となっております。委託料、工事請負費の主なものにつきましては、資料ナンバー10の決算資料7ページにございますので、ご確認をいただいたらと思います。3款の公債費は、クリーンセンター建設に伴います起債の償還金及び利息の支払いで、支出済み額は、合計で6,307万3,262円。前年度と比べて40.3%の減少を致しております。

次に16、17ページをお願い致します。4款予備費の支出はございません。以上、歳出合計が3億4,411万1,451円で前年度と比較しますと8.8%、2,781万8,812円の増となっております。

18ページをお願いします。実質収支に関する調書ですが、ただ今説明しましたように歳入合計3億4,664万4,917円。歳出合計3億4,411万1,451円で、歳入歳出差引額並びに、実質収支額共に253万3,466円となっております。なお、この実質収支額253万3,466円につきましては、すべて内子町が継承致しております。

20、21ページをお願いします。財産に関する調書でございますが、土地建物ともに異動はございません。また、財政調整基金の平成25年度末残高、期中において利息1万2,119円が増加致しておりますが、退職手当事務累積収支の精算のために1,372万円を取り崩しておりますので、差引残高が3,006万5,907円となっております。この財産につきましては、全て内子町が継承を致しているところでございます。

続きまして、平成25年度内山リサイクルセンター会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

資料番号7の8ページ9ページをお願い致します。まず、歳入でございますが、1款の地方交付税の収入済み額は441万4,000円で前年度より2万1,000円増加を致しております。2款の分担金及び負担金ですが、内子町が100%の負担金となっております、収入済み額は2,803万2,000円で、前年度より96.9%増加致しております。これは前年度繰越金が大きく減っていたため、財源確保のための負担金増となったものでございます。3款の使用料及び手数料の収入済み額は、319万2,650円で前年度より4.6%減少致しております。主なものは指定ゴミ袋の販売代金となっております。4款の繰越金につきましては、前年度繰越金で357万8,821円。前年度より84.8%減少致しております。これにつきましては、解散を控えていたため、繰越金を減らしてきて負担金の方で調整したというふうなことからでございます。5款の諸収入ですが、収入済み額は536万746円で前年度より8.3%、48万2,000円程減少致しております。主なものは古紙やカン、ビン、ペットボトルなどの売却代金でございます、3月分の売却代金の入金で4月となるため、内子町の方で受け入れを行っております。この分が減少となっております。以上収入済み額の合計が4,457万8,217円で前年度比675万8,997円、13.2%の減となっております。

次に10、11ページをお願い致します。歳出でございます。1款の衛生費支出済み額は2,980万998円で前年度より23.3%、906万1,341円減少致しております。これの主なものとしましては、7節の賃金が嘱託職員2名分の人件費となっております。11節の需要費208万2,427円は、指定袋の購入などの消耗品と修繕費となっております。また、13

節の委託料につきましては、資源ごみの収集運搬及び不燃物の処理等の処分委託料となっております。委託料の主な内訳につきましては、資料ナンバー11の決算資料6ページでご確認いただいたと思います。2款の公債費につきましては、リサイクルセンターの建設に伴います起債の償還金及び利息の支払いで、支出済み額が889万6,054円で前年度と同額となっております。3款の予備費につきましては、支出はございません。以上、歳出の合計が3,869万7,052円で、前年度比906万1,341円、19%の減となっております。

次に12ページをお願いします。実質収支に関する調書ですが、歳入合計4,457万8,217円。歳出合計が3,869万7,052円で、歳入歳出差引額並びに、実質収支額ともに588万1,165円となっております。なお、この実質収支額につきましてもすべて内子町が継承致しております。

次に、14、15ページをお願い致します。財産に関する調書でございます。土地、建物ともに異動はございません。本会計には、先ほど内山衛生事務組合にありました財政調整基金はございません。以上、平成25年度の内山衛生事務組合会計及び、リサイクルセンター会計の決算状況についてのご説明を致しました。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） 監査委員から、各会計決算審査意見書が、提出されておりますので、その説明を求めます。

○代表監査員（片岡安男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片岡安男代表監査委員。

〔片岡安男代表監査員登壇〕

○代表監査員（片岡安男君） それでは、平成25年度内山衛生事務組合並びに内山リサイクルセンター会計の歳入・歳出決算審査についてご報告申し上げます。ご案内のとおり、内山衛生事務組合を構成していた市並びに町は、平成26年3月31日をもって当組合を解散したことから、地方自治法の規定により内子町において決算審査を行いました。この審査結果でございますが、歳入歳出決算書並びに付属書類ともに、目的に沿って適正に処理がされておりましたので、ご報告申し上げます。今後におきましては、内子町単独施設として独自の意思と迅速な意思決定ができるなど、機動性のあるメリットができるようになったと思うわけであります。従いまして、このメリットを活かしながら、適時・適切な維持管理と安全管理により、清潔で美しい町エコロジータウンづくりに努められますことを望みます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

それでは、お諮りします。ただ今、一括議題となっております議認第12号及び、議認第13号の2件は、予算決算特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議認第12号及び、議認第13号の2件は、予算決算特別委員会に付託し、審査する

ことに決定しました。

日程第19 議案第68号 平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第20 議認第14号 平成25年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（下野安彦君） 「日程第19 議案第68号 平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第20 議認第14号 平成25年度内子町水道事業会計決算の認定について」以上の2議案を一括議題とします。

各提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分について及び、平成25年度内子町水道事業会計決算の認定につきましては、内容を建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは議案第68号、平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分について及び、議認第14号、平成25年度内子町水道事業会計決算の認定については関連がございますので、一括説明させていただきます。資料につきましては、議案第68号は議案書1の19ページから20ページ。議認第14号につきましては、同じく21ページ及び資料ナンバー8でございますけれども、その決算書でございます。議案第68号の剰余金の処分につきましては、資料8の決算書にも同じ資料を添付しておりますので、資料ナンバー8の決算書にて説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。それでは資料8の方をよろしくお願い致します。それでは内子町水道会計決算書でございます。

2ページをお開き願ったと思います。まず、収益的収入でございます。内子町水道事業も五十崎地区の上水道統合により1年が経過致しました。そのような中、平成25年度の営業収益におきましては、2億191万3,373円で昨年度より0.1%、額に致しまして、13万3,481円増加しましたけれども、給水件数、有水量とも大きな変化もなく、安定した状況となっております。営業外収益は、一般会計補助金、雑収益等で1,796万8,204円でございます。昨年より57.9%、額に致しまして2,473万5,485円減少となっておりますが、これは昨年度、五十崎簡易水道の繰越金があったことが大きな要因となっております。これら合わせた水道事業収益は、2億1,988万1,577円。対前年比10.06%減となっております。

次、3ページをお願い致します。支出でございます。水道事業費においては、全体費用1億8,724万4,546円で、対前年比3.46%。額に致しまして、671万6,126円の減となっております。1項の営業費用は、施設の維持管理費、職員の給与手当あるいは、固定資産の減

価値却等でございますが、特に雷などの天災による緊急修繕もなく、本年度は計画的な修繕を実施できたことが要因となっております。なお、全体費用では減少しておりますが、本年度は平成26年度から適応されます新地方公営企業会計の移行におきまして、固定資産状況や新会計企業にも適応した、会計規定の見直し等の委託を致しておりますので、総係費の委託費は前年度より増額となっております。次に、2項の営業外費用は企業債償還でございますけれども、昨年度より1.94%、額に致しまして78万9,167円減少しております。

次、4ページをお願い致します。資本的収入及び支出でございます。まず、収入の部でございます。第1款の資本的収入でございます。2項、工事負担金は知清地区配水管布設工事に伴うもので、第4項の加入金は、給水加入金21件分となっており、5項の出資金、これは起債償還に対しての一般会計繰入金でございます。以上、合わせました資本的収入の合計が4,071万9,186円。対前年比5.13%増となっております。

支出は、次のページ5ページとなります。1項建設改良費と致しましては、安心して快適な給水維持のため内子第2水源ポンプ取替工事等、4工事を施工しておりまして、詳細につきましては、22ページに記載しておりますので、またお目通しを願います。2項の企業債償還金と合わせた資本的支出合計は、8,634万8,217円。対前年比は、16.15%減となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,562万9,031円は、記載のとおりで、その補てん財源の詳細につきましては、6ページに記載しております。お目通しをお願い致します。

次に7ページをお開き願ったらと思います。25年度の損益計算書でございます。まず、収益でございますが、(1)の給水収益から(3)のその他の営業収益まで合わせまして1億9,234万1,719円でございます。次に、営業費用でございます。(1)の原水及び浄水費から(7)のその他営業費用まで合わせまして、1億4,518万7,511円でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業利益は、4,715万4,208円となっております。さらに3の営業外収益は、(1)の受取金利息から(3)の雑収益までの合計、1,796万8,649円。営業外費用と致しまして、支払利息あるいは雑支出を合わせまして、3,294万8,124円となりまして、これにより経常利益が3,217万4,733円になります。次に、特別利益及び、特別損益を考慮致しまして、当年度純利益は3,216万9,693円になります。次に、前年度繰越利益剰余金はございませんので、当年度25年度の未処分利益剰余金は、同額の3,216万9,693円となります。

次に、9ページでございますが、剰余金の処分計算書を掲載しております。この剰余金の処分につきましては、議案68号にて提案致しております平成25年度内子町水道事業会計剰余金処分について、でございまして、内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり、内子町水道事業は毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって欠損金をうめ、なお残額があるときは、議会の議決を経て減債積立金、利益積立金、または建設改良積立金に積立ができるとなっております。よりまして、議会の議決による処分額を3,216万9,693円。その積立先と致しまして、企業債の償還にあてる目的の減債積立金に2,216万9,693円。欠損金を埋める目的の利益積立金に1,000万円を処分するものでございます。なお、剰余金計算書は、8ページ前のペ

ージになりますが、そこに記載しておりますので、お目通しをお願い致します。

次のページ10ページでございます。10ページから12ページにおきましては、平成25年度の内子町水道事業貸借対照表でございますが、まず、資産合計並びに最後のページ12ページになりますが、負債及び資本の部合計は、同額の38億964万4,964円となっております。なお、26年度決算からは新会計制度の作成となることとなっております。13ページから以下につきましては、事業報告など関連資料を記載しておりますので、お目通しをお願い致します。以上、簡単でございますが、議案第8号、平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分について及び、議認第14号、平成25年度内子町水道事業会計決算の認定につきまして説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） 監査委員から、本会計決算審査意見書が、提出されておりますので、その説明を求めます。

○代表監査員（片岡安男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片岡安男代表監査委員。

〔片岡安男代表監査員登壇〕

○代表監査員（片岡安男君） それでは、平成25年度における水道事業会計についてご報告申し上げます。結論から申し上げます、決算報告書、財務諸表、事業報告等は、関係法令に準拠し作成され、誤りのないものと認められました。それでは、私なりの所見を4点申し上げますので、ナンバー12の水色の表紙、決算審査意見を見ていただきたいと思います。まず、はじめに経営状況ですが、水道事業の収益力を示すのは、損益計算書であり、この計算書の中の科目の経常利益であります。

それでは、ページ9ページの損益計算書の下段の上の方に経常利益というところがありますが、そこが3,217万5,000円となっており、良好な経営が維持されております。この経常利益が元になり当年度純利益、下の方に書いてございますが、さらには議会の議決を要する、今日議決されるんだろうと思いますが、当年度末処分利益剰余金へとつながります。ただ、この経常利益は、24年度に比べますと約1,700万円減益となっておりますが、これは先ほどデザイン課長が申し上げましたとおり、24年度に五十崎簡易水道との統合により、この五十崎簡水の繰越金が含まれていたことによるものであって、経営の悪化したものでは決してありませんので付け加えておきます。

次に財政状態であります。これにつきましては、ページ12の中段ですけれども、第10表のとおり、固定資産対長期資本比率それから流動比率、それから負債比率、いずれも良好な数値となっております。

次に収益とは別の、先ほど説明はありましたが、収益とは別の資本に関する資本的収支の不足額の取扱いですが、これにつきましては、ちょっとページ7ページに戻っていただきまして、ページ7ページの上段の（2）資本的収入及び支出をご覧下さい。中段の第5表資本的収入から第6表の資本的支出を引いた額が4,562万9,000円、これが不足が生じております。これは先ほど説明がありました。この不足額はなお書のところに書いておるんですけれども、このような場合のために、補てんする財源のために貯めております課年度分損益留保資金、減債積立金等あるんですが、補てんするなど適切な補てん処理が行われております。

次に工事請負費や業務委託契約でございますが、今回は多くの工事とか、業務委託が外注されております。これら外注は、公営企業法の基本原則の一つであります経済性の発揮を順守し、競争原理を活かした適正な契約が行われております。

終わりに今後における水道事業でありますけれども、懸案の簡水統合、あるいは施設の老朽化など維持管理費の増大など、厳しさが予想されますが、今後とも将来を見据えた自立した経営へとなお一層努められますことを望みます。以上です。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

それでは、お諮りします。ただ今、一括議題となっております、議案第68号及び議認第14号の2件は、予算決算特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号及び議認第14号の2件は、予算決算特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第21 議案第69号 内子町総合計画策定条例の制定について

○議長（下野安彦君） 「日程第21 議案第69号 内子町総合計画策定条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案につきましては、内子町総合計画の策定につき内子町総合計画策定条例を制定するものでございます。内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よそしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

〔宮野照三総務課長登壇〕

○総務課長（宮野照三君） それでは失礼します。議案書1、22ページ及び23ページをご覧くださいと思います。現行の内子町総合計画が平成26年度で計画期間が終了するのに伴い、平成27年度から10年間の第2期計画策定を予定しているところでございます。現行計画策定の際は、地方自治法第2条第4項において、総合計画の基本構想について策定の義務付けがされておりましたが、国の地域主権改革のもと、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が交付され同年8月1日に施行され、法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断に委ねられることになりました。今回、内子町総合計画策定条例を

制定し、議会の議決を経て総合計画を策定し、引き続き総合的で計画的な行政運営を図っていくため上程するものでございます。条例の内容でございますが、第1条趣旨、総合計画の策定に関し、必要な事項を定めること。第2条、定義。第1号で総合計画はまちづくりの指針として基本構想、基本計画、及び実施計画からなるとしています。第2号で基本構想は総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想。第3号、基本計画は基本構想を実現するための施策の内容を体系的に示す計画。第4号、実施計画は基本計画に基づき、具体的に実施する事業を定めるとしております。第3条、内子町総合計画審議会への諮問では、基本構想を策定し、または変更するにあたっては、内子町総合計画審議会に諮問することを定めております。第4条、議会の議決は基本構想を策定し、または変更する時は、議会の議決を経ることを定めております。第5条、基本計画及び実施計画の策定では、町長は基本構想に基づき基本計画及び実施計画を策定するものとしております。第6条、総合計画の公表では、総合計画を策定し、または変更した時は速やかにこれを公表する。第7条、委任として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めることとしております。附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） 今言われましたように、平成23年度に基本構想の策定の義務が地方自治法から外れました。そのことは、また本町においては、昨年度から予算化をされて、コンサルタントに委託業務として、総合計画の策定に取り掛かっておられるわけですが、本来でしたら、その取りかかる以前にこの条例というのは策定をするべきものであると思います。それとですね、もう一つは基本構想の策定義務がなくなったのに、あえてこういう形で作ろうとされた趣旨というのはお聞かせいただいたらいかがでしょうか。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

○総務課長（宮野照三君） 森永議員のご質問にお答えしたいと思います。最初の件につきましてはですね、策定する次期が遅かったのではないかとということだと思いますけれども、その間、町の責務でそれを作っていくというふうな考え方のもとに、昨年度は実施をできておりました。その後、やはりこれは議会の議決を経て、その計画を議会と行政が共にですね、やっていく方がさらに計画そのものが重きを得ると。住民の方にもそれの方が非常に分かり易いということとございまして、策定条例を制定するというふうに決めまして、今回上程をさせていただいたということでございます。

2番目の方は、すみません。これはやっぱり普段ですとよそのことを申しても仕方がないことかもしれませんが、他の市町につきましてはですね、だいたいのところはこれは調べた結果分かったこととございますが、23年に法律、自治法から外れた時にだいたいのは、次に町の条例、市の条例あたりでそれをカバーしているという方が非常に多かったわけとございます。内子の場合はですね、自分達の町のことで、自分達でやってもいいんじゃないかというふうな認識がございましたので、そのようにして現在に至っておるわけですが、他の多くの

市町では条例を制定されて、すでに中に入っておられるところもございますし、まだ計画の時期が26年で切れずに、27年か28年で切れるというふうな遅い所もございますので、取り組みは様々ではございますけれども、時期的には遅くなりましたけれども、先ほども申しましたが、議会と行政とが両輪が一つになった方が良くということでの今回の上程でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野俊夫議員。

○9番（才野俊夫君） 今の関連にもなると思うんですけど、総務課長の方から議会の意見も十分聞きながらというふうなことでやっていただくということで、大変ありがたいと思います。我々議員もですね、内子町の将来を大変気にしてますんで、またぜひですね、議会と行政とがタッグを組んでいい条例、また総合計画ができるようにしたいと思いますので、お願い致します。答弁は要りません。

○議長（下野安彦君） 質疑でありますので、質疑をお願いします。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第69号 内子町総合計画策定条例の制定について」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第70号 内子町税条例等の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第22 議案第70号 内子町税条例等の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案につきましては、内子町税条例等の一部を改正するものでございます。内容につきましては税務課長に説明致さめますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○税務課長（山上幸久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上税務課長。

〔山上幸久税務課長登壇〕

○税務課長（山上幸久君） 議案第70号、内子町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。この条例改正は、平成26年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴うものでございまして、4月1日施行分につきましては、去る6月議会で専決処分での改正を報告、ご承認いただいている所でございます。今回は、これ以外の部分についての改正でございます。議案書の25ページからをお願い致したいと思います。改正条例を記載してございますが、今回の改正条例は第1条で内子町税条例の一部改正。第2条で、内子町税条例の一部を改正する条例の一部改正の2条建てとなっております。この2つの条例を一部改正することから、内子町税条例等の一部を改正する条例ということでございます。中身につきましては、表紙番号14、議案説明資料の方でご説明させていただきます。1の1ページをお開きいただきたいと思いますが、7ページまで資料がございます。改正の概要につきまして、1の1ページの左側にすべての改正条項を順番にまとめておりますので、ご覧いただきたいと思います。上から4行目、第1条関係と下から3行目、第2条関係にアンダーラインを引いておりますが、第1条関係が先ほど申しました内子町税条例の一部改正について。第2条関係が内子町税条例の一部を改正する条例の一部改正について説明を記載してございます。まず、下の第2条関係につきましては、昨年12月議会で議決いただきました、内子町税条例の一部改正条例の一部を改正するものでございますが、これは今回の税制改正で関係法令が一部改正されたことによります所要の規定の整備や、条ズレ等の措置を講ずるもので、まだ施行されていない部分の改正でございます。それでは、第1条関係の内子町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。白丸または黒丸部分に改正する条項と施行日を記載しておりまして、それぞれの下段に改正内容を要約しております。白丸の部分につきましては、今回の税制改正により関係法令が改正されたことによる所要の規定の整備や、条ズレ等の措置を講じる軽微な改正でございます。今回特に影響があると思われる改正条項につきましては、黒丸と太字で表記してございますその3項目でございます。まず第34条の4につきましては、法人税の税率を規定しておりますが、事業所の儲け部分に課税する法人税割の税率の引き下げでございます。これは地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図る観点から、新たに国税として創設された地方法人税に対応し、法人税割の税率を2.6%引き下げるものでございます。右側の別紙に記載してございますが、そちらの方、ご覧いただきたいと思います。一番目の法人住民税の部分でございます。今回の税制改正では、法人住民税のうち市町村民税をマイナス2.6%、道府県民税をマイナス1.8%、合わせて4.4%を引き下げ、その分がそっくり国税である地方法人税として創設されたものでございます。国では、この地方法人税4.4%を財源として、各自治体の税制力等を基準に地方交付税として再配分するというものでございます。これらの制度に対応するため、条例に定めた税率、12.3%を9.7%に改正するものでございます。なお、この税率引き下げによる当町の税収は102万1,000円程度減少するものと試算しております。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適応することとなります。左側にお戻りいただきまして、真ん中どころの太字で第82条でございますが、軽自動車税の税率引き上げでございます。4月からの消費税率アップに伴い、車体課税全体が見直される中、本年4月から自動車取得税の税率は自家用自動車で2%、営業用自動車及び軽自動車で1%引き下げられております。消費税10%引き上げ時には廃止することとされております。この自動車取得税を財源とする自動車取得税交付金の代替財源として、

軽自動車税の税率が引き上げられるものでございます。あわせて附則第16条の改正では、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、税率の上乗せをするため読み替え規定を設けるものでございます。これらについてもう一度、右側の別紙の方をご覧いただきたいと思います。2の軽自動車税の所にまとめてございますが、(1)の原付、二輪、小型特殊自動車につきましては、平成27年度から全ての課税対象車両の税率を約1.5倍に引き上げ、引き上げ後、2,000円に満たない税率は一律2,000円にするものでございます。例えば、50cc以下の原動機付自転車で見ますと現行年1,000円でございますが、1.5倍で本来1,500円となる所ですけれども、2,000円に改正となります。現行と改正後の税率を一覧表にしておりますので、ご覧いただきたいと思います。今年度の登録台数を参考に試算致しますと、約283万円の税収増を見込んでおります。下側の(2)にあります軽自動車三輪以上でございますが、それにつきましては、平成27年4月1日以後に最初の新規検査、新車登録とも言いますが、これを受けるものについて、自家用乗用車は1.5倍、その他の車両は約1.25倍に引き上げるものでございます。下の表を見ていただきますと、標準税率の欄に現行と改正後の税率を比較しております。見ていただきますように、例えば軽四輪乗用の自家用は現行、年7,200円でございますが、これが1万800円に。軽四輪貨物、貨物トラックでございますが、これが自家用では現行4,000円が5,000円に改正となります。この改正後の税率適応は、平成27年度以降に最初の新規検査を受けた車両が対象となりますが、軽自動車の賦課期日は4月1日でございますので、実際には翌年度、つまり28年度以降からの適応になろうかと考えております。税率改正のもう一つのポイントは、先ほど申しました重課税率を適応するものでございます。これは、軽自動車においてもグリーン化を進める観点から、平成28年度以降に最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等については当分の間、附則第16条の読み替え規定により改正後の税率、下の欄の改正の欄の税率でございますが、この税率に対して約20%を上乗せした表の一番右側の重課税率を適応するものでございます。一例で申しますと、軽四輪乗用の自家用では来年3月までに新規検査を受けた車両については、平成27年度以降も現行の7,200円の軽自動車税を納めていただくことになるのですが、その車が平成28年度以降に最初の新規検査から13年を経過した場合には、その翌年度から重課税率が適応され、1万2,900円になるものです。27年度以降に最初の新規検査を受けた車両につきましても13年を経過した段階で、重課税率の適応を受けることとなります。以上で、税条例等の一部改正についての説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林博議員。

○11番（林博君） 大変理解がしにくい改正であろうと思うんですが、先ほどの課長の説明では、軽自動車税の新規検査を受けたものが該当するということなんですが、27年度に新規登録検査を受けても28年度から納めていくという説明であろうと思うんですが、そしたら27年度途中で新規検査を受けて所有しても、旧税金で27年はかまんという理解でいいのか。ここをはっきり教えていただいとっただけだと思います。

○税務課長（山上幸久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上税務課長。

○税務課長（山上幸久君） 27年度途中での登録と言いますと、名義変更、新規検査登録ということでもよろしいですかね。27年度の途中でですね、新規検査を受けた場合、新規検査といいますのは車検のことですが、最初の新規検査ってということでございますので、この途中での新規検査と最初の新規検査と捉えてみますとですね、28年度からの新税率の課税ということでご理解いただけたらと思います。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林博議員。

○11番（林博君） 私、言い方が悪いかもしれませんが、新規検査と書いてあるんですよね。新規検査とは新車の初めての乗るようになる時の検査、ナンバーを受ける時の検査じゃなかろうかと私は理解するんですが、それがこの条例は27年の4月1日から施行をしてきてくるんですが、新税金は。例えば27年の6月に新車を購入した時に今までの乗用タイプであつたら7,200円の月割、7月以降の月割でいいのか。今回改正をする1万800円の月割になってしまうのか。そこをはっきりと教えていただいとつたらと思います。

○税務課長（山上幸久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上税務課長。

○税務課長（山上幸久君） 林議員の質問にお答え致します。軽自動車税は、月割はございませんので、年度で処理します。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林博議員。

○11番（林博君） 認識不足で恥ずかしいことなんですが、年額であればどっちを納めんといけんのか。町の条例としては、軽自動車税を改正すると。しかしながら、先ほどの説明は改正したものは28年度から納めていただきますよと。たぶん、検査を受けてナンバー受けて乗るようになる時点では、税金も納めとちゃんと乗れるようになるのじゃなかろうかと思っておるんですが、そこらをちょっとはっきり。

○税務課長（山上幸久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上税務課長。

○税務課長（山上幸久君） お答えを致します。軽自動車の賦課期日が毎年4月1日になってございますので、年度の途中で新車登録した場合でもですね、軽自動車については、自動車税はその年度についてはかかってまいりません。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第70号 内子町税条例等の一部改正について」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（下野安彦君） ここで10分間休憩をします。午後2時35分から再開します。

午後2時22分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第23 議案第71号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（下野安彦君） 「日程第23 議案第71号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第71号、内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、でございます。本議案につきましては、内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては、保健福祉課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い致します。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

〔土居好弘保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（土居好弘君） 議案書1の資料ですけれども、31ページをお願い致します。議案第71号についてご説明を申し上げます。平成27年4月1日から子ども子育て支援制度が始まります。その新制度の中で内閣府が運営基準を定め、内子町の条例の中にも基準を設けるということが決まりましたので、本条例を上程するものでございます。地方自治法第96条、第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。ただ、この条例につきましては、基本的な総則ということですので、詳しい規定等につきましては、今後規定、細則等で定めるということになっておりますので、簡単に説明をさせていただけたらというふうに思います。

最初に32ページをお開き下さい。第1条です。この条例は、子ども子育て支援法カッコをとばさしていただきまして、第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

34ページをお願いします。第4条ですが、ここでは利用定員の数を20名以上とするという

ことになっておりまして、20名以下の部分につきましては、地域型の保育事業で運営をするということになります。20名以上が新しく幼稚園、保育園の定員ということに定められております。

続きまして、41ページをお願いします。第20条です。ここで、先ほど申し上げました細かな規定等を定めるということが決まっております。目的、運営方針、保育の内容、職員の数、保育時間、保育の日、または保育料。その11項目について、これから国からの通達をもとに細かい部分を決め、新しい幼稚園・保育園の運営をしていくということでございますので、ご理解をいただけたらというふうに思います。

続きまして、46ページ、37条であります。先程、20名以上ということで申し上げましたけれども、それ以下の保育施設のことが謳われております。特定地域型保育事業の内、家庭的保育事業につきましては、1名から5名。小規模保育事業のA型及びB型につきましては、6名から19名。C型におきましては、6名から10名。居宅型保育事業につきましては、1名というふうに規定をされております。ただ、この条例に基づきます保育施設は内子町には現在ございません。全協の方でもご説明をさせていただきましたので、以下の部分についてはお目通しをいただきまして、簡単ではございますが、議案第71号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

○13番（寺岡保君） 議長。

○議長（下野安彦君） 寺岡保議員。

○13番（寺岡保君） 私もこれ、たいがいは読んでみたんですが、条例を作るのであれば受け入れるだけの条例じゃなしに、滞納についての条例、どこっちゃに書いてない。どうするか、滞納者を。それも私は作るべきじゃないかなと。どのようにするのか。どこっちゃに書いてないんですよ。なんべん読んでも。私はそれが一番大事な事じゃないかなと思うんですが、どうせ条例を内子町で作るのであれば、それも含めて作るのが筋じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（下野安彦君） 寺岡議員、質疑なんですけど、議題と違うことになりますので。議案内容と。

○13番（寺岡保君） 議長。

○議長（下野安彦君） 寺岡保議員。

○13番（寺岡保君） 違うとは思わんですが。条例を作るのであれば、私は滞納になった場合のことも条例に謳うべきじゃないかと思ってそれを言ったんですよ。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

○保健福祉課長（土居好弘君） 説明をさせていただきましたので。滞納のことについては、議員おっしゃるとおり、ここ規定の中にはございませんが、その部分については債務事業等についての規定がございますので、そちら税の方、介護保険等もありますので、そちらの方で運用をしております。ただ、38ページの第13条の方にですね、保育料については、特定保育教育施設は特定教育・保育を提供した場合は、支給認定の保護者から当該特定教育・保育に関わる利用者

に負担額の支払いを受けるものとするということで、保育料を必ず払って下さいという条例の方には謳っておりますのでご理解をいただけたらと思います。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第71号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにししたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程24 議案第72号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（下野安彦君） 「日程第24 議案第72号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案につきましては、内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては、保健福祉課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

〔土居好弘保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（土居好弘君） 議案第72号についてご説明を申し上げます。この条例につきましては、内子町に該当するもの放課後児童クラブの運営についてでございます。この条例につきましても、子ども子育て支援法が4月1日から運用されますので、その中の運営基準を定めるものでございます。

最初に57ページ、第3条をご覧ください。ここでこの条例の定める基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童が明るく衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するという目的で行っているものでございます。

58ページ、一番下の段に9条がございますが、59ページの2項をご覧ください。2項で、専用区域の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとい

うふうに規定されております。現在、内子町の2つの放課後児童クラブはこれをクリアして運営をしているところでございます。同じく59ページ、10条の2項でございます。放課後児童支援員は支援の単位、クラスの単位でございますけれども、2名以上ということで支援をするということになっておりまして、この条項も今現在、クリアをしているところでございます。

60ページ、第14条であります。先ほどの幼稚園保育と同じように、ここで項目の内容について定めるということになっておりますので、内閣府の通達等により現在、内容を検討しているところでございます。内容等につきましては、今児童福祉法に基づいた放課後児童クラブを運営しておりますので、大きな内容は変更がないかなというふうに思っているところでございます。以上で簡単ではございますが、議案第72条の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定下さいますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 今の課長のご説明によりますと、内子の2つの施設というふうにご説明いただいたわけでありましたが、そうなりますと、立川のやっておる学童保育については、これに該当しないということでしょうか。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

○保健福祉課長（土居好弘君） 2つのクラブにつきましては、この法令に基づいて内子、五十崎の児童館でやっているものにつきましては、この法令に基づいたものになります。ただ、現在立川で行っているものにつきましては、町独自のですね、地域性を活かした子ども教室ということになっておりまして、別の条例をもっております。そちらでの運用ということでございますので、この全体の条例には関わりませんが、別の条例を町でもっておりますので、そちらでの運用を続けていくということを考えておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第72号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第73号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（下野安彦君） 「日程第25 議案第73号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案につきましては、内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては、保健福祉課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

〔土居好弘保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（土居好弘君） 63ページになりますけれども、議案第73号の説明を申し上げます。先ほども申し上げましたように、この条例に基づく現在保育施設等は内子町にはございません。ただ、今後、保育事業の拡大、再分化、また多機能化が進んでまいることが予想されておりますので、その条文をそのまま町の条例の方に制定させていただくものでございます。内容等たくさんの条例ではございますが、お目通しをいただいて説明にさせていただいたと思います。よろしくお願いします。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第73号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第74号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について

○議長（下野安彦君） 「日程第26 議案第74号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案につきましては、内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定につき、議会の同意を求めるものでございます。内容は、町並・地域振興課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○町並・地域振興課長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川町並・地域振興課長。

〔安川徹町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（安川徹君） 内子町成留屋地区まちづくり施設、指定管理者の指定についてご説明を致します。指定管理者の指定につきましては、指定期間満了により改めて指定管理者を選任することにつき、議会の議決を求めるものでございます。この施設につきましては、広報等による公募の結果、他に応募がありませんでしたので、8月11日開催の指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。内容につきましては、議案書1、85ページ、また位置図につきましては、議案説明資料14の8ページに示しておりますので、お目通しいただきたいと思います。議案第74号、内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について。1、指定管理に管理を委任する施設の名称及び所在地でございます。名称、大瀬の館。所在地、大瀬中央4610番地1。名称、大瀬の米蔵。所在地、内子町大瀬中央4591番地。2、指定管理者に指定する団体の住所及び名称でございます。住所、内子町大瀬中央4610番地1。名称、村役場を活かす会。3、指定の期間ですが、平成26年10月1日から平成31年9月30日までの5カ年間でございます。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第74号 内子町成屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第75号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について

○議長（下野安彦君） 「日程第27 議案第75号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本議案につきましては、五十崎特産センターの指定管理者の指定につき、議会の議決を求めるものでございます。内容は産業振興課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

〔小野植正久産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（小野植正久君） それでは、議案第75号、五十崎特産センターの指定管理者の指定について説明をさせていただきます。資料1の86ページ、それから資料14の8ページをお開き下さい。五十崎特産センターの指定管理者の指定でございますけれども、指定期間満了により改めて指定管理者を選任することにつき議会の議決を求めるものでございます。この施設につきましては、広報等による公募結果、他に応募がありませんでしたので、8月11日開催の指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。位置につきましては資料14の8ページに示しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。それでは86ページの1ですけれども、指定管理に管理を委任する施設の名称及び所在地。名称、五十崎特産センター。所在地、内子町五十崎甲1760番地1。2、指定管理者に指定する団体の住所及び名称。住所、内子町五十崎甲1760番地1。名称、有限会社しあわせの黄色いハンカチ。3、指定の期間、平成26年10月1日から平成31年9月30日までの5カ年間でございます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第75号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第76号 平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第28 議案第76号 平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2億5,485万8,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億9,923万9,000円とするものでございます。歳入における主なものは、地方交付税で普通地方交付税が1億8,219万7,000円。国県支出金で、社会保障税番号システム整備費補助金で7,039万6,000円。災害復旧費補助金で7,532万円。町債では臨時財政対策債

発行可能額確定に伴いまして、3,474万3,000円を追加補正致しました。歳出における主なものは、総務費でホームページリニューアル業務委託579万5,000円。合併式典に伴う予算としまして、241万5,000円。衛生費の予防接種費で高齢者、インフルエンザ等の接種委託料で1,172万3,000円。給水施設の施設費の簡易水道事業特別会計繰出し金として399万6,000円。災害復旧費と致しまして、1億7,370万円等でございます。その内容につきましては、副町長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○副町長（稲田繁君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲田副町長。

〔稲田繁副町長登壇〕

○副町長（稲田繁君） それでは、議案書13の1ページをお開き下さい。平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）です。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,485万8,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億9,923万9,000円と致します。

7ページをお開き下さい。第2表、地方債の補正です。臨時財政対策債3,474万3,000円を増額致しまして、3億8,474万3,000円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

11ページをお開き下さい。歳入の予算です。8款1項1目、地方交付税、1億8,219万7,000円補正を致します。それから下の段、11款1項5目、商工使用料、100万円の補正です。観光施設使用料ということで、これはソルファオダの施設使用料、100万円を計上致しております。

12ページをお開き下さい。12款2項1目総務費国庫補助金、1,612万4,000円の補正でございます。主なものはがんばる地域交付金ということで、これは内子分庁の耐震補強を行う時の国の交付金でございます。13款2項1目の総務費県補助金でございます。299万8,000円。これは新ふるさとづくり総合支援事業費補助金ということで、観光振興計画を策定致します。それから4目の農林水産業費県補助金310万7,000円の補正ですが、主なものは農業振興費県補助金33万5,000円。キウイフルーツのかいよう病拡散防止緊急支援事業費補助金ということで事業費の3分の1の補助を補正致しております。

次のページ13款2項9目の災害復旧費県補助金6,865万円の補正ですが、現年災の農業施設災害復旧費補助金1,165万円。現年災の林業災害復旧費補助金5,700万の補正です。真ん中どころ、14款2項1目の不動産売払い収入、1,283万6,000円でございますが、郷の谷工業団地の土地を売り払いを致しました2,147㎡、売上金が1,246万5,000円あまりでございます。それからもう一か所、大瀬の成留屋地区の宅地、38㎡を売却致しました。この代金が37万1,000円あまりでございます。合わせまして1,283万6,000円の不動産売払い収入を計上致しております。一番下の段18款4項3目の雑入でございます。その中の雑入354万7,000円ですが、その中にですね、上浮穴郡、旧久万町、旧面河村、美川村、旧柳谷村、旧小田町で教育振興を図るために教育議会という組織がありました。その組織がですね、現金、株等の基金が1,158万程ございまして、今回精算をするということで、

旧小田町分として252万8,627円の分配金がありましたので、収入に計上致しております。

15ページから歳出予算です。2款1項7目の財産管理費323万3,000円の補正ですが、主なものは15節の工事請負費。談話室修繕工事となっておりますが、これは町民会館の2階の部分に談話室がございます。で、そこをですね、現在使っておりませんが、消費生活の相談室として利用するために改修を致します。その修繕費122万5,000円を計上致しております。それから原状復旧工事、田渡小学校駐車場となっておりますが、これは廃校となりました田渡小学校の駐車場として農地を借り受けておりました。その農地を水田に復元して返還するために原状復旧工事費として予算を計上させていただいております。次の9目の企画費でございますが、この中にですね、内子町合併10周年を迎えます。その記念式典を2月7日に予定しておりますが、その予算を計上致しております。まず、報償費として100万円。消耗品として20万円。食糧費として70万円。印刷製本費として29万2,000円。で、その他に使用料等として計上致しております、合計で241万5,000円の合併10周年記念関係の予算を計上させていただいております。次の16ページはお目通しを下さい。

17ページ、下の段、4款1項3目の予防費でございます。1,176万5,000円の補正でございますが、主なものは13節の委託料です。これは高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌、それから水ぼうそう等の予防接種の委託料でございます。それから4目の環境衛生費、50万の補正ですが、ペレットストーブ、これは共生館の事務所にペレットストーブを設置する予定でございます。

次のページ、18ページをお開き下さい。6款1項3目の農業振興費です。107万4,000円の補正ですが、主なものは負担金補助金及び交付金でございます。新規就農助成事業費補助、57万1,000円。キウイかいよう病拡散防止事業補助、50万3,000円の予算でございます。それから6款2項2目の林業振興費504万5,000円でございますが、19節の負担金、補助金及び交付金です。森林整備担い手育成対策事業補助ということで、これは林業機械のレンタル、リース料、それから労働安全対策費等の補助金でございます。

次のページ、8款2項3目の道路橋梁新設改良費でございます。予算の組み替えですので、補正予算額は0となっておりますが、これは議案説明資料の9ページに事業実施位置図を載せておりますが、町道の滝山線、五十崎の重松地区に整備をしておりますが、その滝山線で地すべりの兆候があるため、詳細な調査が必要となりました。工事費を利用致しまして委託料ということで予算の組み替えをさせていただいております。

次のページをお開き下さい。20ページ、真ん中どころ、10款1項3目の教育諸費、2,016万9,000円の補正でございます。主なものは、工事請負費2,000万円。校舎、体育館解体撤去工事小田中学校となっておりますが、これはですね、この校舎、体育館解体撤去工事につきましては、小田中学校体育館、それから校舎の解体撤去工事で7月17日に入札を行い、株式会社ブリッジカンパニーが6,696万円で落札をしました。5,000万を超えるために8月4日に臨時議会で契約承認の議決をいただきまして、8月5日から12月25日までの工期で事業に着手しております。しかし、平成26年6月1日に大気汚染防止法が改正されました。その改正により、工事請負業者は、解体建築物にアスベストが使用されているかどうかの事前調査が義務付けられております。この法律に基づきまして、請負業者である株式会社ブリッジカン

パニーが、現場と設計書により調査を行ったところ、小田中学校の教室の暖房用煙突の断熱材にアスベストが含有されていることが判明を致しました。アスベストの除去につきましては、外部に飛散させないように厳重に管理し、密閉状態で除去した後、アスベスト処理専門業者に処分する必要があります。そのための費用が約2,300万となるため、今回、2,000万円の補正予算を計上しております。差額の300万につきましては入札減少金を充てる予定でございます。今回補正予算をお認めいただきますと、ブリッジカンパニーと契約変更を行います。5,000万を超える工事請負費となりますので、10月中に臨時議会を開きまして、その中で請負契約、変更承認の議決をお願いする予定でございます。下の段、10款2項3目の学校建設費367万9,000円の減額補正ですが、主なものは13節の委託料です。大瀬小学校改築関係の委託料ということで次のページをお開き下さい。

21ページになります。一番上の段です。地質調査業務委託、これは大瀬小学校を建築するためのボーリング等の地質調査でございます。291万6,000円。それから木材保管業務委託ということで、これも大瀬小学校を建築するために町有林を伐採致します。その木材の保管場所ということで374万4,000円を計上致します。追加の予算ですが、補正額は367万9,000円の減額となっておりますが、入札減少金等を次の工事契約等の減額と合わせてマイナスとなっております。次21ページ、続きになりますが、15節の工事請負費、816万3,000円の減額でございます。小学校の改築関連の事業でございます。工事請負でございます。光ファイバーの引込、LAN工事・進入路工事等が1,183万7,000円の増額でございます。耐震補強工事、これは五十崎小学校でございますが、2,000万の減額ということでトータルでは工事請負費で816万3,000円の減額。学校建設費、2目では367万9,000円の減額となっております。21ページ、残りはお目通し下さい。

22ページになります。10款5項5目の伝統的建造物群保存地区保存対策費163万9,000円の補正でございます。工事請負費、町家資料館のトイレ等の整備工事でございます。この工事につきましては昨年度、設計を致しまして、当初予算に工事請負費を計上しておりましたが、今年度開催致しました伝建審議会から、改修にあたってはですね、明治初期の配置図に合わせるべきではないかというような意見がありました。それから昨年度設計をしておりましたが、4月に消費税のアップ等や労務単価の見直しがあり、工事費に不足が生じる見込みとなりました。今回補正をさせていただきます。なお、国庫補助金補助率は65%ですが、9月中に計画変更、承認申請を行う予定となっております。それから13節の委託料。狂言ワークショップ事業委託、102万円の補正ですが、この事業につきましては、当初27年度で実施する予定でしたが、1年前倒しで実施するというので、102万円の補正をさせていただきます。

次のページ、23ページの1項1目の農業施設災害復旧費、2,150万の補正でございます。議案説明資料の10ページ、一番最後のページをお開き下さい。これは主に台風11号によって被害を受けた施設の災害復旧関係の補正予算でございます。農業施設が黄色の枠で示しております。工事請負費が2,000万。白石農道他全部で8件ございます。それから2目の林業施設災害復旧費、1億3,920万円の補正でございますが、これも議案説明資料の同じく10ページに記載しておりますが、緑の枠で記載しております。小田池川線を含めまして全部で11件の災害復旧工事でございます。工事請負費1億1,620万となります。次の11款2項1目の公共

土木施設災害復旧費1,300万の補正でございます。これも議案説明資料の同じく10ページに赤字で示しております。護国論田線他3路線でございます。工事請負費1,300万でございます。13款1項1目の基金費、1,194万4,000円の補正でございます。小田まちづくり基金、ソルファオダからの収入でございます。それから教育振興基金積立金、これは歳入のところで申し上げました旧上浮穴郡の教育議会解散に伴う返済金でございます。252万9,000円。それから一般廃棄物処理施設維持管理基金積立金841万5,000円でございます。これは内山衛生事務組合解散に伴う余剰金を基金に繰り入れるものでございます。以上で、内子町一般会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎正史議員。

○12番（山崎正史君） 後ほどあると思うんですけど、付託案件になるかもしれませんが、今回、ちょっと議会の運営が多少変わったものですから、質問に不十分なところがあるかもしれませんが、前もってお許しいただきたいと思います。まず、1点ですけど、12ページのこれ聞き逃したんかもしれません。新ふるさと総合支援事業の内容ですね。それと13ページの財産収入、土地売り払い収入、郷の谷と成留屋と言われたんですが、金額をもう一度お願いしたらと思います。それとですね、22ページの教育費関係ですが、もしかしたら私の部門になるかもしれませんが、狂言ワークショップ事業の内容を教えてくださいとったらと思います。

○町並・振興課長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川町並・地域振興課長。

○町並・振興課長（安川徹君） 私の方からですね、新ふるさとづくり総合支援事業補助金についてご説明を致します。これはですね、現在、内子町で新しいと言いますか、観光振興の計画及びWeb戦略と言いまして、観光協会等のですね、ホームページ等の見直し作業を行っておりますので、それに対する県の補助金ということでございます。それから狂言ワークショップのことについて22ページの方でございますが、これにつきましてはですね、狂言ワークショップは今年内子小学校だけですね、実施をして来年度五十崎とかですね、小田地区の小学生について実施をしようということで計画をしておったものでございますけれども、本年度前倒しをしてですね、五十崎小、あるいは小田小学校の生徒につきましても、今年度においてのワークショップを実施をしていくというものでございます。以上です。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

○総務課長（宮野照三君） それでは、お尋ねのございました13ページの14の財産収入の所なんです、土地売り払い収入は2件ございまして、1件は工業団地の分が1,246万5,278円。もう1件が大瀬中央の分でこれが37万1,088円、この2件でございます。

○議長（下野安彦君） よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第76号 平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」は、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第77号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第29 議案第77号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、内容を住民課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○住民課長（三根生憲一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三根生住民課長。

〔三根生憲一住民課長登壇〕

○住民課長（三根生憲一君） それでは、資料の13の30ページの次のオレンジの色の表紙からになります。議案第77号、平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明致します。

それでは1ページをお開き下さい。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,673万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億7,916万円とするものでございます。今回の補正につきましては、平成25年度決算に伴います繰越金の額の確定に係るもの及び、平成25年度実績額確定による交付金・負担金の返還金の計上が主な補正でございます。それでは補正内容について歳入からご説明致します。

7ページをお開き下さい。10款1項1目、繰越金、9,673万円の増額補正であります。これは平成25年度決算により繰越金が確定したことによるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、8ページをお開き下さい。11款1項1目、退職被保険者等交付金返還金、371万3,000円の増額補正。さらに6目、療養給付費等負担金返還金2,426万2,000円の増額補正。これにつきましては、いずれも平成25年度実績額の確定による返還金でございます。12款1項1目、予備費につきましては繰越金等が確定しましたため、6,875万5,000円の増額補正でございます。以上で、平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜

りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第77号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、産業建設厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第78号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第30 議案第78号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、その内容を住民課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○住民課長（三根生憲一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三根生住民課長。

〔三根生憲一住民課長登壇〕

○住民課長（三根生憲一君） それでは引き続きまして、資料13の薄紫色の表紙からになります。議案第78号、平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明致します。

1ページをお開き下さい。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ235万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,488万4,000円とするものでございます。今回の補正は、平成25年度の決算に伴う補正予算となっております。それでは歳入からご説明致します。

7ページをお開き下さい。1款1項2目、普通徴収保険料。これは滞納繰り越し分の保険料の額の確定によりまして、22万9,000円の減額補正をするものでございます。4款1項1目、繰越金258万7,000円の増額補正であります。これは平成25年度繰越金の額の確定によるものでございます。

続いて、8ページをお開き下さい。歳出でありますが、2款1項1目、後期高齢者医療広域

連合の納付金、235万8,000円の増額補正。これは平成25年度繰越金の確定によりまして、歳入の額が確定しましたので、その分を広域連合の納付金として計上するものでございます。

以上で平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎正史議員。

○12番（山崎正史君） 先ほど、歳入の方で後期高齢者医療保険料の補正額、減額の22万9,000円、滞納に関わる部分だというふうな報告を受けたわけですが、この滞納については、どのようなその後処理をされているのか。また、どのような徴収方法をとっているのかをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○住民課長（三根生憲一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三根生住民課長。

○住民課長（三根生憲一君） 後期高齢者医療につきましては、普通徴収分が滞納になっている場合がありますので、本人と直接会いまして、納付していただくよう、こちらの方で対応しております。以上です。よろしくお願いします。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎正史議員。

○12番（山崎正史君） おそらく従来も、こういう滞納があるのじゃないかなというふうに思われるわけですが、そういう対応で現実的にきちんと滞納部分を徴収できているのかどうか。それをお伺いします。

○住民課長（三根生憲一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三根生住民課長。

○住民課長（三根生憲一君） 平成24年度までにつきましては、100%収納しておりますので、平成25年度の分もそれに合わせて100%になるよう収納していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 今の質問に関連するんですが、実際この滞納者というのは何名くらいおられるのか。それと同時にやはり滞納の理由と言いますか、中身はどういう状況で滞納が起きているのか。この2点。

○住民課長（三根生憲一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三根生住民課長。

○住民課長（三根生憲一君） 今の関係なんですけど、決算資料の資料9の113ページにございますように滞納の人数9名。5月31日現在で9名ということで、意思はありますけど、完納ができてないということで9名が滞納となっております。よろしくお願いします。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） その9名というのは私も資料の方見てなかったんで、勉強不足であります。実際に滞納をされた理由といいますか、中身についてはどういう事情からそういう滞納が起きているのか。特にこの方たちは年金の少ない方だろうと思います。直接徴収をしなければならぬ方たちでありますから。その部分について中身についてちょっとお聞かせをいただいとったと思います。

○住民課長（三根生憲一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三根生住民課長。

○住民課長（三根生憲一君） 9名の中に高額収入者もおられます。その高額収入者につきましては、制度上の内容が理解できないというようなことで滞納されておるんですけど、その方についてはお話をして納得をしていただきました。その他の方につきましては、少額ではあるんですけど、納め忘れという部分と実際に年金自体を担保にして入れているという方もおられますので、その方についても対応を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第78号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、産業建設厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（下野安彦君） ここで10分間休憩をします。午後3時50分より再開します。

午後3時37分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第31 議案第79号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） について

○議長（下野安彦君） 「日程第31 議案第79号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、内容を保健福祉課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

〔土居好弘保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（土居好弘君） それでは引き続き、13の資料ピンクの表紙からになります。議案第79号、平成26年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお願い致します。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,335万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億7,335万6,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、25年度からの繰越金及び給付金の額が確定しましたことと、平成26年の給付費の増額をするものでございます。

7ページをお願い致します。歳入でございます。4款1項1目、介護給付費負担金2,619万を増額致しまして、総額で4億2,414万5,000円にするものでございます。5款1項1目、介護給付費交付金3,208万1,000円の増額です。6款1項1目、介護給付費負担金、県支出金でございますが、1,173万8,000円の増額でございます。

8ページをお願いします。10款1項1目、介護給付費繰入金1,147万8,000円の増額で2億9,235万3,000円にするものでございます。11款1項1目、繰越金、3,543万8,000円を増額致しまして、総額で3,877万2,000円にするものでございます。

次から歳出でございます。9ページをお願いします。1款1項1目、一般管理費、職員等の異動によりまして309万円の減額でございます。2款1項1目、居宅介護サービス給付費5,668万4,000円の増額です。同じく、1項3目、地域密着型介護サービス給付費1,861万2,000円の増額です。2款1項9目、居宅介護サービス計画給付費572万8,000円の増額でございます。

続きまして、10ページをお願いします。2款2項1目、介護予防サービス給付費347万6,000円の増額です。同じく4項1目、高額介護サービス費140万円の増額でございます。

11ページです。2款7項1目、特定入所者介護サービス費144万円の増額です。8款1項2目、償還金229万4,000円を償還致します。最後のページ、12ページです。9款1項1目、予備費、3,197万2,000円を増額致しまして、合計3,208万8,000円にするものでございます。以上で内子町介護保険事業特別会計補正予算第1号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第79号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、産業建設厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

**日程第32 議案第80号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
について**

○議長（下野安彦君） 「日程第32 議案第80号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては内容を建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは同じく資料13の水色の冊子になります。議案第80号平成26年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明させていただきます。

1ページをお開き下さい。まず、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,071万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,862万2,000円とするものでございます。主な補正内容と致しましては、25年度の決算に伴いまして滞納及び繰越金の確定、及び歳出の方でございますけれども、満穂地区の上水道拡張工事の工事請負費の増額補正となっております。

7ページまで飛んでいただきたいと思います。まず、歳入でございます。2款1項2目の滞納繰越分と言うことで、これは滞納の分で25年度の決算に伴うものでございます。5款1項1目の繰越金でございますが、これも同じく25年度の決算確定に伴うもので1,663万8,000円となっております。6款の1項1目、一般会計繰入金でございますが、399万6,000円と言うことで、これは満穂地区の上水道拡張工事に伴うもので、歳出の方で説明申し上げます。

次のページ8ページでございます。歳出でございます。1款1項26目の上水道区域拡張事業費ということで、15節の工事請負費でございますが、上水道の拡張工事。今年度から満穂地区を拡張工事に取り組んでおりますけれども、法定外道路、いわゆる赤道に配水管、送水管を入れますけれども、現在コンクリート舗装とされておりません。地道でございます。そこに配水管を

入れますので、イノシシとか今後の管理におきまして、コンクリート舗装しとく方が適正な維持管理ができるということで、今回コンクリート舗装を計上するものでございます。399万6,000円でございます。4款1項1目の予備費でございますが、1,671万9,000円となっております。歳出合計と致しましては補正額が2,071万5,000円で合計の3億3,862万2,000円となっております。以上、平成26年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第80号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」は、産業建設厚生常任委員会に付託して審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第33 議案第81号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長（下野安彦君） 「日程第33 議案第81号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、内容を建設デザイン課長に説明致さめますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは同じく資料13のですね、水色の冊子からになります。議案第81号、平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

1ページをお開き下さい。第1条で歳入歳出予算の総額に変更なく、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,252万7,000円とするものでございます。主な補正内容と致しましては歳出におきまして組み替えの予算となっておりますが、県道改良に伴いまして公共枅布

設工事の補正予算となっております。

7ページまでお開き願ったと思います。歳出でございます。1款1項2目の終末処理場管理費ということで31万4,000円の減でございますが、これ需要費でございます。この分につきましては、浄化センターの維持管理費施設の入札減でございます。3目の管渠管理費の74万5,000円の減でございますが、同じく11節の需要費でございますけれども、マンホールポンプ場の自動通報装置の入札減74万5,000円となっております。

次に2款1項の1目、未普及解消下水道事業費でございますけれども、補正額と致しまして、105万9,000円となっておりますが、15節の工事請負費ということでこの分につきましては、県道串内子線の改良工事に伴いまして、公共汚水枡6箇所分が移設する必要がでてきましたので、今回計上させていただいたところでございます。以上、平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第81号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」は、産業建設厚生常任委員会に付託して審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

本日、総務文教常任委員会、産業建設厚生常任委員会、及び予算決算特別委員会に付託しました、各議案の委員会審査報告については、9月19日の本会議でお願いします。

日程第34号 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（下野安彦君） 「日程第34号 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、でございます。内子町人権擁護委員の福積あさみ氏が平成26年12月31日任期満了となるため、法務大臣に対し後任として岡芳雄氏を推薦致したいと存じますので、議会の意見を求めるものでございます。岡芳雄氏は、昭和22年10月21日のお生まれで、内子町五十崎甲1116番地にお住まいで、曹洞宗、宗光寺のご住職をされておられます。地域の相談役、調停を担い、福祉活動、人権啓発活動に取り組み、また旧五十崎町教育委員会教育委員、教育委員会教育委員長を歴任

されるなど人格識見ともに申し分なく、人権擁護員として推薦するに適任であると存じます。よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

従って、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。「諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任と決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任とすることに決定しました。

○議長（下野安彦君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日は、これをもって散会致します。

午後4時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

平成26年 9月第72回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 平成26年 9月10日（水）

○開会年月日 平成26年 9月19日（金）

○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 久保美博君	2番 森永和夫君
3番 菊地幸雄君	4番 泉浩壽君
5番 大木雄君	6番 山本徹君
7番 池田洋助君	8番 山上芳子君
9番 才野俊夫君	10番 下野安彦君
11番 林博君	12番 山崎正史君
13番 寺岡保君	14番 中田厚寛君
15番 宮岡徳男君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長 稲本隆壽君	副町長 稲田繁君
総務課長 宮野照三君	住民課長 三根生憲一君
税務課長 山上幸久君	保健福祉課長 土居好弘君
会計管理者 三原美津夫君	建設デザイン課長 橋本健一君
町並・地域振興課長 安川徹君	産業振興課長 小野植正久君
小田支所長 正岡和猶君	環境政策室長 大森豊茂君
政策調整班長 山岡敦君	上下水道対策班長 西川安行君
危機管理班長 亀岡弘君	地域医療・健康増進センター長 曾根岡伸也君
教育委員会委員長 城戸彰君	教育長 亀岡忠重君
学校教育課長 片山哲也君	自治・学習課長 井上淳一君
代表監査委員 片岡安男君	農業委員会会長 上岡孝光君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 堀本増隆君 書記 矢野昌記君

○議事日程（第9号）

平成26年 9月19日（金）午後3時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議事日程通告

- 日程第 3 議認第12号 平成25年度内山衛生事務組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議認第13号 平成25年度内山リサイクルセンター会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第68号 平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 6 議認第14号 平成25年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第69号 内子町総合計画策定条例の制定について
- 日程第 8 議案第70号 内子町税条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第71号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第72号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第73号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第75号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第76号 平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第77号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第78号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第79号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第80号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第81号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 受理第 4号 国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める請願書
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第22 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第23 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23

午後 3時00分 開会

○議長（下野安彦君） ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下野安彦君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、3番菊地 幸雄議員、4番泉 浩壽議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（下野安彦君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程第9号のとおりであります。

これから、議事日程に従って、議案の審議に入ります。

日程第 3 議認第12号 平成25年度内山衛生事務組合会計歳入歳出決算の認定 について

日程第 4 議認第13号 平成25年度内山リサイクルセンター会計歳入歳出決算の認定 について

○議長（下野安彦君） 「日程第3 議認第12号 平成25年度内山衛生事務組合会計歳入歳出決算の認定について」及び「日程第4 議認第13号 平成25年度内山リサイクルセンター会計歳入歳出決算の認定について」は、一括議題とします。

予算決算特別委員長から、委員会審査の経過並びに結果について報告を求めます。

山崎予算決算特別委員長、登壇願います。

○予算決算特別委員長（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎予算決算特別委員長。

〔山崎正史予算決算特別委員長登壇〕

○予算決算特別委員長（山崎正史君） それではご報告を申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の予算決算特別委員会に付託されました議認第12号、平成25年度内山衛生事務組合会計決算の認定について、議認第13号、平成25年度内山リサイクルセンター会計歳入歳出決算の認定についての審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については議認第12号、及び議認第13号は、原案のとおり認定すべきものとするものでございます。議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を申し上げます。

議認第12号、議認第13号につきましては、平成26年3月31日をもって一部事務組合を解散したことから、地方自治法施行令第5条の規定により、承継した議会の認定を受けるものであります。内山衛生事務組合会計の歳入歳出差引額253万3,466円、並びに内山リサイクルセンター会計の差引額588万1,165円、合わせて841万4,631円を承継する内子町に繰り入れるものであります。また、組合財産についても、すべての土地、建物、及び財政調整基金3,006万5,907円を内子町に引継ぐものであります。委員の質疑においては、「指定袋について、他と比べて高いのではないか。引き下げる考えはないか。仕入れコスト削減の努力をすべきである。」また、「今後単独での事業となり、内子町68.4%の負担から、すべてとなる100%が今までよりも負担増となるのか。」 また、「常に炉を冷やさないことが基本であ

るが、ごみの量が減ると炉の稼働時間はどうなるのか。」「資源ごみの収集許可以外の業者が入っていないか。町の許可はどうなっているのか。」などの質疑に対し、「指定袋については近隣市町と同じ価格である。4月に消費税8%になったがアップはしていない。経営上引き下げは難しい。」との答弁でありました。また、「単独となったことでの負担は、基本的な経費は同じように必要であり、今後、炉の老朽化による修繕等も出でくるので、負担増となる。極力経費をおさえるよう努力する。」との答弁がありました。炉については、「炉の燃焼時間は16時間で、土曜日はごみの受付けはするが、燃やすのを休みにした。炉の傷みはあるかもしれないが、費用においては減少する。」というものであります。また、無許可業者については、「町の集積所では許可したもの以外の収集は違法である。町として監視するが、見かけたら担当局へ連絡をしてほしい。」というものであります。25年度会計決算においては、事務組合議会の予算議決のとおり、いずれも適正に執行されており、「原案のとおり認定すべきもの」と決定を致しました。今後も適切な事業運営を期待し、更なる行政努力をいただきたいことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

山崎委員長、席にお戻り下さい。

討論、採決については1件ずつ行います。

「議認第12号 平成25年度内山衛生事務組合会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議認第12号の採決を行います。この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、全員です。

よって、議認第12号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、「議認第13号 平成25年度内山リサイクルセンター会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議認第13号の採決を行います。この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、全員です。

よって、議認第13号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 5 議案第68号 平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 6 議認第14号 平成25年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（下野安彦君） 「日程第5 議案第68号 平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第6 議認第14号 平成25年度内子町水道事業会計決算の認定について」は、一括議題とします。

予算決算特別委員長から、委員会審査の経過並びに結果について報告を求めます。

山崎予算決算特別委員長、登壇願います。

○予算決算特別委員長（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎委員長。

〔山崎正史予算決算特別委員長登壇〕

○予算決算特別委員長（山崎正史君） それでは、ご報告を申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の予算決算特別委員会に付託されました議案第68号、平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分について、議認第14号、平成25年度内子町水道事業会計決算の認定についての2議案の審査結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第68号及び議認第14号は原案のとおり可決及び、認定すべきものとするものでございます。議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を申し上げます。

議案第68号、平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分については、本年3月定例会において、公営企業法の改正に伴い、条例改正が行なわれ、剰余金の処分については、議会の議決を得るものとされたことに伴うものであります。水道事業で生じた利益剰余金3,216万9,693円の処分として、まず、減債積立金に2,216万9,693円を積立し、企業債の償還に備えるものであります。また、残りの1,000万円を将来の欠損金を埋めるための積立とし、利益積立金に積み立てるものであります。いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断致しました。

議認第14号は、平成25年度会計決算においては、予算議決のとおり、いずれも適正に執行され、公営企業として安定した経営を行っており、特に問題はなく、決算について原案のとおり認定すべきものと決定を致しました。今後とも、より一層の企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

山崎委員長、席にお戻り下さい。

討論、採決については1件ずつ行います。「議案第68号 平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第68号の採決を行います。この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、全員です。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議認第14号 平成25年度内子町水道事業会計決算の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議認第14号の採決を行います。この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、全員です。

よって、議認第14号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 7 議案第69号 内子町総合計画策定条例の制定について

○議長（下野安彦君） 「日程第7 議案第69号 内子町総合計画策定条例の制定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

中田総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（下野安彦君） 中田委員長。

〔中田厚寛総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の総務文教常任委員会に付託されました議案第69号、内子町総合計画策定条例の制定について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第69号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務付けされていましたが、国の地域主権改革のもと、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、町の独自の判断にゆだねられることとなっています。本議案の提案理由は、第2期内子町総合計画を策定し、総合

的、かつ計画的な行政運営を図るため、内子町総合計画策定条例を制定しようとするものであります。第4条では、町長は基本構想を策定し、変更するときは議会の議決を経るものとし、第5条では基本構想に基づき、基本計画、実施計画を策定すると定めています。委員の質疑においては、「平成23年に策定しなくても良くなった。策定不要となっているが、今回策定しようとするのはなぜか。出発の時点での議論はなされてきたのか、疑問である。」、「まちづくりの理念は何か。まちづくりの理念を作ったうえで、基本構想を作るべきである。」、「どういうふうにして町を創っていくのか、根本とするものが無いのではないか。わが町は、これで行くんだという基本を、コンサルまかせでなく、職員で作らないと今後の対応がむづかしいと思う。」、「この条例を作って、どう住民の福祉につながっていくのか。」、「前期計画の住民の検証はすんでいるのか。」など多くの質疑が出されました。これに対し、「総合計画は、今までの10年を総括して、住民と協働で地域資源を生かしながら、次の10年を見据えて作成をしていく。町並保存など全国から評価される町になっているが、きちんと計画書に基づき行ってきたものである。」との答弁があり、また、「今までの計画書においても、町並保存、高次元農業、人づくり、エコロジータウンといった事業を計画書に基づき行ってきた。合併した時には、総花的となったが、職員のみで計画書を作るのはむづかしい。」との答弁でありました。「計画書の策定は地方に委ねられたものであり、時期は遅くなったが議会の議決を受けた計画書にしたい。議会と行政が共に作っていくことは重みが違う。町民にとっても理解がしやすいと考える。」というものであります。委員から計画書の検証について、「検証は、町民の方から見て検証してほしい。検証は、町民に分かりやすく知らされることが、町民参加の計画書となっていくものだと思う。」などの意見が出されました。これに対し、「町民に対する説明責任があり、地域づくり懇談会等で説明を行っていく。」とのことであります。多くの意見が出されましたが、採決の結果、議案第69号「内子町総合計画策定条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

中田委員長、席にお戻り下さい。

これより、討論を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第69号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第69号 内子町総合計画策定条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第70号 内子町税条例等の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第8 議案第70号 内子町税条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（下野安彦君） 中田委員長。

〔中田厚寛総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の総務文教常任委員会に付託されました議案第70号、内子町税条例等の一部改正について審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第70号は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。

今回の条例改正は、主に、消費税が10%に引き上げられた場合に、自動車取得税の廃止が行われ、地方の財源確保のため軽自動車税の引き上げを行うものであります。委員の質疑においては、「自動車税の増収と自動車取得税交付金との差はどうか。」との質問に対し、「25年度の自動車取得税交付金は2,896万1,000円であるが、平成41年度と26年度の軽自動車税とを比較した場合、3,800万円の増収になると推計しているとの答弁であります。討論においては、「国が決めたことではあるが、一般庶民の利用が非常に多い軽自動車の税率が上がることで、低所得者層の税が上がっていくことには反対である。」との意見、また、「自動車取得税の関係からやむを得ない。新規登録後13年を経過した車については、環境に負荷を与えるもので、全体的に考えて致し方ない措置である。」との意見が出されました。採決の結果、賛成多数により、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

中田委員長、席にお戻り下さい。

これより、討論を行います。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 議案70号、内子町税条例の一部改正については反対の立場で討論を行います。軽自動車は、地方や都市郊外で長期にわたる所得低迷の中で多く普及していると言われております。これは税を含めた自動車の維持費の負担が国民にとって重いものとなっております。価格維持費とともに比較的安価な軽自動車の需要が高くなったという実態があるわけであり、とりわけ公共交通の限られている当町などのような地域では一世帯で複数所有するなど、住民の重要な移動手段となっております。また、原付や2輪車、これは公共交通機関の運行のない時間帯や地域で働く労働者の足となっているわけであり、特に今回の軽自動車税の増税は、雇用や経済の面でも困難を抱える過疎地域や郊外に住む住民ほど負担増が大きくなるとも言われ

ておるわけであります。自動車業界の要望に応じて、比較的高所得者に需要の多い普通車の自動車取得税を軽減、廃止をし、その穴埋めに軽自動車税の増税で賄うことは、これは長期の所得低迷にあえぐ軽自動車に頼る町民に対しても、これは消費税増税に加えて二重の負担を押し付けるものであると言わなければなりません。こういう背景でありますから、私は本件にはこの増税案に強く反対するものであります。以上で反対討論を終わります。

○議長（下野安彦君） 他にありませんか。

○5番（大木雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木雄議員。

○5番（大木雄君） 私は、第70号、内子町税条例の一部改正に賛成の立場で討論致します。軽自動車税の引き上げについては、保有者の負担増が増えるものではあります。しかし普通車自動車税の公平性から考えるとやむを得ないと考えます。この税率は、平成27年4月1日以降に、初期登録される車両に適応されるものであって、現在登録されている車両は引き続き従来の税率であり、一定の配慮はなされています。初期登録から13年を経過した軽自動車の重課税率の適応についても、地球温暖化等環境の負荷の低減につながるのが意味合いで理解出来ます。こうしたことから、本議案については賛成致します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

議案第70号の採決を行います。

ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） 起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告の通り可決されました

日程第 9 議案第71号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（下野安彦君） 「日程第9 議案第71号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池田産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田委員長。

〔池田洋助産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（池田洋助君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の産業建設厚生常任委員会に付託されました議案第71号、内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第71号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。議案第71号は、平成24年に成立した法律、「子ども・子育て支援法」の規定により、保育園、幼稚園等について、市町村がそれらの施設の運営に関する基準を条例において定めるものであります。第4条において、保育園、幼稚園等の利用定員を20人以上と定め、第13条で利用者負担額の支払い、第20条で運営規定を定めています。同じように第37条からは、特定地域型保育事業の運営基準を定め、利用定員1人から19人までのそれぞれの定員を定めています。附則において、施行期日を「子ども子育て支援法」の施行の日からとしており、平成27年度からのスタートを想定するものと思われます。委員の質疑においては、「定数が20人以上としているが、年度内で20人切の場合などの取扱いはどうなるのか。」「人口減少にあって、第37条の家庭保育事業や小規模保育事業などは内子町で必要なのか。また、町立の保育園等の入園者が定員に満たなくなる恐れはないのか。」との質問に対し、「年度内で20人を超えると見込めば20人として行う。20人を切ると保育園等の運営が出来なくなるので、状況を把握しながら、調整を行う。」「1人でも訪問していったって保育が出来るもので、大きなところだけでなく、多機能型に出来るものである。事業者は県の認可をうけたもの。1人以上5人以下とか、6人以上10人までの利用定員とした事業者が内子町に出来た場合には、保護者が選ばれれば認めて行くことになる」ということであります。また、委員から「兄弟姉妹を保育園と幼稚園にそれぞれ預けることができるようになったのか。」との質問に対し、「規則において、どちらにも入園できるようにする。ただし、国の通達により、保護者が月64時間以上働いている方については両方選べるようになる。」との答弁がありました。保育料についての質問が多く出され、それに対し、「高所得者ほど高くなり、低所得者は下がる。という方向で調整を行っていく。」とのことであります。多くの意見が出されましたが、採決の結果、条例の内容は適正と認められ、よって議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

池田委員長、席にお戻り下さい。

これより、討論を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第71号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は「可決」です。報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第71号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（下野安彦君） 「日程第10 議案第72号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池田産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田委員長。

〔池田産業建設常任委員長登壇〕

○産業建設常任委員長（池田洋助君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の産業建設厚生常任委員会に付託されました議案第72号、内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第72号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。議案第72号は、児童クラブに関するもので、第9条で設備の基準を児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上と規定しているが、内子、五十崎児童クラブとも基準をクリアしており、第10条における放課後児童支援員の数、資格においてもクリア済である。また、定員については40人以下と規定するが、内子児童クラブが30人、五十崎児童クラブが20人としており、現状においてもこの条例に沿ったものとなっているとの説明がありました。さらに、未設置地区についての対応については、「小田地区、大瀬地区については、保護者を対象にニーズ調査を行っており、小田地区には幼稚園しかないことから、早い時期に、立川小学校で行っている幼稚園児、小学生が一緒の「子ども教室」を自治学習課と連携し行っていきたいと考えている。」とのことでありました。字句や表現等に対しても、多くの意見が出されましたが、採決の結果、条例の内容は適正と認められ、よって議案第72号は、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし。〕の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

池田委員長、席にお戻り下さい。

これより、討論を行います。

〔「なし。』の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第72号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。』の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第72号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

**日程第11 議案第73号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について**

○議長（下野安彦君） 「日程第11 議案第73号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池田産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田委員長。

〔池田産業建設常任委員長登壇〕

○産業建設常任委員長（池田洋助君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の産業建設厚生常任委員会に付託されました議案第73号、内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第73号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。

議案第73号は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業について、設備の基準、職員配置などを規定しています。現在内子町には、こういった事業所はありませんが、将来において多機能化が見込まれる可能性もあることから、条例を整備するものであります。委員から「加戸病院が行っている保育事業は、事業内保育事業となるのか。」という質問に対し、「従業員の子どもだけを対象として保育を行っており、対象とはならない。」とのこととあります。また、「議案71号と同じような内容が重複するような条例が必要なのか。」という意見も出されました。採決の結果、条例の内容は適正と認められ、よって議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし。〕の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

池田委員長、席にお戻り下さい。

これより、討論を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第73号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第73号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第74号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について

○議長（下野安彦君） 「日程第12 議案第74号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（下野安彦君） 中田委員長。

〔中田厚寛総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の総務文教常任委員会に付託されました議案第74号「内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第74号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。今回の指定管理者の指定については、「大瀬の館」と「大瀬の米蔵」の管理を委任するものであり、公募をした結果、地元の「村役場を活かす会」以外に応募は無く、今まで同様平成26年10月1日から5年間指定を行うものであります。委員からの質疑は、特にありませんでした。採決の結果、全会一致により、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし。〕の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

中田委員長、席にお戻り下さい。

これより、討論を行います。

〔「なし。』の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第74号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。』の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第74号 内子町成屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について

○議長（下野安彦君） 「日程第13 議案第75号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（下野安彦君） 中田委員長。

〔中田厚寛総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の総務文教常任委員会に付託されました議案第75号「五十崎特産センターの指定管理者の指定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第75号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。今回の指定管理者の指定については、「五十崎特産センター」を委任するものであり、公募をした結果、「有限会社しあわせの黄色いハンカチ」以外に応募は無く、今まで同様平成26年10月1日から5年間指定を行うものであります。委員の質疑においては、「黄色いハンカチは、農家にとってどうなのか。野菜等も学校給食に納めていると思うが、事業内容についてはどうか。」との質問に対し、「厳しい現状にはあるが、五十崎地区の幼稚園、保育園等や新谷の老人保健施設、また週5日、松山でのテント販売など販路を拓けていっている。会員数は150人程度であるが、出荷者は50人程度である。」との答弁であります。「からり、せせらぎ」と同じように指定管理しているが、行政との関係、在り方はどうか。直売で買うものも少なく、生産者と関係が希薄になっているのではないか。行政としてももう少し関わり、指導、援助も必要ではないのか」との質問に対し「加工施設は、地域の人の場所になっている。野菜等も少なく他から納入している状況もある。行政は、電気料の基本料金等の援助はしているが、運営については、今後相談等、行っていく必要性はある。」との答弁でありました。採決の結果、全会一致により、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし。」の声あり

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

中田委員長、席にお戻り下さい。

これより、討論を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第75号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第75号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第76号 平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第14 議案第76号 平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

最初に中田総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（下野安彦君） 中田委員長。

〔中田厚寛総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の総務文教常任委員会に付託されました議案第76号、平成26年年度内子町一般会計補正予算（第3号）について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第76号は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。議案第76号、平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,485万8,000円を追加し、103億9,923万9,000円とするものであります。その中で、当委員会が所管する主なものは、総務費、教育費であります。まず歳入についてでございますが、地方交付税1億8,219万7,000円を追加するとともに、国庫補助金として、分庁舎耐震工事に充てる、がんばる地域交付金872万8,000円、また、郷の谷工業団地などの土地売り払い収入1,283万6,000円などを歳入として補正し、当初予定していた財政調整基金からの繰入1億640万円を取り止めたうえ、臨時財政対策債を3,474万3,000円追加し、財源の確保を行っております。委員からの質疑で、「合併10年が終了した後の地方交付税について、減額にはならないのではないか、国は減額しないで、他の財源で賄うと考えているのではないか。」との質問に対し、「10年間の保証は終了し、5年間は1本化算定に向けて減額してくる。臨時財政対策債はあるけれども、10億は減ってくるものと試算している。」とのことであります。次に、主な歳出予算は、2款・総務費においては、ホームページリニューアル業務委託費579万5,000円、合併10周年事業費として、241万5,000円を補正計上し、農業委員会委員選挙が無投票となったことから、1,031万2,000円を減額しています。また、基金費として内山衛生事務組合の解散に伴い承継する財産841万4,000円を上乗せして、一般廃棄物処理施設維持管理基金に積立てるものとしています。委員からの質疑で、「ホームページリニューアル業務の委託業者の選定はどうするのか。」との質問に「5年ごとに見直しをしているが、4社でのプロポーザル方式での選定を考えている」とのことでありました。10款・教育費については、旧小田中学校の校舎・体育館解体撤去工事に伴う、アスベスト対策として新たに、2,000万円を追加し、大瀬小学校改築関連で進入路工事など1,183万7,000円を追加し、五十崎小学校耐震工事の入札減少金等2,000万円を減額しています。また、26年度第3回伝統芸能発表会を催すにあたり、沖縄県宜野座村との文化交流を進めるものとし、その費用として11万円を、内子座創建100周年に合わせ、希望する小学生による狂言ワークショップとして、内子地区の小学校に加え、五十崎、小田地区の小学生を前倒して参加してもらう費用として102万円を追加して

います。委員からの質疑で、「小学生に狂言を学ばせる、基本的な考え方は何か。」との質問に、「子どもたちが日本の伝統的な狂言に親しみ、学ぶことは大切なことであるが、自らを表現する力、自己表現を出来るように、一流の人の指導を受けることは大きな財産になるものと考えている」とのことです。以上、各課長からの補正予算の説明、それらに対する質疑を行ったのち、採決を行った結果、議案第76号については、適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし。」の声あり

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

中田委員長、席にお戻り下さい。

次に、池田産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田委員長。

〔池田産業建設常任委員長登壇〕

○産業建設常任委員長（池田洋助君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の産業建設厚生常任委員会に付託されました議案第76号、平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第76号は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。議案第76号、平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）における当委員会が所管する主なものは、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費であります。まず歳入についてでございますが、主なものは、台風12号、11号による被害に係る災害復旧費で、国庫負担金が667万円、県補助金が6,865万円を見込んでおり、支出においても1億7,370万円の補正がなされています。次に、主な歳出予算は、3款民生費においては、町人権同和教育研究大会の費用52万3,000円、介護保険事業特別会計への繰出金838万3,000円。4款衛生費においては、予防接種法施行令の改正により、1歳児から3歳児未満、経過措置で3歳、4歳児も行いますが、水痘ワクチンの予防接種を100%町負担により行うものです。3カ月おいて2回必要で、1回1万432円の費用がかかります。また、65歳以上の高齢者のインフルエンザで8,000円のうち、半額の4,000円が個人負担となりますが、肺炎から合併症を防ぐ肺炎球菌ワクチンの予防接種を行います。接種は1回限りでOKということです。また、高齢者の季節型インフルエンザワクチンは現在3,600円のうち1,500円を個人負担としていますが、1,000円に引き下げるよう県下で統一して行う。というもので、合わせて1,176万5,000円を補正しています。6款農林水産業費においては、キウイフルーツかいよう病対策として、防風ネットの設置費用として、県補助金3分の1、33万5,000円を加え50万3,000円を。また、林業機械のレンタル・リース料の補助として県補助金3分の1、252万2,000円を加えた504万5,000円を補正し、森林整備を図っていくものであります。以上、各課長からの補正予算の説明、それらに対する質

疑を行ったのち、採決を行った結果、議案第76号については、住民の福祉の向上に対し、適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

池田委員長、席にお戻り下さい。

○議長（下野安彦君） これより、討論を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第76号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第76号 平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第77号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第15 議案第77号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

池田産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田委員長。

〔池田産業建設常任委員長登壇〕

○産業建設常任委員長（池田洋助君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の産業建設厚生常任委員会に付託されました議案第77号「平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第77号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容等についてご報告を致します。議案第77号は、25年度繰越金の確定による歳入9,673万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ25億7,916万円とするものです。歳出は25年度事業実績による国保連合会への返還金2,797万5,000円であり、残りの6,875万5,000円については、予備費としています。特に質疑はなく、採決を行った結果、議案第77号については、適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

池田委員長、席にお戻り下さい。

○議長（下野安彦君） これより、討論を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第77号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第77号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（下野安彦君） ここで10分間休憩をします。午後4時10分から再開します。

午後4時01分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第16 議案第78号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第16 議案第78号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

池田産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田委員長。

〔池田産業建設常任委員長登壇〕

○産業建設常任委員長（池田洋助君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の産業建設厚生常任委員会に付託されました議案第78号「平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第78号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容等についてご報告を致します。

議案第78号は、25年度繰越金の確定による歳入補正235万8,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ2億2,488万4,000円とするものです。また、同額の235万8,000円を後期高齢者医療広域連合納付金として支出するものです。

特に質疑はなく、採決を行った結果、議案第78号については、適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

池田委員長、席にお戻り下さい。

○議長（下野安彦君） これより、討論を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第78号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第78号 平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業 特別会計補正予算（第1号）について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第79号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） について

○議長（下野安彦君） 「日程第17 議案第79号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

池田産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田委員長。

〔池田産業建設常任委員長登壇〕

○産業建設常任委員長（池田洋助君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の産業建設厚生常任委員会に付託されました議案第79号、平成26年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第79号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容等についてご報告を致します。議案第79号は、25年度事業費等が確定したことにより、25年度事業費に5%の伸びを見込み、消費税率が8%となったことも勘案した補正予算となっています。歳入歳出にそれぞれ1億2,335万6,000円を追加し、総額を24億7,335万6,

000円とするものです。介護保険事業は保険料50%、公費負担が50%ですが、うち国が25%、県が12.5%、町負担が12.5%となっています。事業費見込みにそれぞれの負担割合を歳入として見込み、合わせて確定した繰越金3,543万8,000を歳入補正しています。歳出については、要介護、要支援の介護事業等、合わせて9,138万円の保険給付費を計上し、23億3,883万円の介護サービス事業を行うものであります。採決を行った結果、議案第79号については、介護保険事業を行うに当たり、適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

池田委員長、席にお戻り下さい。

○議長（下野安彦君） これより、討論を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第79号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第79号 平成26年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第80号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） について

○議長（下野安彦君） 「日程第18 議案第80号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

池田産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田委員長。

〔池田産業建設常任委員長登壇〕

○産業建設常任委員長（池田洋助君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の産業建設厚生常任委員会に付託されました議案第80号、平成26年年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第80号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容等についてご報告を致します。議案第80号は、歳入歳出それぞれ2,071万5,000円を追加し、総額を3億3,862万2,000円とするものです。歳入については、確定した繰越金1,

663万8,000円を補正し、満穂上水の拡張工事費として一般会計から399万6,000円を繰り入れています。また、予備費を1,671万9,000円追加し、1,956万8,000円とするものです。委員から、「簡易水道と上水道との統合状況について」質問があり「水道料金の緩和措置として、5年を目途に上水に合わせるよう調整しており、経営的なシミュレーションを行っているところである。また、14の簡易水道の維持管理については、5年間は簡易水道の時のままでお願いをしていくことで進めている。」という答弁がありました。採決を行った結果、議案第80号については、適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

池田委員長、席にお戻り下さい。

○議長（下野安彦君） これより、討論を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第80号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第80号 平成26年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第81号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長（下野安彦君） 「日程第19 議案第81号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

池田産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設常任委員長（池田洋助君） 議長。

○議長（下野安彦君） 池田委員長。

〔池田産業建設常任委員長登壇〕

○産業建設常任委員長（池田洋助君） ご報告申し上げます。去る9月11日の本会議において、開会中の産業建設厚生常任委員会に付託されました議案第81号、平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第81号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容等についてご報告を致します。議案第81号は、歳入歳出に変更はなく、マンホール等の修繕料の入

札減少分105万9,000円減額し、それをもって県道串内子線の公共污水枡移設工事を6か所行うものです。特に質疑はなく、採決を行った結果、議案第81号については、適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

池田委員長、席にお戻り下さい。

○議長（下野安彦君） これより、討論を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

議案第81号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第81号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 受理第4号 国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める請願書

○議長（下野安彦君） 「日程第20 受理第4号 国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を求める請願書」を議題とします。

請願の内容については、配布しております「請願書の写し」のとおりであります。

お諮りします。この請願については、産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、受理第4号は、産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（下野安彦君） 「日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第22 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（下野安彦君） 「日程第22 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第23 議員派遣の件

○議長（下野安彦君） 「日程第23 議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

○議長（下野安彦君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

稲本町長、あいさつをお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 第72回内子町議会定例会閉会にあたりまして一言、お礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。議員の皆さん方におかれましては大変お忙しい中、招集致しましたところ、町長として32件の案件を提案させていただきました。慎重にご審議賜りまして、全ての案件にわたりまして適切にご判断いただきましたこと、心からお礼を申し上げたいと思います。その事業の趣旨、また目的にそって適切に執行さしていただきたいと思いますので、

議員の皆さん方の引き続いてのご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます次第でございます。

さて、ここ2、3日、朝夕めっきり涼しくなって参りました。ちょうど季節の変わり目ということでもございます。議員の皆さん方、どうぞ体調管理に万全を期していただきまして、これからも引き続いて、元気のある内子町のまちづくりに力を貸していただきたいというふうに思います。定例会、本当にありがとうございました。お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下野安彦君） 以上をもって、平成26年9月第72回内子町議会定例会を閉会します。

午後4時28分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第72回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 3	株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	受理
報告 4	小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	受理
報告 5	公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	受理
報告 6	健全化判断比率の報告について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	受理
報告 7	資金不足比率の報告について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	受理
報告 8	内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	受理
議認 4	平成25年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	特別委員会付託
議認 5	平成25年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	特別委員会付託
議認 6	平成25年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	特別委員会付託
議認 7	平成25年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	特別委員会付託
議認 8	平成25年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	特別委員会付託
議認 9	平成25年度内子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	特別委員会付託
議認 10	平成25年度内子町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	特別委員会付託
議認 11	平成25年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成 26.9.10	平成 26.9.11	特別委員会付託
議認 12	平成25年度内山衛生事務組合会計歳入歳出決算の認定について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	認定

平成26年 9月第72回内子町議会定例会

議認 13	平成25年度内山リサイクルセンター会計歳入歳出決算の認定について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	認定
議案 68	平成25年度内子町水道事業会計剰余金の処分について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議認 14	平成25年度内子町水道事業会計決算の認定について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	認定
議案 69	内子町総合計画策定条例の制定について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議案 70	内子町税条例等の一部改正について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議案 71	内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議案 72	内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議案 73	内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議案 74	内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議案 75	五十崎特産センターの指定管理者の指定について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議案 76	平成26年度内子町一般会計補正予算（第3号）について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議案 77	平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議案 78	平成26年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議案 79	平成26年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議案 80	平成26年度内子町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
議案 81	平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	平成 26.9.10	平成 26.9.19	原案可決
諮問 3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	平成 26.9.10	平成 26.9.11	原案可決

3 請願

番号	件名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決結果
受理 4	国民健康保険の広域化に反対し、国庫負担の復元を 求める請願書	平成 26.9.10	平成 26.9.19	常任委員 会付託